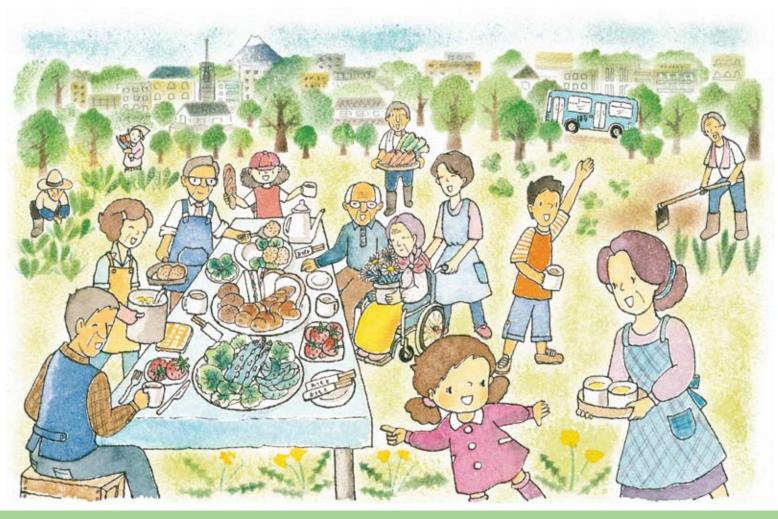
西東京市

高龄者保健福祉計画介護保険事業計画(第5期)

平成 24 年度~ 26 年度

いつまでもいきいきと 安心して暮らせるまち 西東京市

――みんなでつくる豊かな高齢社会――



西東京市

高齢者保健福祉計画介護保険事業計画(第5期)

平成 24 年 3 月

西 東 京 市

高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画(第5期)の 策定にあたって



西東京市長 傾口光 沿

平成23年度の社会経済情勢を振り返りますと、東日本大震災の発生により、被災地の復旧・復興支援、第一次石油危機以来の電力使用制限令の発動、さらには福島第一原子力発電所の事故による放射線・風評対策など、これまで経験したことのない幾多の課題に直面いたしました。

同時に、この戦後最大の困難ともいえる震災からは、都市基盤整備の重要性 や地域の絆づくりの大切さ、さらには新たなエネルギー政策の必要性といった教 訓も学びました。震災のもたらした課題は、いずれも中長期的に取り組んでいか なければなりませんが、震災から学び取ったこれらの教訓についても、今後の市 政運営にどのように生かしていくかが大変重要であると考えています。

このような中で、介護の社会化を目指した介護保険制度が創設されて 10 年以上が経過しました。国では、第5期介護保険事業計画策定にあたっては、高齢者が地域で自立して生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現が必要であるとしています。

本計画は、西東京市の高齢者福祉分野において、元気な方から介護を必要とする人まですべての皆様を対象としており、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を今後3年間の計画として一体的に策定したものです。

震災から学び取った教訓から、地域における共助の礎となる地域の絆の再生・強化を図り、地域コミュニティの再構築や、見守り・支え合いの仕組みを充実し、高齢社会に対応した安全で安心なまちづくりを目指してまいりたいと考えております。ぜひ、市民の皆様には、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、西東京市高齢者保健福祉計画 検討委員会及び西東京市介護保険運営協議会の委員の皆様をはじめ、計画策定 のための基礎調査や市民説明会、パブリックコメントなどにおきまして貴重なご意 見をお寄せいただきました市民の皆様に、心から御礼申し上げます。

第1部	計画の	D位i	置づけと目指すべき方向性	1
	第1章	計画	画の趣旨と概要	2
	210 . 1	1	- 計画の背景と趣旨 ····································	
		2	計画の概要	
		3	計画の策定体制	
	第2章	_	齢者を取り巻く現状と課題	
	713 — 1	1	高齢者を取り巻く現状	
		2	これまでの取組状況	
		3	課題と方向	
	第3章	計	 画の考え方 ······	
		1	基本理念	
		2	将来指標	23
		3	基本方針	24
		4	圏域設定の考え方	26
		5	重点施策	29
		6	計画の体系	34
第2部	基本理	里念	の実現に向けた施策の展開	35
	第1章	地域	域包括ケアシステムの実現	36
		1	地域包括支援センターの機能の充実	
		2	保健・福祉・医療の連携体制の充実	39
		3	相談体制の充実	40
		4	地域密着型サービスの充実	41
		5	認知症の方への支援	42
	第2章	生き	きがい・健康づくり、介護予防事業の展開	45
		1	生きがいづくりの支援	
		2	健康な暮らしの実現	
		3	介護予防事業の充実	
	第3章	利月	月者の視点に立ったサービス提供の実現	
		1	適正な介護保険サービスの実現	
		2	自立を支える福祉サービスの実現	
		3	人材の育成・確保	59

	第4章	住み慣れた暮らしを支えるしくみの実現	61
		1 互助のしくみづくり	61
		2 地域の多様な活動団体との連携	65
		3 家族介護者への支援	65
	第5章	安心して暮らせる住まいとまちの実現	68
		1 いざという時に助け合えるまちの実現	68
		2 外出しやすい環境の実現	69
		3 多様な住まいのあるまちの実現	70
第3部	介護保	R険事業の見込み	73
	第1章	介護保険事業計画 (第5期) の考え方	74
		1 基本的考え方	74
		2 地域密着型サービスの充実	75
		3 介護予防事業の充実	78
	第2章	介護保険事業の見込み	80
		1 被保険者数	80
		2 認定者数	81
		3 利用者数	82
		4 給付費	84
		5 サービス別の整理	87
	第3章	介護保険財政と第1号被保険者保険料	102
		==	102
		2 第1号被保険者保険料	104
第4部	計画の)推進体制	113
	第1章	高齢者保健福祉推進のしくみ	114
		1 庁内推進体制の充実	
		2 地域包括支援センター運営協議会の充実	
		3 関係機関・組織・団体との連携強化	114
		4 市民参加の推進	115

	第2	章	介護	保険運営のしくみ	·116
			1	保険者機能・庁内推進体制の充実	·116
			2	介護保険運営協議会	·116
			3	介護認定審査会合議体の長の会議の充実	·116
			4	介護保険連絡協議会との連携	·116
			5	地域密着型サービス等運営委員会	·117
			6	介護保険の関連組織の連携	·117
	第3	章	地域	包括ケアのしくみ	·118
			1	地域包括支援センター運営協議会	·118
			2	地域包括ケア会議	·118
資料編	• • • • • •				·119
	1	検	討体部	制	120
	2	検	討経:	緯	121
	3	ア:	ンケー	ト調査の概要	·124
	4	用語	語集		127

第 1 部 計画の位置づけと 目指すべき方向性

第1章 計画の趣旨と概要

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

第3章 計画の考え方

第一章

計画の趣旨と概要

1 計画の背景と趣旨

西東京市は平成23年1月に新市誕生から10周年を迎えました。近年は鉄道路線の延長、都市化の進展に伴い人口増が続いていますが、高齢化の状況をみると、平成23年10月1日現在の人口は197,973人、高齢者数は40,668人、高齢化率は20.5%と、5人に1人が高齢者となっています。今後はいわゆる「団塊の世代」が65歳以上となることから、本格的な高齢社会を迎えます。この超高齢社会を見据え、財政状況を勘案しながら持続可能なサービス提供と安心して生活できる高齢者の保健福祉施策を進めていく必要があります。さまざまな課題や問題点を市民と共有し、知恵と力を出し合いながら、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

介護の社会化を目指した介護保険制度が平成 12 年に創設されて 10 年以上が経過しました。平成 18 年4月の改正を経て介護保険サービスは着実に定着しつつあります。

その中で、国では、第5期介護保険事業計画の策定に向けて、「高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される『地域包括ケアシステム』の実現に向けた取組を進める」ことが必要であるとしています。そして、地域包括ケアを実現するためには、①医療との連携強化、②介護サービスの充実強化、

図表 1 『地域包括ケアシステム』実現に向けた取組

医療との連携強化

・24 時間対応の在宅医療、訪問看護 やリハビリテーションの充実強化

介護サービスの充実強化

- ・特別養護老人ホームなどの介護拠点 の緊急整備
- ・24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスなど在宅サービスの強化

予防の推進

・できる限り要介護状態とならないた めの予防や自立支援型介護の推進

見守り、配食など、多様な生活支援 サービスの確保や権利擁護

・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、さまざまな生活支援 (生活支援や権利擁護) サービスの推進

高齢期になっても住み続けること のできる高齢者住まいの整備

・サービス付き高齢者住宅を高齢者住 まい法に位置付け ③予防の推進、④見守り・配食・買い物などの多様な生活支援サービスの確保や権利擁護、 ⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者の住まいの整備の5つの視点での取組 が包括的、継続的に行われることが必須であると示しています。

また、東京都では平成20年5月から「東京の地域ケアを推進する会議」で検討を重ね、 平成23年3月に報告書「東京の地域包括ケア みんなでつくり出す365日24時間の安心」 を発行しています。報告書では、東京の特性を前提とした「地域包括ケア」を実現するため、 ①高齢者の地域生活のイメージ、②住まい、③在宅医療、④介護保険サービス、⑤生活支援、 ⑥生きがい・楽しみ・ふれあいの6点について方向性が提案されています。

西東京市では、「いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち 西東京市 一みんなでつくる豊かな高齢社会一」を基本理念とし、健康で生きがいのある暮らしの実現、利用者の視点に立ったサービス提供の実現、地域で支え合い、安心して暮らせるまちの実現の3つの基本方針を掲げ、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)(平成21年度~平成23年度)」を推進してきました。

高齢者保健福祉計画·介護保険事業計画(第5期) は、高齢者を取り巻く環境の変化を捉え、 これまで進めてきた施策の現状や課題を踏まえながら、超高齢社会を見据えた今後3年間 にわたる西東京市の高齢者保健福祉の施策の方向性や、介護保険事業について、体系化し 策定するものです。

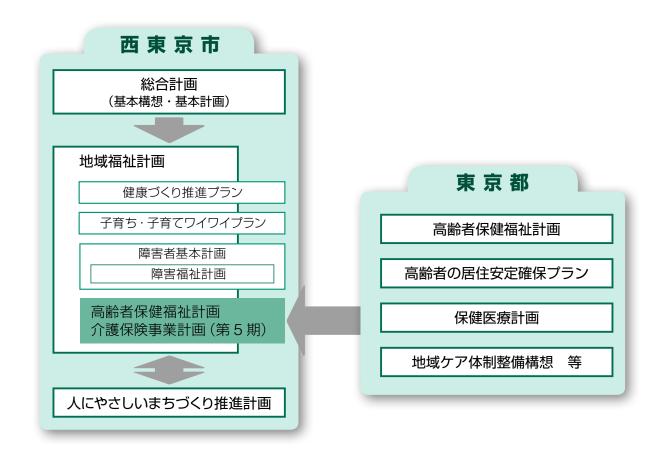
2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期)」は、高齢者保健福祉計画と介護保 険事業計画を一体的に策定した計画で、介護保険事業計画は高齢者保健福祉計画に包含さ れるものです。

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は、「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

図表 2 計画の位置づけ



(2) 計画期間

本計画は、平成 24 年度から平成 26 年度までの3年間を計画期間とします。なお、計画 最終年度である平成 26 年度には、高齢者を取り巻く今後の諸状況等の変化を踏まえ、計画の見直しを行います。

3 計画の策定体制

(1) 高齢者保健福祉計画検討委員会と介護保険運営協議会

本計画は、高齢者保健福祉計画検討委員会及び介護保険運営協議会による検討を踏まえ、策定しています。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画が調和のとれた整合性のある計画となるよう、 高齢者保健福祉計画検討委員会及び介護保険運営協議会を構成する委員の皆さんに両組 織の委員として兼任していただきました。

(2) アンケート調査

市民や事業者等の実態や意向等を踏まえた計画としていくために、平成23年2月に市民や事業者に対して9種類のアンケート調査を実施しました。また、詳細な前回調査との比較の実施、東日本大震災後の意識の変化を探るため、平成23年5月に市民に対して2種類のアンケート調査をフォローアップ調査として実施しました。

(3) グループインタビュー

アンケート調査では抽出しきれなかった市民の福祉ニーズや、NPO、地域活動団体が活動を進めるにあたっての課題を抽出し、具体的施策につなげるため、平成23年6月から7月に、市内で活動をしているNPO、地域活動団体等を対象としてグループインタビューを実施しました。

(4) パブリックコメント

計画素案に対し、市民の皆様から幅広いご意見を聴取するため、平成 23 年 12 月にパブリックコメントを実施しました。

(5) 市民説明会

市民へ計画の内容を説明し、意見交換することを目的として、平成23年12月に市民説明会を実施しました。

第**2**章

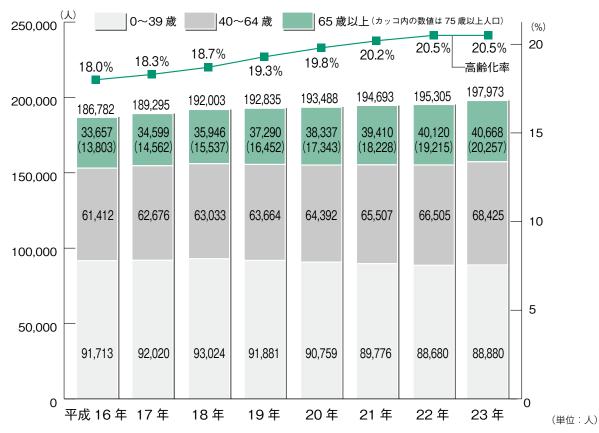
高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者を取り巻く現状

(1) 人口

平成 23 年 10 月 1 日現在の総人口は 197,973 人、65 歳以上の高齢者は 40,668 人、うち 75 歳以上は 20,257 人となっています。また、65 歳以上の人口の割合である高齢化率は上昇傾向にあり、平成 23 年 10 月 1 日現在で 20.5%となっています (図表3)。

図表 3 人口及び高齢化率の推移



		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
彩	()	186,782	189,295	192,003	192,835	193,488	194,693	195,305	197,973
	0~39歳	91,713	92,020	93,024	91,881	90,759	89,776	88,680	88,880
	40~64歳	61,412	62,676	63,033	63,664	64,392	65,507	66,505	68,425
	65 歳以上	33,657	34,599	35,946	37,290	38,337	39,410	40,120	40,668
	75 歳以上(再掲)	13,803	14,562	15,537	16,452	17,343	18,228	19,215	20,257
<u> </u>	高齢化率	18.0%	18.3%	18.7%	19.3%	19.8%	20.2%	20.5%	20.5%

資料: 西東京市住民基本台帳、外国人登録(各年10月1日現在)

(2) 世帯数

世帯の状況について国勢調査の結果をみると、平成22年の「高齢者がいる世帯」は26,776世帯となっています。また、平成17年と22年を比較して高齢者単身世帯の割合は0.5ポイント、高齢者夫婦世帯は横ばいとなっています。高齢者がいる世帯では、29.8%か530.6%と0.8ポイント上昇しています(図表4)。

図表 4 高齢者世帯数と構成比

		tt	世帯数(世帯	5)	構成比		
		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総世	帯数	75,961	82,254	87,457	100.0%	100.0%	100.0%
高齢	者がいる世帯	19,929	24,476	26,776	26.2%	29.8%	30.6%
	高齢者単身世帯	4,514	6,865	7,673	5.9%	8.3%	8.8%
	高齢者夫婦世帯 (※)	6,258	7,582	8,076	8.2%	9.2%	9.2%
	その他の高齢者がいる世帯	9,157	10,029	11,027	12.1%	12.2%	12.6%
その他の一般世帯		56,032	57,778	60,681	73.8%	70.2%	69.4%

※「高齢者夫婦世帯」は、夫 65 歳以上, 妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯 資料: 国勢調査

(3) 介護保険事業

①認定率の推移

平成 22 年度の 40,134 人の第 1 号被保険者のうち 16.4%にあたる 6,571 人が要介護認定者となっています。認定率は上昇が続いており、東京都市部の平均よりも高い水準が続いています(図表5)。

図表 5 西東京市の要介護認定者数と第1号被保険者数、要介護認定率の推移

各年度 10月1日現在(単位:人) 認定者数は第2号被保険者を除く

		平成	₩;	₩#	伸び	グ率
			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 20 ~ 21 年度	平成 21 ~ 22 年度
	要介護認定者数①	5,832	6,078	6,571	4.2%	8.1%
西東京市	第1号被保険者数②	38,360	39,421	40,134	2.8%	1.8%
	要介護認定率①/②	15.2%	15.4%	16.4%	_	_
★★ 1/7	要介護認定者数①	114,893	120,224	126,795	4.6%	5.5%
東京都市部	第1号被保険者数②	774,837	805,136	824,100	3.9%	2.4%
לום נו ו	要介護認定率①/②	14.8%	14.9%	15.4%	_	_
	要介護認定者数①	387,257	401,333	421,257	3.6%	5.0%
東京都	第1号被保険者数②	2,486,490	2,564,452	2,605,175	3.1%	1.6%
	要介護認定率①/②	15.6%	15.6%	16.2%	_	_

資料:国民健康保険団体連合会介護保険給付実績データ 保険者別介護保険事業状況報告(東京都福祉保健局)

②認定者・利用者数の推移

平成22年度の要介護度別認定者数をみると、第1号被保険者の認定者数6,571人のうち、 要介護1が最も多く1,310人となっています。要支援1、要支援2、要介護1の合計で2,987 人と、認定者数のおよそ45%となっています。

第1号被保険者の利用者数は、平成22年度で5,171人であり、認定者数の8割近くがサービスを利用している状況です(図表6)。

図表 6 西東京市の要介護認定者数・利用者数・未利用者数の推移

		平成 2	0 年度	平成 2	1年度	平成 2	2 年度	第1号被保险	後者の伸び率
[区 分	第 1 号 被保険者	第2号 被保険者	第1号 被保険者	第2号 被保険者	第 1 号 被保険者	第2号 被保険者	平成 20 年度 ~ 21 年度	平成 21 年度 ~ 22 年度
認定者数	要支援 1	544	11	684	11	820	14	25.7%	19.9%
各年度	要支援 2	786	18	765	15	857	23	-2.7%	12.0%
10月1日	経過的要介護	0	0	0	0	0	0	-	-
現在	要介護 1	1,105	18	1,179	27	1,310	26	6.7%	11.1%
	~要介護 1 小計	2,435	47	2,628	53	2,987	63	7.9%	13.7%
	要介護 2	1,049	48	1,080	44	1,062	47	3.0%	-1.7%
	要介護 3	857	34	824	33	873	29	-3.9%	5.9%
	要介護 4	716	25	769	24	766	24	7.4%	-0.4%
	要介護 5	775	28	777	25	883	29	0.3%	13.6%
	要介護2~5小計	3,397	135	3,450	126	3,584	129	1.6%	3.9%
	計	5,832	182	6,078	179	6,571	192	4.2%	8.1%
利用者数	要支援 1	285	3	339	6	406	5	18.9%	19.8%
各年度	要支援 2	510	6	523	6	579	13	2.5%	10.7%
10月1日 現在	経過的要介護	0	0	0	0	0	0	-	-
(10月審査)	要介護 1	858	12	924	17	1,037	17	7.7%	12.2%
	~要介護 1 小計	1,653	21	1,786	29	2,022	35	8.0%	13.2%
	要介護 2	915	41	937	42	933	40	2.4%	-0.4%
	要介護3	785	26	761	23	790	22	-3.1%	3.8%
	要介護 4	648	18	685	19	693	17	5.7%	1.2%
	要介護 5	656	20	638	16	733	21	-2.7%	14.9%
	要介護2~5小計	3,004	105	3,021	100	3,149	100	0.6%	4.2%
	計	4,657	126	4,807	129	5,171	135	3.2%	7.6%
未利用者数	要支援 1	259	8	345	5	414	9	33.2%	20.0%
	要支援 2	276	12	242	9	278	10	-12.3%	14.9%
	経過的要介護	0	0	0	0	0	0	-	-
	要介護 1	247	6	255	10	273	9	3.2%	7.1%
	~要介護 1 小計	782	26	842	24	965	28	7.7%	14.6%
	要介護 2	134	7	143	2	129	7	6.7%	-9.8%
	要介護3	72	8	63	10	83	7	-12.5%	31.7%
	要介護 4	68	7	84	5	73	7	23.5%	-13.1%
	要介護 5	119	8	139	9	150	8	16.8%	7.9%
	要介護2~5小計	393	30	429	26	435	29	9.2%	1.4%
	計	1,175	56	1,271	50	1,400	57	8.2%	10.1%

③サービス別利用量年度別推移

居宅サービスについては、要介護認定者数の増加も受け、総費用も伸びが見られます。 施設サービスについては、平成20年度からほぼ横ばいとなっています(図表7)。

図表 7 西東京市のサービス別利用量及び居宅・施設サービス別総費用の推移

(単位は各欄参照)

	サービス	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	訪問介護(回/年)	274,103	284,537	307,809
	介護予防訪問介護(件数 / 年)	5,894	6,354	6,767
	夜間対応型訪問介護(回/年)	0	0	4
	訪問入浴介護(回/年)	7,844	7,767	7,928
	介護予防訪問入浴介護(回 / 年)	0	1	0
	訪問看護(回/年)	20,776	21,412	27,743
	介護予防訪問看護(回 / 年)	973	1,137	1,458
	訪問リハビリテーション(日 / 年)	868	1,580	2,680
	介護予防訪問リハビリテーション(日 / 年)	30	0	17
	通所介護(回/年)	114,516	125,812	143,097
	介護予防通所介護(件/年)	3,094	3,415	4,338
	認知症対応型通所介護(回/年)	24,516	23,103	23,798
居	介護予防認知症対応型通所介護(回 / 年)	22	40	63
宅	通所リハビリテーション(回/年)	17,150	17,234	19,133
サ	介護予防通所リハビリテーション(回 / 年)	218	200	221
- 1	短期入所生活介護(日/年)	31,727	32,673	36,902
ビ	介護予防短期入所生活介護(日 / 年)	367	354	219
ス	短期入所療養介護(日 / 年)	2,514	2,562	2,579
	介護予防短期入所療養介護(日 / 年)	88	114	101
	居宅療養管理指導(回/年)	17,948	23,284	26,344
	介護予防居宅療養管理指導(回/年)	1,216	1,074	1,494
	認知症対応型共同生活介護 (人/月)	76	86	92
	介護予防認知症対応型共同生活介護(人/月)	0	0	0
	特定施設入居者生活介護(人/月)	263	312	357
	介護予防特定施設入居者生活介護(人/月)	35	31	39
	小規模多機能型居宅介護(件 / 年)	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護(件/年)	0	0	0
	居宅介護支援(人/月)	2,615	2,710	2,898
	介護予防支援(人/月)	760	839	960
	総費用(千円/年)	4,546,878	5,012,249	5,583,941
施	指定介護老人福祉施設(人/月)	585	583	563
設サ	指定介護老人保健施設(人/月)	267	265	269
施設サービス	指定介護療養型医療施設(人/月)	180	162	157
ス	総費用(千円/年)(食事費用含む)	3,338,253	3,349,812	3,301,158

2 これまでの取組状況

第5期計画は、これまでの施策の実施状況や高齢者を取り巻く環境の変化に伴う新たな課題を踏まえたものとします。このため、ここでは第4期計画における3つの基本方針ごとに、主な取組状況と課題を整理します。

(1) 健康で生きがいのある暮らしの実現

① 健康な暮らしの実現

高齢者の健康な暮らしを実現するために、健康診査や予防接種の実施のほか、地域で健康づくりを自主的に行うグループの支援などを進めてきました。また、市民が取り組みやすい健康体操「西東京しゃきしゃき体操」の出前講座の実施も行ってきています。

介護予防の支援では、生活機能評価の実施を通じて、介護予防対象者の把握を行ってきました。そして、地域包括支援センター等を拠点とし、介護予防事業の対象者の自らの改善点や自立への意欲を引き出しながら、それぞれに適した介護予防施策へつなげてきています。今後も引き続き、介護予防に関する適切な情報提供、必要な相談・援助を行い、介護予防事業への参加を促していくことが課題となっています。

高齢化が進む中、高齢者の健康管理・健康づくりとともに、介護予防の観点から要支援・ 要介護状態にならないような事業を充実していく必要があります。

② 多様な社会参加の実現

高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、さまざまな社会参加のしくみづくりを行ってきました。

高齢者クラブの活動やいきいきミニデイ事業では、高齢者が地域との交流を図り、生きがいをもって活動できるように支援してきました。このほか、スポーツ活動に参加する機会の提供や生きがい推進事業を通じた学習機会の提供、各種講座による介護予防や健康づくりを進めてきています。

就業への支援では、高齢者の雇用・就業の促進を図り、各々の経験や技術・知識を活かせる仕事を提供するために、西東京市シルバー人材センターとの連携を行うなど高齢者の就業機会の確保を進めてきました。

また、社会福祉協議会などと連携して、地域における活動やボランティア活動への参加も 促しています。

こうした取組の中で、地域との関わりの少ない高齢者が閉じこもり傾向にならないように、 社会参加やつながりをもてるようにしていくことが課題となっています。

今後も多くの高齢者に社会参加の場を提供できるように、地域の支え合いのしくみ、社会 資源のネットワークづくり等の推進が求められています。

(2) 利用者の視点に立ったサービス提供の実現

① 適正な介護保険サービスの実現

「介護保険と高齢者福祉の手引き」や「介護保険事業者ガイドブック」の発行のほか、市報、ホームページ、関係機関及び事業所への情報提供を通じて、高齢者に適切に情報が伝わるように努めてきました。

また、利用二一ズ等を踏まえたサービス提供を実現させるために、地域包括支援センターを拠点とした支援体制の推進や、住み慣れた地域で生活を続けていくために地域密着型サービスの整備等を図ってきています。

サービスの質の向上・確保の実現に向けては、ケアマネジャーや介護保険サービス事業者を対象とした研修会の開催、介護保険連絡協議会の充実や訪問介護員の養成研修のほか、ケアマネジメントの質の向上を図るためのケアマネジメント評価事業を行ってきました。利用者本位の福祉サービスの向上を図るためには、「福祉サービス第三者評価」の受審をサービス提供事業者に促し、受審事業所も増加しました。

介護保険サービスが適切に利用されるようなしくみづくり、サービスの向上に向けた人材 育成はますます重要になってきています。

これからも引き続き、利用者の二一ズに合った適切なサービス、情報提供と福祉サービス の充実に向けた人材の育成と確保を図りつつ、給付の適正化に向けた取組も図っていく必要があります。

② 自立を支える福祉サービスの実現

安全で安心な生活、安否確認、孤独感の解消等を実現させるためのさまざまな高齢者福祉サービスを提供してきています。

また、高齢者の在宅生活を支える家族介護者に対して、身体的及び精神的負担の軽減を 図るために、家族会の設置の支援や、介護技術の向上等を目的とした取組を行ってきました。 今後は行政と市民で、高齢者が自立して生活できるよう地域全体で支えていくしくみづく りが大切です。

市民、関係機関、事業所へ福祉サービスの情報提供を行い、高齢者が自立に向けて、サービスを利用できるようにするとともに、在宅生活を支える介護者等の支援の充実も図っていく必要があります。

(3) 地域で支え合い、安心して暮らせるまちの実現

① 地域ケアシステムの実現

高齢者が住み慣れた地域で暮らせる地域ケアシステムを実現するため、「ささえあいネットワーク」の充実や、認知症サポーターの養成など、地域で互いに支え合うことのできるしくみづくりを進めてきました。

認知症などで判断能力が十分でない方の支援では、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)による福祉サービスの利用援助や成年後見制度による相談・支援を実施してきています。

高齢者虐待の対応では、高齢者虐待防止連絡会を開催するなどの取組を実施し、支援体制、支援方法の確立に向けて検討をしてきました。

また、在宅医療を充実させるために、さまざまな側面から保健・福祉・医療の連携による 地域での体制づくりを推進してきました。併せて、市民が気軽に相談できるような相談体 制の充実も図ってきました。

市内に8か所ある地域包括支援センターを中心として、地域包括ケアシステムのさらなる 充実を図るほか、見守りの面では、災害時の助け合いも視野に入れた支え合いのしくみを 充実していく必要があります。

② 外出しやすい環境の実現

高齢者が外出しやすい環境を実現するため、高齢者等外出支援サービスなどの実施や、公共施設等のバリアフリー化を進めるなど、高齢者の移動・外出への支援に取り組んできました。

今後も、高齢者が外出しやすい環境づくりを進めることで、高齢者が閉じこもりがちにならないようにすることが必要です。

③多様な住まいのあるまちの実現

高齢者にとって多様な住まいのあるまちを実現するため、高齢者アパートの提供やシルバーピアの運営、高齢者への入居に関する情報提供等を進めてきました。

また、身体上や家庭環境、経済的な理由により、在宅生活に支障がある高齢者に対し、養護老人ホームにおいて、日常生活に必要なサービスを提供してきました。

今後も引き続き、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるような住環境の普及や支援に取り組んでいく必要があります。

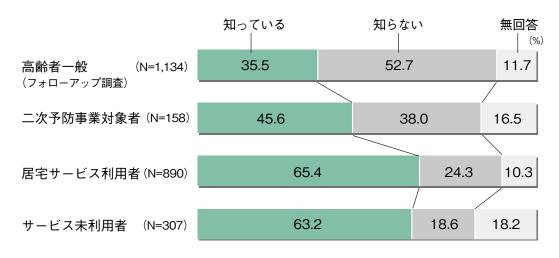
3 課題と方向

平成 22 年度に実施した「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第5期) 策定のための調査」(調査概要は資料編 124 ページ参照)及び平成 23 年度に実施した「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第5期)策定のためのフォローアップ調査」(調査概要は資料編 126 ページ参照)の結果から導き出される計画の課題と方向は、次のとおりです。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括支援センターの認知度は、高齢者一般調査では3割台、二次予防事業対象者では4割台、居宅サービス利用者、サービス未利用者では6割台となっており、おおむね高くなってきました(図表8)。高齢者やその家族からの気軽な相談窓口に対する希望が多くなっていることからも、引き続き、地域包括支援センターの周知と相談機能の充実などに力を入れる必要があります。

また、介護保険外サービスも含めた生活支援サービスの充実を図り、地域で暮らす高齢者の多様なニーズに応えていく必要があります。



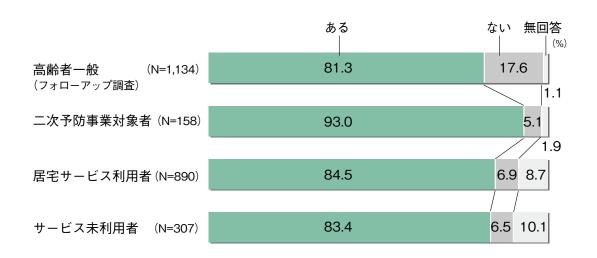
図表8 地域包括支援センターの認知度(全体)

(2) 医療と介護の連携

居宅サービス利用者調査では8割以上の高齢者が何らかの治療中の病気があると回答しています(図表9)。また、日常生活圏域ニーズ調査によれば、現在服用している薬も5種類以上と回答する人が多くなっています。身近なかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を活用することで、心身の健康や生活機能の維持・改善に役立てていくことが必要です。

また、医療と福祉の連携を必要とする、支援の困難なケースも増えており、医療と介護 の連携を図る必要があります。

図表 9 医療機関の受診状況(治療中の病気の有無)(全体)



(3) 認知症高齢者の総合的支援体制

高齢者一般調査では、3割以上の人が、認知症に対する不安があると回答しており、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりが課題となっています(図表 10)。

高齢者一般調査及び若年者一般調査によれば、認知症サポーター制度についての認知度は現状では高くありませんが、関心度は高くなっています。今後、これらの制度の普及と活用が課題となっています。

図表 10 認知症になっても暮らしていけるためのまちづくりにあるとよいこと (全体:複数回答)

《高齢者一般調査(フォローアップ調査)》

認知症のケアに詳しい専門家が増える とよい

介護する家族を支援する、相談窓口が 充実するとよい

警察、消防などが、緊急時に対応でき るしくみがあるとよい

地域の中に「通い」や「泊まり」など の場所があるとよい

認知症の高齢者が生活できるグループ ホームが、充実するとよい

悪質商法などから高齢者を守る、権利 擁護のしくみが広まるとよい

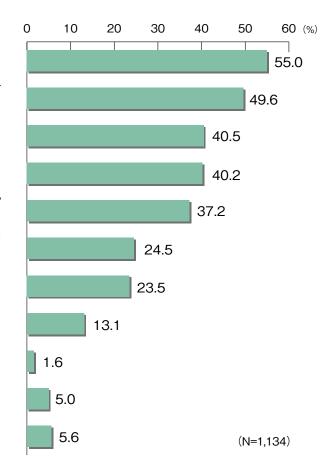
近所ぐるみでごみ出しなど生活を支えるしくみをつくるとよい

地域の商店などが高齢者の外出などを 見守るしくみをつくるとよい

その他

特にない

無回答



(4) 健康で生きがいある生活への支援

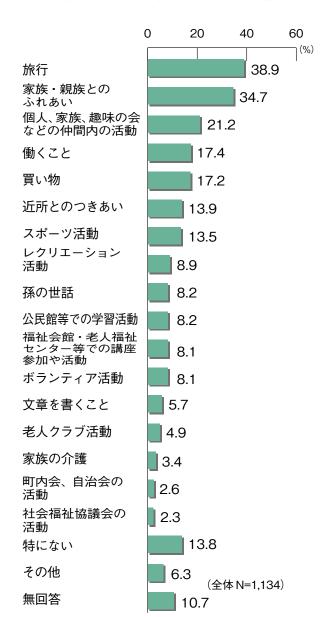
若年者一般調査では、5割が働くことに生きがいを見出しています。ボランティア活動を やってみたいと考えている人も1割程度います。

また、高齢者一般調査では、今後行いたい活動として「旅行」、「家族·親族とのふれあい」、「個人、家族、趣味の会などの仲間内の活動」があがっています(図表 11)。

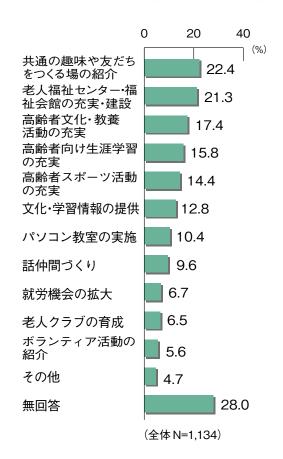
このため、高齢者が健康で、趣味や就労などを通して生きがいを感じられる生活を実現するために、多様な社会参加を支援し、交流の場や活動拠点の確保などを行う必要があります(図表 12)。

図表 11 生きがいについて今後行いたいこと (全体:複数回答)

《高齢者一般調査(フォローアップ調査)》



図表 12 高齢者の生きがいづくりで市に力を 入れてほしいこと(全体:複数回答) 《高齢者一般調査(フォローアップ調査)》



※老人クラブ: 老人福祉法に基づく老人クラブです。 西東京市では、「高齢者クラブ」という 名称で活動しています。

(5) 介護予防の重点的な展開

高齢者一般調査では、市が優先して取り組むべき介護保険・保健福祉サービスとして介護予防事業が最も多く、介護予防サービスを利用したいという意向もあります。健康な高齢者に対する介護予防のアプローチとして、健康診断や情報提供、相談などの充実が求められています(図表 13)。

また、市が実施している介護予防サービスについては、二次予防事業対象者の認知度・利用度は低くなっています。しかし、サービスを利用した人では、「体調が良くなった」、「気持ちが前向きになった」が5割を超えているため、介護予防の効果や重要性、市の取組の周知を図る必要があります。

さらに、日常生活圏域ニーズ調査では、うつの傾向が認められる人、認知機能の低下が認められる人はいずれも3割を超えており、予防対策を充実する必要があります。また、高齢者の身体機能の維持・向上はもとより、読書などの知的活動や社会参加などの生活機能の維持に向けたプログラムなども必要です。

図表 13 市が取り組むべき介護保険・保健福祉サービス(全体:複数回答(5つまで)) 《高齢者一般調査(フォローアップ調査)》



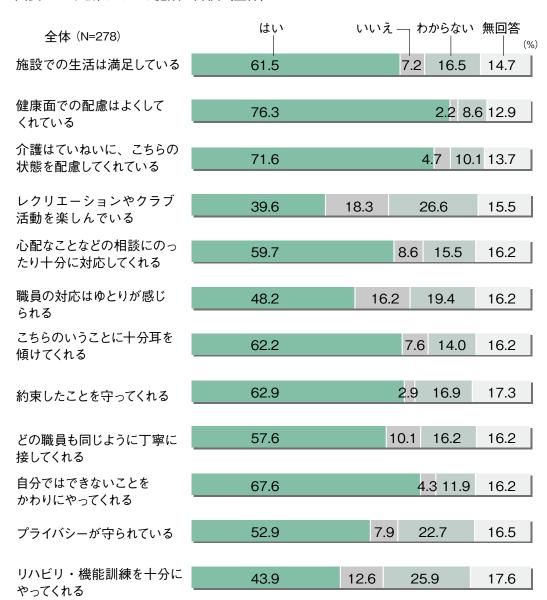
(6) 介護の質の向上と安定した制度運営

居宅サービス利用者調査ではサービスについてよいと答える人は6割弱であり、施設サービス利用者調査では施設での生活に満足している人は6割程度にとどまっていることから、介護保険サービスの満足度の向上を図る取組を引き続き実施していく必要があります(図表14、図表15)。

図表 14 居宅サービスの満足度(全体)《介護保険居宅サービス利用者調査》



図表 15 入所している施設の評価(全体)《介護保険施設サービス利用者調査》

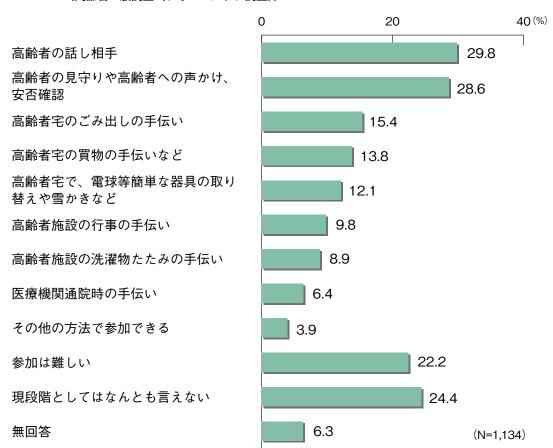


(7) 支え合う「互助」のしくみづくり

高齢者一般調査では、高齢者の話し相手や声かけ、安否確認など、地域での支え合いの活動に参加できるとしている人が3割近くいます(図表 16)。

掃除、庭の手入れ、外出など、日常生活のちょっとしたことで困っている高齢者とその高齢者を支える人とを結び付け、地域の人々が互いに支え合う互助のしくみをつくることで、在宅生活を支援することができます。地域の力で地域課題の解決を目指す「ほっとするまちネットワークシステム(ほっとネット)」の機能をさらに高めていくとともに、地域包括支援センターを中心として、地域の力を活かし、より具体的な支え合いへの取組が必要です。

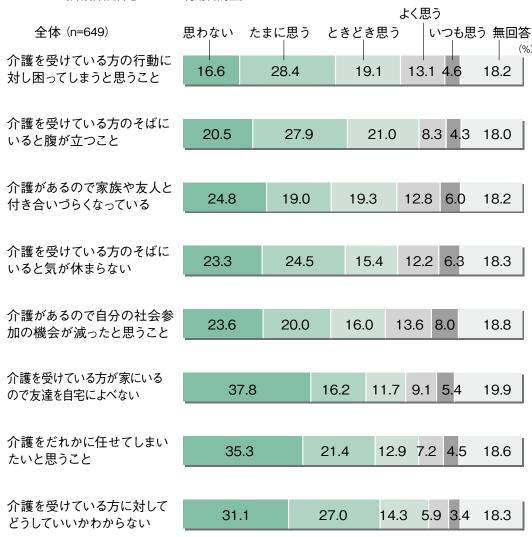
図表 16 参加できる地域活動(全体) 《高齢者一般調査(フォローアップ調査)》



(8) 介護者支援の体制としくみづくり

高齢者が住み慣れたまちで暮らし続けるために、家族介護者は重要な役割を果たしています。しかし、居宅サービス利用者調査によれば、家族介護者の平均年齢は64.9歳、一日の介護時間は平均8.9時間にのぼり、介護を負担に感じている人は多く(図表17)、3割を超える人が孤独感を感じています(図表18)。家族介護者の孤独感や負担感の軽減が望まれています。

図表 17 介護負担(全体) 《介護保険居宅サービス利用者調査》



図表 18 介護者の孤独感(全体) 《介護保険居宅サービス利用者調査》



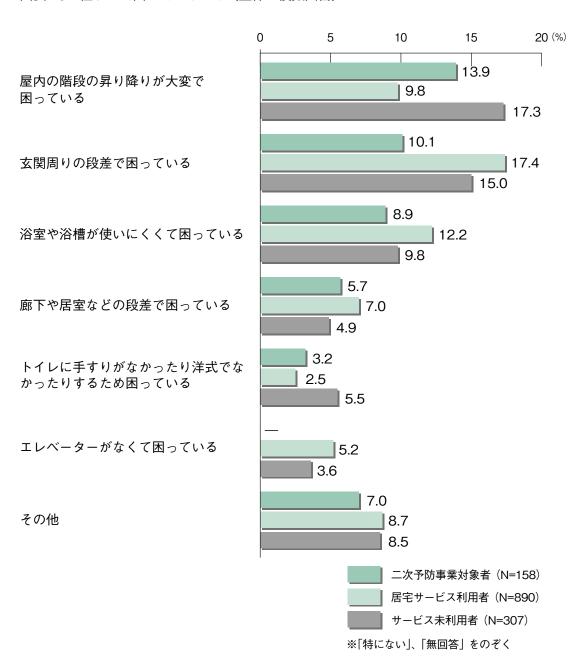
(9) 高齢者が安心できる生活環境の実現

二次予防事業対象者調査、居宅サービス利用者調査、サービス未利用者調査の結果では、 住まいで困っていることとして、玄関周りの段差や階段の昇り降り、浴室・浴槽の使い勝手 などで困っている人が多くなっています(図表 19)。

高齢者一般調査、若年者一般調査では、有料老人ホームやケアハウス、シルバーハウジング、シルバーピアなどを利用したいと考える人も多く、高齢期における住まいのあり方を検討する必要があります。

また、通院や通所などの外出の際に困っているという声も多く、移動手段に関する調査研究が求められています。

図表 19 住まいで困っていること(全体:複数回答)



第3章 計画の考え方

基本理念

本計画では、西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)の基本理念を 継承し、「いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち 西東京市 一みんなでつくる豊か な高齢社会一」を基本理念として定めます。

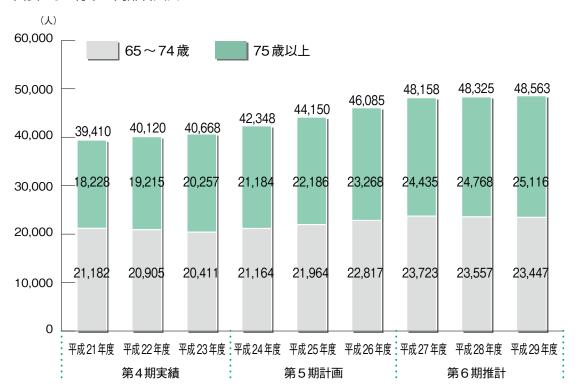
いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち 西東京市

一 みんなでつくる豊かな高齢社会 一

2 将来指標

本計画の前提である高齢者人口は、今後も増加傾向で推移し、第5期計画の最終年度である平成 26 年度には 46,085 人となり、平成 23 年度の 40,668 人から 5,417 人増加するものと見込みます。

図表 20 将来の高齢者人口



(単位:人)

第4期実績			Į	第5期計画			第6期推計		-		
			平成 21 年度	平成22年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成26年度	平成 27 年度	平成28年度	平成29年度
0	~;	39 歳	89,776	88,680	88,880	86,924	85,048	83,252	81,527	80,558	79,614
4) ~	64歳	65,507	66,505	68,425	68,855	69,376	69,988	70,689	71,042	71,445
6	5 歳	以上	39,410	40,120	40,668	42,348	44,150	46,085	48,158	48,325	48,563
	6	5~74歳	21,182	20,905	20,411	21,164	21,964	22,817	23,723	23,557	23,447
		65~69歳	11,245	11,122	10,491	11,179	11,914	12,699	13,538	12,888	12,270
		70~74歳	9,937	9,783	9,920	9,985	10,050	10,118	10,185	10,669	11,177
	7	5歳以上	18,228	19,215	20,257	21,184	22,186	23,268	24,435	24,768	25,116
		75~79歳	8,399	8,743	9,037	9,141	9,247	9,354	9,462	9,460	9,457
		80~84歳	5,622	5,931	6,217	6,639	7,090	7,572	8,086	8,102	8,119
		85 歳以上	4,207	4,541	5,003	5,404	5,849	6,342	6,887	7,206	7,540
絲	数		194,693	195,305	197,973	198,127	198,574	199,325	200,374	199,925	199,622
高	齢1	化率	20.2%	20.5%	20.5%	21.4%	22.2%	23.1%	24.0%	24.2%	24.3%

※平成 21 \sim 23 年度は西東京市住民基本台帳及び外国人登録人口による (各年 10 月 1 日現在)。 ※平成 24 年度以降は西東京市人口推計による。

3 基本方針

基本理念の実現に向け、本計画では5つの基本方針を定めます。

基本方針 1 地域包括ケアシステムの実現

これからの西東京市では、急速な高齢化の進展に適切に対応し、一人暮らし高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中、住み慣れた地域で暮らし続けられる安心・安全なまちづくりを進めることがますます重要となります。

そのためには、いつでも必要な医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めることが必要です。

地域包括支援センター等の機能を充実するとともに、医療をはじめとしたさまざまな地域資源を活かし、連携を強めることによって地域包括ケアシステムを実現します。

基本方針 2 生きがい・健康づくり、介護予防事業の展開

西東京市では、「団塊の世代」と言われる60~64歳の人口は、平成23年10月1日現在、男女ともに6,000人台後半に上っています。現状では、団塊の世代を中心に仕事や市民活動に意欲的に取り組む元気な高齢者が多くなっていますが、年齢が進むにつれて心身の機能は低下し、支援・介護を必要とする高齢者が確実に増えていくと考えられます。

高齢者ができるだけ長く「自立」の状態を維持し、生きがいをもって地域で暮らし続ける ことを支援するには、生きがい・健康づくり、介護予防に取り組む必要があります。

西東京市は平成23年8月に健康都市宣言を行いました。心身ともに生涯健康であるために市民自らが生きがい・健康づくりに取り組むことができるように支援します。

社会参加や就労への支援、市民が自主的に運動のできる環境づくり、主体的な健康づくり活動を支援するとともに、生活機能の衰えをいち早くとらえ、生活機能の向上を図る介護予防のしくみなどの充実を図ります。

基本方針 3 利用者の視点に立ったサービス提供の実現

福祉サービスの利用においては、利用者がそれぞれの二一ズにあった適切なサービスを選択できる、利用者本位のサービス提供が重要です。

そのため、適切な情報提供や、介護サービス事業者等との協力の強化によって、介護サービスの質の確保と安定的な介護サービス提供に向けた取組を進めます。

また、高齢者が自立し、安心・安全な生活を継続できるように、介護保険サービスを補 完する生活支援サービス等の福祉サービスを充実させていきます。

基本方針 4 住み慣れた暮らしを支えるしくみの実現

近年、行政が中心となった今までの福祉サービスだけでは補いきれない、多様な福祉二一ズを持つ高齢者が増えてきています。一方で、単身世帯や高齢者世帯の増加などにより、地域の人たちが支え合って、地域のさまざまな問題を解決する力がより強く求められてきています。

そのため、市民一人ひとりが「地域でお互いに助け合い、支え合う」意識を醸成し、地域で支え合うしくみづくりを進める必要があります。

そして、今後も増加が予想される認知症高齢者や一人暮らし高齢者等を地域で見守り、 孤立しがちな家族介護者への支援を充実させ、住み慣れた暮らしを支えるしくみの実現を 目指します。

基本方針 5 安心して暮らせる住まいとまちの実現

高齢者が今後も地域に住み続けることができるような環境づくりを進めていくことが必要です。また、高齢者にとって外出、移動しにくい環境であるために、閉じこもりにつながるケースもあり、その対応も課題となっています。

防災・防犯の面では、災害時の高齢者への支援体制の整備や、詐欺等から高齢者を守る 防犯体制の強化が課題となっています。

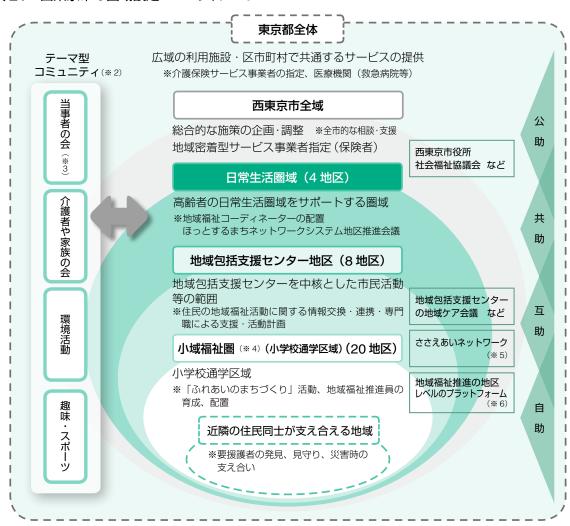
高齢者が安心して暮らせる住まいとまちを実現するために、公共施設等のバリアフリー化の推進と、高齢者の多様な住居ニーズに合った支援とともに、いざという時に助け合えるまちづくりを進めます。

4 圏域設定の考え方

西東京市では、福祉サービスの提供や支え合い活動の「取組」や「しくみづくり」を効果的に展開していくために、4層の圏域(市全域、日常生活圏域(4地区)、地域包括支援センター地区(8地区)、小域福祉圏(20地区))を設定しています(図表 21)。

西東京市では第3期介護保険事業計画から、日常生活圏域として、面積及び人口、旧市及び町による行政区域、社会資源の配置や鉄道等の交通事情等を総合的に勘案し、一定規模を有する4地区(中部、南部、西部、北東部)を設定し、各圏域の特色、実状に応じた多様で柔軟なサービスを提供しています。第5期計画においてもこの4地区を継承し、住み慣れた地域での生活が可能となる基盤整備を引き続き推進します。

図表 21 西東京市の圏域設定(※1)のイメージ



- ※1 西東京市の圏域設定:市内を4つの圏域に分け、1圏域は 地域包括支援センター2地区で構成されています。
- ※2 テーマ型コミュニティ: 趣味やいきがいづくりから、福祉、 環境分野の活動団体など、地域にとらわれない多様な活動 を行っている、近年増加しつつあるコミュニティ。
- ※3 当事者の会: 困難や悩みを抱えた人が、同様な問題を抱えている人とともに当事者同士のつながりで結びついた集団。
- ※4 小域福祉圏: 小学校通学区域で、市内20地区となっています。第2期西東京市地域福祉計画(平成21~25年度)
- の「小域福祉圏」と同じ地区割、名称です。
- ※5 ささえあいネットワーク:一人暮らし、高齢者のみの世帯、 日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、 ささえあい協力員やささえあい協力団体(地域の事業所な ど)、民生委員、地域包括支援センター及び市が相互に連 携し合うしくみ。
- ※6 プラットフォーム:公的・民間、団体・個人、有償・無償など、 さまざまなささえあいによって、市民の多様なニーズに対 応することが可能となる協働・連携のシステム。

また、地域包括支援センター地区(8地区)や、「小域福祉圏(小学校通学区域)(20地区)」を設定し、近隣の住民同士が支え合える地域の構築を土台としつつ、それぞれの圏域の規模に応じた支援、相談、支え合い活動のしくみづくりを進めます。



圏域	人口	65 歳以上人口	高齢化率	要介護認定者数
北東部圏域	46,384 人	9,384 人	20.2%	1,555 人
中部圏域	46,157 人	10,105人	21.9%	1,757 人
西部圏域	52,657 人	10,593人	20.1%	1,753人
南部圏域	52,775 人	10,586人	20.1%	1,921 人

資料:西東京市(平成23年10月1日現在)

図表 23 日常生活圏域別の施設等の社会資源

圏域	町名	地域包括支援 センター	施設等の社会資源 ◎:高齢者福祉関連施設 ◆:東京都指定二次救急医療機関 ○:公民館、スポーツ施設等
中部圏域	田無町保谷町	田無町地域包括支援センター (田無総合福祉センター内)	○田無総合福祉センター○老人福祉センター○田無高齢者在宅サービスセンター○健光園(特別養護老人ホーム)◆佐々総合病院
以	北原町 泉町 住吉町	泉町地域包括支援センター (いずみ内)	◎住吉老人福祉センター
南	新町 柳沢 東伏見	新町地域包括支援センター (緑寿園内)	◎新町福祉会館◎緑寿園(特別養護老人ホーム)◎サンメール尚和(特別養護老人ホーム)◎めぐみ園(特別養護老人ホーム)◎東京老人ホーム(養護老人ホーム、軽費老人ホーム)○柳沢公民館
南部 圏域	南町向台町	向台町地域包括支援センター (フローラ田無内)	◎老人憩いの家「おあしす」◎フローラ田無(特別養護老人ホーム)◎八ートフル田無(介護老人保健施設)◎武蔵野徳洲苑(介護老人保健施設)平成24年5月開設予定○田無公民館○総合体育館○南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」
	西原町 芝久保町	西原町地域包括支援センター(西原総合教育施設内)	◎ふれあいけやきさろん◎クレイン(特別養護老人ホーム)◎グリーンロード(特別養護老人ホーム)◆西東京中央総合病院○芝久保公民館○芝久保第二運動場
西部圏域	緑町 谷戸町 ひばりが丘	緑町地域包括支援センター (田無病院内)	 ○谷戸高齢者在宅サービスセンター ○ひばりが丘福祉会館 ○エバグリーン田無(介護老人保健施設) ○葵の園・ひばりが丘(介護老人保健施設) 平成24年5月開設予定 ○福寿園ひばりが丘(特別養護老人ホーム) 平成24年6月開設予定 ◆田無病院 ○ひばりが丘公民館 ○谷戸公民館
北東部圏域	東町中町富士町	富士町地域包括支援センター(高齢者センターきらら内)	◎保谷保健福祉総合センター◎西東京市権利擁護センター「あんしん西東京」◎社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会◎公益社団法人 西東京市シルバー人材センター◎富士町福祉会館◎西東京市高齢者センター きらら○保谷駅前公民館○スポーツセンター
19人	ひばりが丘北 北町 栄町 下保谷	栄町地域包括支援センター (保谷苑内)	○下保谷福祉会館○保谷苑(特別養護老人ホーム)◆保谷厚生病院○健康広場

資料:西東京市ホームページ、「介護保険と高齢者福祉の手引き」(西東京市、平成 22 年 9 月発行)、医療マップ医科編(西東京市、平成 23 年度)、WAM NET

5 重点施策

西東京市の独自性を活かせるよう、西東京市が実施しているさまざまな施策を組み合わせるとともに、さまざまな社会資源と連携を図りながら、次の3点を重点施策として進めていきます。

(1) 介護予防事業の重点的展開

誰もが住み慣れた地域で健康に暮らし続けることを目指して、元気な高齢者の介護予防から、二次予防事業対象者の介護予防まで重点的に展開します。

▽介護予防事業拠点の整備

福祉会館、老人福祉センターを介護予防事業の拠点として整備し、市全域で介護予防に取り組みやすい環境を整備します。

このために、魅力ある介護予防プログラムを検討するとともに、運動器具の導入拡大を 図り、福祉会館、田無総合福祉センター内の機能拡充を進めます。

▽福祉会館、福祉センターでの取組の充実

幅広く多くの高齢者が社会参加、交流の場、活動の拠点として、福祉会館、老人福祉センターを気軽に利用できるように、さまざまな取組を行います。

具体的には、圏域ごとに福祉会館、老人福祉センターで「はつらつサロン」の出前講座等を行い、一人でも気軽に参加できるプログラムで外出のきっかけになるような取組を展開します。

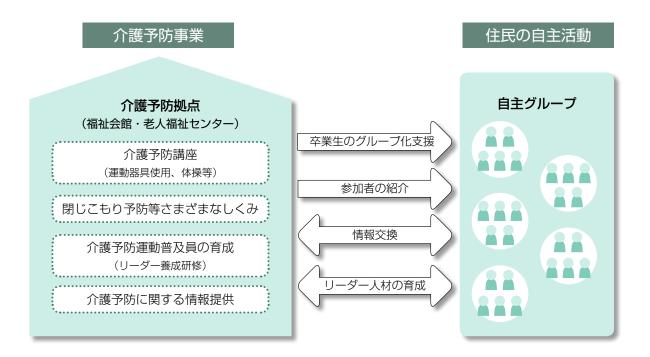
▽自主グループ活動への支援

地域が一体となって介護予防に取り組めるよう、市民が身近な場所で自主的に行う介護 予防への取組について、地域包括支援センターが中心となって支援します。

なお、介護予防事業参加者の講座修了後の支援として、地域の自主グループ活動につなげ、 継続的に取り組めるようにします。

また、庁内の関係各課と連携し、西東京しゃきしゃき体操の普及や介護予防運動普及員の育成と活用を進めます。

図表 24 地域での介護予防の展開



(2) 認知症の人とその家族への支援

認知症の人も、地域住民と交流する中で "その人らしさ" を発揮することができ、地域の 一員であることを実感できる取組を展開します。

▽認知症サポーターの活動支援

地域のより多くの人々が認知症について正しく理解し、本人や家族を温かく見守る地域社会ができるよう「認知症サポーター」の養成に積極的に取り組んできました。これにより約6,000人の認知症サポーターが誕生しました。今後は市内の学校や自治会、町内会、地域の団体等への働きかけを進め、認知症サポーター養成講座の実施を多様な世代に広げていきます。

また、さまざまな社会資源と連携して、事業者が行う各種行事にボランティアとして参加できるような体制づくりをし、認知症サポーターの活動を支援していきます。

▽認知症高齢者が地域とつながるための支援

地域密着型サービスの一つとして、認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)や 認知症対応型通所介護の基盤整備を進め、少人数の家庭的な環境の中で安心して暮らせる 場を提供してきました。

グループホームや認知症対応型通所介護などの社会資源が地域の一員として溶け込み、認知症高齢者が"その人らしさ"を発揮し、地域住民との絆を深めるために、これらの事業者が主催する取組を支援していきます。

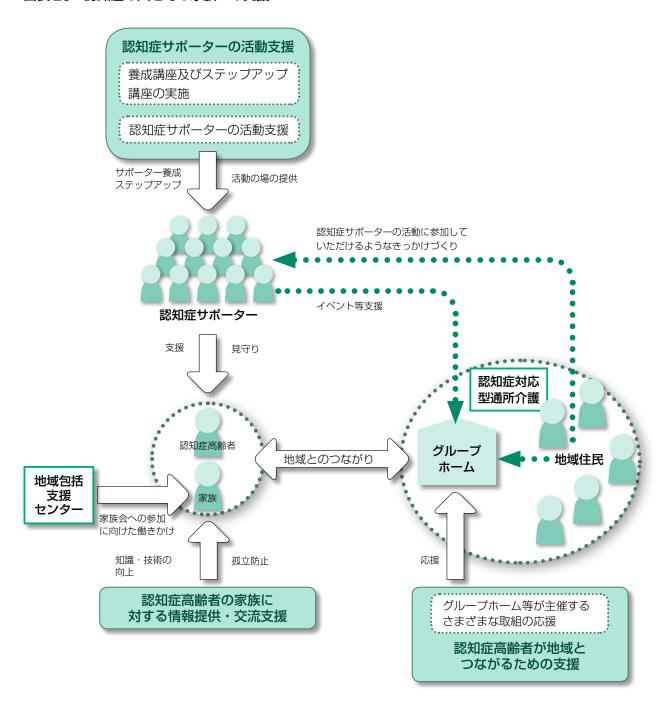
▽認知症高齢者の家族に対する情報提供、交流支援

認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、家族介護者は大変重要な役割を担っていますが、認知症特有の介護の知識や技術、情報、介護者同士の交流機会の不足などにより、介護を負担に感じたり、孤独感を味わっている人が多くなっています。

認知症高齢者の家族介護者向けの研修会をさらに周知し、研修会が家族介護者の交流・情報交換の場となり、介護者の孤立防止につながるように努めます。

また、研修内容の充実を図り、介護の知識・技術の向上による介護負担の軽減を図ります。

図表 25 認知症の人とその家族への支援



(3) 孤立化防止と支え合う地域社会の形成

今後、高齢化が一層進展し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者等も急増していきます。その中で、高齢者の孤立化を防ぎ、住み慣れた地域で安心して継続して生活できるように、さまざまな見守りのしくみの役割を明確にし連携しながら、地域のネットワークをきめ細かく張り巡らせることが重要です。

また、高齢者はこれまでの人生で培ってきた、さまざまな知識・技術・経験などを持っています。それらを高齢者自らが積極的に活かし、生きがいを持って、さまざまな地域活動に参加することによって、支え合う地域社会の形成を進めます。

なお、これらの支え合う地域社会の形成を進める際には、庁内の関係各課や、社会福祉協議会とも密接に連携しながら進めていきます。

▽ほっとするまちネットワークシステムの推進

ほっとするまちネットワークシステムの構築(地域の福祉課題を地域住民自らが発見し解決するしくみ)を目指して配置されている地域福祉コーディネーターは、地域の福祉課題解決のための助言や関係する市民、行政、専門機関などとの連携・協力をコーディネートしています。また、市民ボランティアによる地域福祉推進員は地域福祉コーディネーターとともに地域の福祉課題解決に協力しています。

一人ひとりの高齢者を取り巻くさまざまな問題について、地域福祉コーディネーター、地域福祉推進員との連携、協力を図り、高齢者を地域で支え合い安心して暮らせるしくみをつくります。

▽ささえあいネットワークの拡充

支え合う地域社会の形成を進めるためのしくみづくりの一つとして、「ささえあいネットワーク」があります。

「ささえあいネットワーク」は、一人暮らし、高齢者のみの世帯、日中独居等の高齢者が 地域の中で安心して暮らせるよう、ささえあい協力員やささえあい協力団体(地域の事業所 など)、民生委員、地域包括支援センター及び市が相互に連携し合うしくみです。また、緊 急を要する場合の早期発見、連絡、対応をスムーズに行ったり、閉じこもりがちな高齢者へ の必要な支援の提供を進めています。また、災害時要援護者登録制度との連携も図ってい きます。

いざという時に機能するためには、日ごろからの顔なじみの関係が大切です。ささえあいネットワークへの参加者の裾野を広げ、見守る人も見守られる人も多くの人が参加するしくみとなるように、拡充を図っていきます。

▽地域活動への参加を促進する情報提供の推進

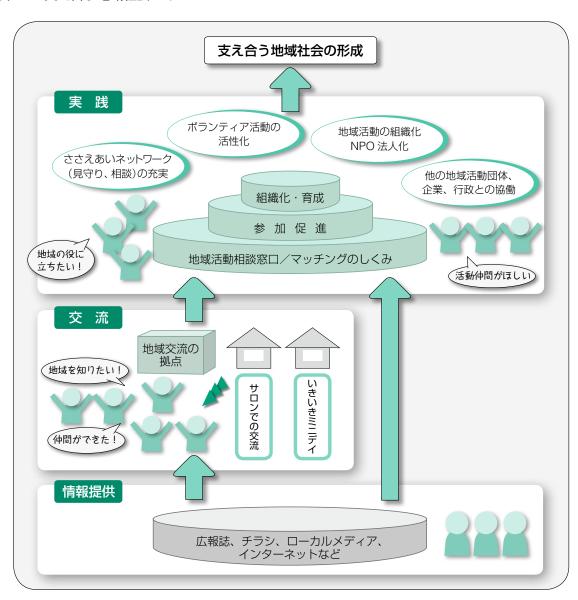
さまざまな地域活動に、高齢者が生きがいを持って積極的に活動に参加できるよう、チラシの作成、インターネットの利用も含めた多様な媒体を活かしながら情報提供、広報活動に力を入れていきます。

▽地域交流の場づくりの推進

支え合う地域社会の形成の土台づくりとして、サロンや、いきいきミニデイなどの、地域住民が集い、交流し、生きがい活動を行う場や拠点を増やし、より多くの住民が集まれるよう支援します。

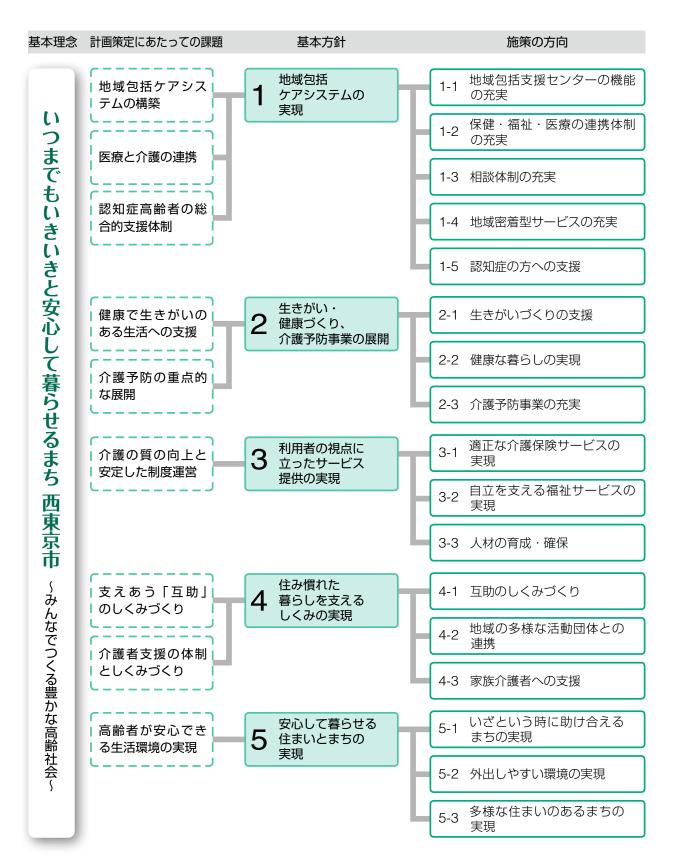
そして、地域包括支援センターを中核とした地域包括ケア会議などを活用し、地域住民が交流していく中で、地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、地域福祉コーディネーターとの連携の強化等、さまざまな支え合い活動につながっていくことを支援します。

図表 26 支え合う地域社会のイメージ



6 計画の体系

基本理念を実現するために、市民への調査等からの課題を踏まえ、第4期計画の体系を 見直し、新たに5つの基本方針に沿って施策を推進します。



第2部 基本理念の実現に 向けた施策の展開

第1章 地域包括ケアシステムの実現

第2章 生きがい・健康づくり、介護予防事業の展開

第3章 利用者の視点に立ったサービス提供の実現

第4章 住み慣れた暮らしを支えるしくみの実現

第5章 安心して暮らせる住まいとまちの実現

第 1 章

地域包括ケアシステムの実現

1 地域包括支援センターの機能の充実

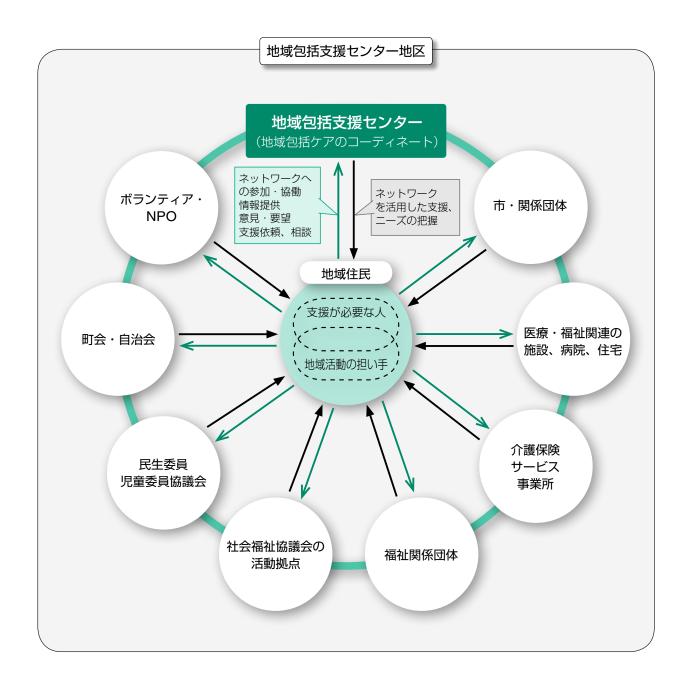
地域包括ケアを提供するには、地域住民の二一ズに応じて、医療・介護・福祉サービスを 適切にコーディネートし、適時に供給する体制が必要となります。その主体として、地域包 括支援センターの役割が期待されます。

介護サービスを含むさまざまなサービスや多様な地域資源を活かし、主治医や民生委員などの関係者とのネットワークを強化することによって、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

また、相談機能を充実させるために、地域住民にとって身近な存在としての地域包括支援センターを目指すとともに、さまざまな地域住民の活動と協力、連携しながら活動を推進します。

	施策	内 容
1	地域包括支援センターの充実 【高齢者支援課】	地域包括支援センターは、日常生活圏域ごとに2ヵ所、合計8ヵ所体制で、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、次の4つの事業を一体的に実施する役割を担う中核拠点として機能しています。 ・高齢者の総合相談・支援・包括的・継続的ケアマネジメント・権利擁護、虐待の早期発見・防止・介護予防ケアマネジメント
		さらに今後は、地域ネットワークづくりの中核機関としての役割を充実させます。 そして、地域包括支援センターが地域包括ケア会議等を活用し、地域のニーズの発見や地域の課題の整理を行うことで、さまざまな社会資源と地域住民とのネットワークの構築に努めます。

図表 27 西東京市における地域包括ケアシステムのネットワーク



図表 28 地域包括支援センターの機能

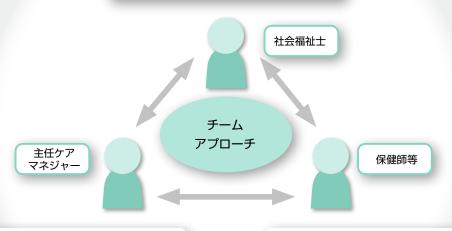
被保険者 家族・地域・関係機関等



地域包括支援センター

権利擁護事業

- ・高齢者虐待防止及び対応
- ・ 成年後見制度等地域権利事業の活用促進
- ・社会資源の充実 など



包括的・継続的 ケアマネジメント事業

- ・支援困難事例等の指導助言
- ・地域でのケアマネジャーへの支援 基盤整備
- 医療との連携

介護予防ケアマネジメント事業

- ·重度化防止
- ・要支援者のケアマネジメント
- ・一次及び二次予防事業対象者への 予防ケアマネジメント

個別支援



- ・相談者への情報提供
- ・必要な制度サービスの紹介
- · 各種申請業務
- ・関係機関や団体等の紹介
- ・継続的な訪問・面接等
- ・必要に応じて支援チーム編成





地域

- ・地域での課題の抽出・整理・解決
- ・地域住民とともに行う地域のネット ワーク構築

地域包括ケア会議

地域包括支援センター運営協議会

2 保健・福祉・医療の連携体制の充実

在宅療養が必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、24 時間安心できる 在宅療養サポート体制が極めて重要となっています。そのために地域の病院や施設、居住 施設、在宅における多職種が互いの専門領域を確立し、連携を円滑にするシステムの構築と、 円滑に連携できる人材を育成し、地域包括ケアの実現を目指します。また、多職種が課題 を共有して協議する西東京市介護保険課題調整委員会を設置運営し、実践につなげます。

	施策	内 容
1	在宅療養を支えるため の後方支援体制の構築 【高齢者支援課】	長期の療養生活を必要とする利用者やその家族が安心 して療養生活をおくるためのしくみづくりとして、協 力病院を確保し、在宅療養関係者との支援体制の構築 を図ります。
2	多職種連携のための相 互理解 【高齢者支援課】	地域の病院スタッフと在宅療養に従事する多職種のスタッフが相互の領域に足を運び、相互の実情を理解し、在宅療養者の状態を双方の立場から確認し合うための 入退院時カンファレンスの開催支援、交流の機会を増 やすための勉強会の開催を実施します。
3	多職種連携のための情 報の共有 【高齢者支援課】	利用者のために多職種が情報を共有する意義を理解するための勉強会の実施や、情報共有ツールの開発として、連携連絡票の作成などを行うとともに、各関係機関に活用のルールを周知徹底することで情報共有を円滑にするしくみづくりを図ります。
4	看取りについての教育、 市民への意識啓発 【高齢者支援課】	医療分野、介護分野の経験者や家族からの話を聞く機会、事例検討会などを実施し、在宅、施設、居住施設の介護スタッフが看取りについて学び、実践につながるよう資質の向上を図ります。また、市民に対してはパンフレットの普及や地域活動などを通して、意識啓発を進めます。
(5)	在宅歯科医療連携の推 進 【健康課】	在宅療養者が抱える摂食嚥下等の問題について、医師・ 歯科医師・医療や介護の関係者など多職種が協働して、 口腔内のケアや誤嚥の予防、食事に関する不安の解消 など、お口の健康に関して安心・安全の体制づくりを 推進します。

施策	内容
⑥ 地域リハビリテーショ ンネットワークの 強化 【健康課】	地域におけるリハビリテーションが急性期から維持期まで病院や施設、在宅で高齢者の身体の状態に合わせて効果的に提供されるために、ネットワークの強化に向けた調査検討を行い、対策に取り組みます。

3 相談体制の充実

相談二一ズのある方がいつでも気軽に相談でき、また適切な相談サービスにつなげられるようなしくみ・体制を構築していきます。

施策		内容
1	総合相談体制の充実 【高齢者支援課】	地域住民や地域福祉コーディネーター、民生委員、専門職等、地域のさまざまな人々と、地域包括支援センターや市が連携・協力を深め、総合的な相談体制を構築します。
2	苦情相談体制の充実 【生活福祉課】	保健福祉サービスに係る苦情相談受付窓口である権利 擁護センター「あんしん西東京」を中心とし、他の苦 情相談受付窓口の機能を明確化し、サービス利用者が サービス提供者と対等な立場でサービスを選択できる よう相談のしやすさの向上に努めます。また、保健福 祉サービスに関する解決困難な苦情・相談は、「あんし ん西東京」を経由し、専門性・第三者性を持つ「保健 福祉サービス苦情調整委員会」による苦情解決に努め ます。

コラム

東京都が設置する「認知症疾患医療センター (仮称)」

東京都では2次医療圏ごとに「認知症疾患医療センター(仮称)」を設置する予定です。その機能は、専門医療相談、早期対応、身体合併症・BPSD治療体制、研修、家族支援等です。

介護と医療の連携の方策の一つとして、「認知症疾患医療センター(仮称)」の支援も受けながら、ケアマネジャー、かかりつけ医、地域包括支援センター等が連携して情報共有を行う「地域連携」を進め、認知症の人や家族の生活をサポートします。

4 地域密着型サービスの充実

住み慣れた地域で生活を続けていくためには、市が介護保険サービス事業者の指定・指導監督を行い、日常生活圏域ごとの特性に応じたサービスを柔軟に整備する「地域密着型サービス」の充実が必要です。

被保険者、地域における保健・福祉・医療関係者、学識経験者、介護保険サービス提供事業者で構成する「西東京市地域密着型サービス等運営委員会」を設置し、地域のニーズに対応した公正かつ透明性の高い制度運営を進めます。

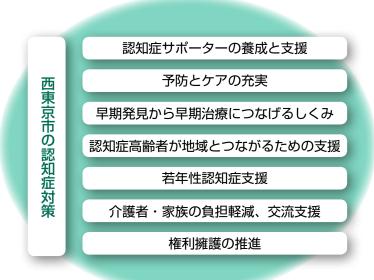
施策		内容
1	小規模多機能型居宅介 護サービスの充実 【高齢者支援課】	利用者が安心して自宅で生活できるよう、「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供する小規模多機能型居宅介護サービスの充実を図ります。
2	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護サービス の導入の検討 (高齢者支援課)	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の連携の下で、短時間の定期巡回型訪問と通報システムによる随時対応等を適宜・適切に組み合わせた新たなサービスの導入を検討します。
3	地域密着型サービスの 指導検査体制の強化 【高齢者支援課】	給付の適正化を図るため、近隣市とも情報を共有しながら、指導検査体制を強化していきます。

5 認知症の方への支援

今後、高齢化の進展に伴って、認知症高齢者が増大することが予想されています。高齢者が認知症になっても尊厳を持って、地域で安心して暮らしていけるような支援が求められています。

そのため、認知症への理解が深まるように、予防やケアのあり方などの普及啓発活動に取り組むとともに、予防・早期発見・早期対応に取り組みます。

図表 29 西東京市の認知症対策



(1) 認知症高齢者を地域で支えるしくみの充実

	施策	内容
1	認知症サポーター養成 講座の実施 【高齢者支援課】	認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の方が認知症について正しく理解し、本人や家族を温かく見守り、できる範囲で支援する「認知症サポーター」を養成します。今後は市内の学校や自治会、町内会等への働きかけを進め、認知症サポーター養成講座の実施を多様な世代に広げていきます。
2	認知症サポーターの支援 援 【高齢者支援課】	西東京市では、「認知症サポーター」の養成に積極的に取り組んできました。これにより約6,000人の認知症サポーターが誕生しました。今後は、さまざまな社会資源と連携して、認知症サポーターの支援を図っていきます。

	施策	内容
3	健康相談体制の充実 (かかりつけ医との連携) 【健康課、高齢者支援課】	認知症の早期発見のためには、日頃から市民と関わる機会の多い、かかりつけ医の役割が重要です。そのため、かかりつけ医が認知症の早期発見のための知識やスキルを向上させるための情報提供、研修会の実施を支援します。そして、かかりつけ医が市内の健康相談窓口や医療機関等の地域資源と連携を深めることによって、認知症の早期発見から早期治療につなげるしくみづくりを進めます。
4	認知症高齢者徘徊位置 探索サービス 【高齢者支援課】	介護認定で要支援・要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者で徘徊行動の著しい認知症の方に、徘徊位置を早期に発見し、安全を確保することに役立てるとともに、介護者の負担の軽減を図るため、徘徊位置探索サービスを提供します。

(2) 認知症の予防と認知症ケアの充実

	施策	内容
1	認知症予防に関する講 座等の実施 【高齢者支援課】	認知症予防に関する正しい認識を、より多くの市民に 持ってもらえるよう、身近な事例などを用いたわかり やすい講座等を実施します。
2	認知症ケアの普及啓発 【高齢者支援課】	より多くの市民に認知症ケアについて正しく理解して もらえるように、認知症高齢者の介護についてさまざ まな媒体を利用した情報提供等の普及啓発事業を進め ます。
3	認知症ケア講習会の実 施 【高齢者支援課】	認知症高齢者の介護をしている家族等介護者などに対して、専門的なケアを学べる講習会を実施し、家族等介護者の負担軽減に努めます。

(3) 若年性認知症を含む第2号被保険者への支援

	施策	内容
1	若年性認知症について の啓発・情報提供 【高齢者支援課、 障害福祉課】	市民が若年性認知症を知り、理解する機会を増やすために、障害福祉課と連携し、さまざまな媒体を利用した情報提供等の普及啓発事業を進めます。そのために、地域包括支援センターや介護保険事業所との連携を図り、家族の集いや講演会の開催、若年性認知症デイサービスなどのサポート体制づくりを検討します。
2	障害者施策から高齢者 施策まで切れ目のない 支援 【高齢者支援課、 障害福祉課】	福祉会館と障害者福祉センターの合築を視野に入れ、効果的、効率的な機能拡充を図ることを検討していきます。

第**2**章

生きがい・健康づくり、介護予防事業の展開

1 生きがいづくりの支援

高齢者がこれまでに培ってきた知識・経験を活かし、活躍できる場があることは、生きがいにもなり、健康づくりにも役立ちます。

交流・学習や、就労の場の充実を図り、高齢者の積極的な社会参加と生きがいづくりを支援します。

(1) 社会参加への支援

	施策	内容
1	ボランティア活動、NPO 活動への参加促進 【生活福祉課、高齢者支援 課、協働コミュニティ課】	元気な高齢者が持っている社会貢献意識を活かし、さまざまなボランティア活動やNPO活動への参加を促進します。また、ニーズの高い依頼に応えられるよう、社会福祉協議会、関係機関と連携してボランティアのコーディネートの機能充実やボランティア確保のための講座講習を実施し、高齢者の自己実現と地域での支え合いを進めます。また、市民協働推進センターにおいても、市民活動に関する相談や団体情報等の提供を行っていきます。なお、地域でのボランティア活動の充実を目指す西東京市シルバー人材センターと地域の支え合い活動の推進に向けて、連携をとり、生きがいづくりや社会参加への支援を図ります。
2	生きがいづくりの場の 整備・充実 【高齢者支援課】	身近な地域で誰もが生きがいづくりに取り組めるよう、福祉会館、老人福祉センターを生きがいづくりの場として整備します。具体的には運動器具の導入拡大等を行います。
3	生きがい推進事業等の 実施 【高齢者支援課】	高齢者の生きがいを持った暮らしを支援するため、公 共施設において市主催の高齢者大学等を開催します。 また、高齢者福祉大会を実施するほか、老人福祉セン ターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活 動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づく りができるような生きがい推進事業を展開します。

	施策	内 容
4	高齢者クラブ活動への 支援 【高齢者支援課】	高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、高齢者 クラブが行う社会奉仕活動や教養の向上、健康増進へ の取組を支援します。また、高齢者の社会参加を促進 するために、高齢者クラブの活性化に向けた取組も引 き続き行っていきます。
5	高齢者の生きがいや交 流につながる学習機会 の充実 【高齢者支援課】	高齢者が教養・文化・スポーツ・レクリエーションなどの多様な活動に参加し、ふれ合える学習機会の充実に向けて取り組んでいきます。市関連部署との連携はもとより、民間事業者、NPO、大学などとの連携も検討しながら、高齢者が興味を持ち、参加しやすい学習機会の提供を目指します。
6	情報提供体制の充実 【高齢者支援課】	関係機関・団体に向けて、適宜、情報提供を行い、高齢者やその家族が必要とする情報が適切に伝わるしくみを充実します。市報や地域包括支援センター便り、インターネットなどによる情報提供を引き続き実施します。

(2) 就業への支援

	施策	内容
1	シルバー人材センター との連携強化 【生活福祉課、 高齢者支援課】	高齢者の雇用・就業の確保を通じて生きがいの推進を 図るとともに、地域でのボランティア活動の充実を目 指す西東京市シルバー人材センターと地域の支え合い 活動の推進に向けて連携します。
2	人材育成の推進 【産業振興課】	高齢者の就業機会の拡大を図るため、健康で働く意欲 と能力のある高齢者が、新たな職業に就くために必要 な知識や技術を習得する研修・講習や訓練などを公共 職業安定所(ハローワーク)と連携し支援します。
3	地域職業相談室「就職情報コーナー」の運営 【産業振興課】	高齢者が雇用関係を結ぶことを前提とした働き方の選択ができるように、就職相談を行い、職業を紹介する体制を今後も継続していきます。具体的には、公共職業安定所(ハローワーク)と連携し、地域職業相談室「就職情報コーナー」により、就職を支援します。

2 健康な暮らしの実現

高齢者の健康な暮らしを実現するため、日頃から自主的な健康管理・健康づくりに取り組めるよう支援します。

また、健康づくりに取り組む中で、生活機能が低下している高齢者を早期発見・把握し、適切な介護予防サービスにつなぐしくみの充実を図ります。

(1) 健康づくりの支援

	施策	内容
1	西東京しゃきしゃき体 操を活用した地域ぐる みの健康づくりの推進 【健康課】	地域が一体となって健康づくりに取り組めるように、 地域住民が身近な場所で自主的に行う健康づくりな ど、継続的に活動ができるよう支援します。また、運 動習慣を身につけるため、取り組みやすい健康体操「西 東京しゃきしゃき体操」の出前講座を実施するなど市 民の健康づくりを推進します。
2	スポーツ・レクリエーションの推進 【スポーツ振興課、高齢者支援課】	高齢者の社会参加と健康維持のため、各種スポーツ大会の開催や無料で参加できる高齢者向け運動・体操プログラムを実施し、高齢者の社会参加と健康維持、スポーツ活動に参加する機会を提供します。介護保険連絡協議会等と連携し、高齢者向け運動・体操プログラム等の情報提供を行います。また、スポーツを通じた介護予防を推進するため、体力測定等を実施します。平成25年のスポーツ祭東京2013(第68回国民体育大会)の開催に伴い、一般公募によるボランティアでの協力依頼を行うことで、元気高齢者の社会参加の機会を提供します。
3	食の自立と健康的な生活を実践する取組の充実 (健康課、高齢者支援課)	平成21年3月に食育推進計画を策定しました。高齢者の食育を推進し、食の自立と健康的な生活を実践するために、高齢者食事サービス、高齢者食生活教室、男の基本料理教室、歯科相談、食を楽しむ機会の提供、特定高齢者対象の訪問相談などに取り組みます。
4	地域の自主グループや 団体への出前講座の実 施 【健康課、高齢者支援課】	自主グループや団体へ出前講座を積極的に実施し、 ニーズに合った効率の良い健康づくり支援を行いま す。

(2) 病気予防と健康相談

	施策	内容
1	健康診査等の継続実施 【健康課】	高齢者が自らの健康状態を知り、日頃からの健康づくりの推進を図るため、特定健康診査または一般健康診査を実施していきます。また、死因の第1位であるがんの早期発見を目的としたがん検診や歯科健康診査等を実施します。
2	かかりつけ医、かかりつけ 歯科医、かかりつけ 薬局の周知 【健康課】	高齢者が身近な地域で健康診断や生活機能評価、治療が受けられる体制を構築するため、高齢者それぞれの身体特性や生活習慣などをよく理解した、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の重要性を周知します。
3	高齢者インフルエンザ 予防接種及び肺炎球菌 予防接種の勧奨実施 【健康課】	高齢者が感染症にかかると、ねたきりや死亡の引きが ねとなるため、予防接種や予防対策を積極的に進める 必要があります。高齢者のインフルエンザと肺炎球菌 の予防接種は接種費用の補助により接種の勧奨を行い ます。

(3) 健康づくりと介護予防事業とのつなぎ

	施策	内容
1	老人福祉センター・福祉会館の再整備を含めた検討 「高齢者支援課」	福祉会館、老人福祉センターを介護予防事業の拠点として整備し、市全域で介護予防に取り組みやすい環境を整備します。また、耐震改修または建替えが必要な建物は、周辺施設との集約、複合化や配置バランスの改善も含めて検討します。
2	高齢者いきいきミニデ イ事業の充実 【高齢者支援課】	高齢者に趣味、レクリエーション等を通じた生きがい・ 地域との交流の場を提供する「いきいきミニデイ」を 実施する団体・協力者の取組を支援します。今後も各 団体に適切に情報提供などを行い、事業を充実してい きます。

施策	内容
③ 健康づくりに取り組む 自主グループの育成支 援 【健康課】	生活習慣を改善するために同じ目的を持つ市民が自主 グループとして互いに支えながら継続できるように育 成支援を行います。

3 介護予防事業の充実

介護予防への関心を高め、市民の自主的な取組を進めるために、意識啓発や情報提供の充実を図ります。

また、高齢者の生活機能の低下を早期に発見・把握し、運動器機能、栄養、口腔機能の向上・改善を図るとともに、閉じこもり・認知症・うつ等の予防を図ります。

(1) 介護予防に対する意識啓発・情報提供の充実

	施策	内 容
1	介護予防に関する意識 啓発の充実 【高齢者支援課、健康課】	介護予防の必要性や大切さを多様な媒体を通じて広報するとともに、西東京しゃきしゃき体操の一層の普及啓発を図ります。介護予防に関する知識を持った介護予防運動普及員を育成するために講習会等を開催します。
2	介護予防に関する情報 提供の充実 【高齢者支援課】	市で行う介護予防事業について多様な媒体を通じて情報提供を実施します。また、地域での自主的な介護予防の取組について、情報収集をし、広報します。

(2) 介護予防の地域ごとの展開

	施策	内容
1	自主グループの支援 【高齢者支援課】	地域が一体となって介護予防に取り組めるよう、市民 が身近な場所で自主的に行う介護予防への取組につい て支援します。介護予防事業参加者の講座修了後の支 援として、地域の自主グループ活動につなげ、継続的 に取り組めるようにします。
2	介護予防事業対象者の 把握 【高齢者支援課】	生活機能が低下している高齢者を把握するために、これまで行ってきた生活機能評価に替え基本チェックリストのみによる把握を検討します。閉じこもりやうつ状態等にあり、自ら健康診査や相談機関に出向くことが少ないと思われる高齢者に対しては、既存の高齢者生活状況調査や、民生委員、老人福祉センター・福祉会館の看護師、「ささえあいネットワーク」、「ふれあいのまちづくり」等の地域のネットワークと協働し、潜在的介護予防対象者を把握していきます。
3	介護予防マネジメント の実施 【高齢者支援課】	地域包括支援センターは、生活機能が低下している高齢者を把握した場合、その対象者の課題分析(アセスメント)を行い、対象者にとって最も適切と考えられる目標を定めます。課題分析の結果、必要と認められる場合には、それぞれに適した介護予防ケアプランを作成します。また、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、モニタリングを行い最終的に効果の評価を行います。
4	地域支援事業における 介護予防事業 【高齢者支援課】	[通所型介護予防事業] 把握された二次予防事業対象者に、介護予防を目的とした通所による「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「閉じこもり・認知症・うつ予防」等の事業を実施します。この事業内容については、利用者のニーズに応じて見直しを行います。 [訪問型介護予防事業] 把握された二次予防事業対象者の中で、閉じこもり、認知症、うつ等のために通所して事業に参加することが困難な方には、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士、看護師や保健師がその方の居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価を行い、必要な相談・援助を行います。

	施策	内容
(5)	予防給付サービス【高齢者支援課】	【介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション】 日常生活上の支援や利用者が在宅生活を営むのに必要な機能を向上させるための支援として、利用者のニーズに応じて「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練」等のメニューが選択できるよう、事業者の体制整備を促進します。また、利用者が事業所を選択できるようにホームページ、ガイドブック等で事業者の情報提供を行います。
6	魅力あるプログラムの 研究 【高齢者支援課】	現在実施している介護予防事業の評価を行った上で、 提供事業者と連携しながら魅力ある介護予防事業のプログラムを研究します。
7	介護支援ボランティア 制度の検討 【高齢者支援課】	介護支援ボランティア制度については、先進市の取組 事例等を検証しながら、元気な高齢者に対し多様な社 会参加の機会を提供するため、西東京市にとってふさ わしいしくみを検討します。

第**3**章

利用者の視点に立ったサービス提供の実現

1 適正な介護保険サービスの実現

サービスの質の確保・向上のため、福祉サービス事業者に適切な支援と指導・監督を行い、利用者に対しては客観的な情報の提供に努めます。

また、質の高いサービスを安全に提供するためには、専門的人材の確保・育成が必要です。 事業者と協力しながら介護従事者を確保するための取組を進めるとともに、介護職員が専 門性の向上や意欲を高めるための研修機会を充実します。

(1) サービスに関する情報提供の充実

	施策	内 容
1	わかりやすい広報活動 の充実 【高齢者支援課】	介護保険制度や介護保険サービスの周知を図り、制度への理解と適正なサービス利用ができるよう、市報やホームページ、手引き等の媒体を通じ広報活動を行います。また、出前講座等による市民への広報を積極的に実施します。
2	提供事業者一覧の整 備・充実 【高齢者支援課】	利用者がサービスを選択する際の情報源として、サービス提供事業者一覧を整備・充実します。
3	介護サービス情報の公表 【高齢者支援課】	サービス提供事業者に対して介護サービス情報の公表 に関する啓発を行います。また、市民に対しても、サー ビスを選択するにあたり、これらの情報を活用するよ うな啓発、広報を行います。
4	福祉機器等の展示 【高齢者支援課】	介護用品に関する情報を提供するため、常設の福祉機器の展示と福祉機器に関する助言等を行い、市民の福祉機器や介護技術に関する理解を深める支援を行います。また、介護保険連絡協議会と連携して福祉機器等の展示会を開催し、最新機器の紹介や利用にあたっての質問等に応じます。

施策		内容
(5)	福祉情報の充実 【高齢者支援課】	介護保険サービス以外の高齢者福祉サービスの情報や、高齢者の生活の質を高めるためのさまざまな福祉サービスの情報、情報源に関する情報などの提供を行います。
6	「介護の日」事業の実施 【高齢者支援課】	介護を身近なものとして理解を深めるとともに、地域での支え合いや交流を促進するため、市、社会福祉協議会、介護保険連絡協議会等が連携し、毎年11月11日の「介護の日」事業を継続して実施します。

(2) サービス提供体制の充実

	施策	内容
1	提供事業者の参入誘致 の推進 【高齢者支援課】	身近なところで介護サービスが利用できるよう、日常 生活圏域等を勘案し、地域密着型サービスを提供する 事業者の参入誘致を推進します。
2	介護保険居宅サービス の充実 【高齢者支援課】	居宅サービスについて、サービスの質の向上を図ると ともに、利用状況や利用意向を見極めながら、新規事 業者の参入を促進します。
3	介護保険施設サービス の充実 【高齢者支援課】	介護保険施設について、居住環境を向上する方策を検討します。
4	介護保険連絡協議会の 充実 【高齢者支援課】	介護保険関係者で組織した介護保険連絡協議会は、居 宅介護支援事業者、訪問介護事業者、通所介護・通所 リハビリ事業者、住宅改修・福祉用具事業者、介護保 険施設事業者等10以上の分科会を設置しています。 それぞれの分科会は年間1回~12回程度開催し、行 政からの情報提供や講演会の開催等により事業者のス キルアップを行うとともに、事業者相互間の情報共有 及び連絡体制の整備を行っています。今後も介護保険 連絡協議会の開催を積極的に支援し、また、その内容 も、事例検討、ワークショップ、活動・研究発表など さまざまな形式を導入することにより、更なる内容の 充実を図ります。

	施策	内容
5	事業者情報の共有化の 推進 【高齢者支援課】	サービス選択の機会を広げるため、介護保険連絡協議 会を活用して情報交換の場を拡大し、サービス提供事 業者に関する情報の共有化に取り組みます。
6	介護保険連絡協議会参加事業者情報提供の充実及び事業者の参加促進 (高齢者支援課)	介護保険連絡協議会の参加事業者を掲載した「介護保 険事業者ガイドブック」を発行し、市民への配布とホー ムページへの掲載により、最新の情報を積極的に発信 するとともに、新たな介護保険事業者の参加を促進し ます。

(3) サービスの質の確保

	施策	内 容
1	介護給付の適正化 【高齢者支援課】	適正な介護給付を行うため、引き続き認定調査結果の 点検、利用者への給付費通知の発行、医療情報との突 合・縦覧点検等を実施します。また、事業所に対する 実地指導や住宅改修の点検等に取り組みます。
2	福祉サービス第三者評 価の普及・推進 【生活福祉課】	福祉サービスの選択のしやすさと、サービスの向上のため、福祉サービス第三者評価システムの普及推進に取り組みます。また、より多くの事業者が、福祉サービス第三者評価を受審し、サービス利用者に情報の提供ができるよう、さまざまな機会を利用して事業者の理解を促進します。
3	ケアマネジメントの環 境の整備 【高齢者支援課】	ケアマネジメントの質の向上、関係機関との連携体制の構築及びケアマネジャー同士のネットワークの構築などを目的として、地域包括支援センター、主任ケアマネジャー、行政の三者が協働で現場の課題を共有、検討し、支援計画を策定します。この計画に基づき、技術的支援やケアマネジャーなどを対象とした研修会の企画と開催支援につなげます。
4	サービス事業者の質的 向上 【高齢者支援課】	サービス事業者の質の向上を支援するため、介護保険 連絡協議会等を通じた情報提供、また事例検討やワー クショップ、活動・研究発表などの形式をとりいれた 交流を進め、法令遵守と技術向上を図ります。

施策	内容
⑤ 関連機関との連携強化 【高齢者支援課】	介護保険や高齢者保健福祉サービスに関する解決困難 な苦情・相談に対して、関連機関の連携強化を図りま す。

(4) 負担軽減への支援等

	施策	内容
1	低所得者の保険料の軽 減 【高齢者支援課】	第1号被保険者の保険料について、第4期計画においては低所得層の保険料率の引き下げ及び第4段階の細分化などにより12段階に設定していました。第5期計画では、さらに第3段階の細分化など、負担能力に応じたよりきめ細やかな保険料設定を行い、15段階に設定します。
2	低所得者の利用料の軽 減 【高齢者支援課】	社会福祉法人等による低所得者への負担軽減を実施し、介護保険サービスの利用などの際に自己負担額の軽減を行います。さらに、市独自の低所得者に対する軽減として、医療的なケアが必要で在宅療養生活を送る高齢者を支援するため、訪問看護サービスについて導入します。
3	保険料収納率向上の取 組 【高齢者支援課】	保険料を滞納している被保険者に個別に制度の説明を 行い、収納推進嘱託員等が訪問徴収するなど、きめ細 かい収納率向上の取組を強化します。
4	受領委任払いの実施 【高齢者支援課】	住宅改修や福祉用具購入費用のサービス利用者による 全額一時立て替え払い(償還払い)のほかに、業者に 自己負担金(費用の1割)のみを支払う「受領委任払 い」の選択を可能とする負担軽減策を引き続き実施し ます。

2 自立を支える福祉サービスの実現

高齢者の自立した生活を支えるために、多様化する高齢者の二一ズを十分に把握し、介護保険サービスと、生活支援サービス等の介護保険外の福祉サービスを適切に提供していきます。

また、認知症などで判断能力が十分でない方の権利擁護を図り、適切なサービスを利用できるように、成年後見制度の普及・促進を図ります。

(1) 介護保険外の福祉サービスの提供

	施策	内容
1	配食サービス【高齢者支援課】	65歳以上の一人暮らしの方、65歳以上の高齢者のみの世帯の方、また日中高齢者のみで過ごしている方で配食が必要と認められた方へ、バランスの良い食事と見守りのために昼食を配達します。
2	高齢者緊急通報システム ム・火災安全システム の設置 【高齢者支援課】	慢性疾患により日常生活に注意が必要な65歳以上の一人暮らし高齢者等が安心して生活できるよう、家庭内での緊急事態を受信センターへ通報できる機器を設置し、救急・消防による救助等へつなげます。また、心身機能の低下に伴い防火の配慮が必要な65歳以上の一人暮らし高齢者等に住宅用防災機器を設置します。
3	高齢者入浴券の支給 【高齢者支援課】	自宅に入浴設備のない 65 歳以上の一人暮らし高齢者と 70 歳以上の高齢者のみの世帯の方に対し、健康保持と保健衛生の向上を図るため、市内の公衆浴場で利用できる入浴券を支給します。
4	高齢者福祉電話の貸与・ 助成 【高齢者支援課】	近隣に親族が居住していない 65 歳以上の一人暮らし 高齢者等に安否確認や孤独感の解消などのために、電 話機の貸与と通話料の一部助成を行います。
5	認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付サービス (高齢者支援課)	ねたきり高齢者等のいる世帯の精神的、経済的負担を 軽減するため、在宅で常時おむつを使用する方に紙お むつを給付します。平成23年10月から認知症により 重度の介護が必要な状態で、常時おむつを使用される 方も紙おむつの給付をしています。

	施策	内 容
6	ねたきり高齢者等寝具 乾燥サービス 【高齢者支援課】	ねたきり高齢者等の寝具の保健衛生の向上と介護負担 を軽減するため、寝具乾燥等のサービスを実施します。
7	ねたきり高齢者理・美容券交付サービス 【高齢者支援課】	65歳以上のねたきり高齢者等の保健衛生の向上と経済的負担を軽減するため、理・美容師が訪問して調髪・顔そりなど、またはカット・シャンプーを行うサービス券を交付します。
8	高齢者入浴サービス 【高齢者支援課】	介護認定で要介護3以上の認定を受けた65歳以上の方で介護保険の通所や訪問による入浴が困難な方に、健康保持と保健衛生の向上を図るため、通所による専門施設での入浴サービスを提供します。
9	高齢者日常生活用具給付サービス 【高齢者支援課】	介護認定で非該当(自立)、または要支援・要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者に、在宅生活の継続を支援するため、介護保険サービスで対象外の日常生活に必要と認められる入浴担架、難燃性寝具、洗髪器、空気清浄機を給付します。今後も、対象となる高齢者のいる世帯に適切にサービスを提供できるように案内していきます。
10	自立支援日常生活用具 給付サービス 【高齢者支援課】	介護認定で非該当(自立)となった65歳以上の高齢者に、介護予防や在宅生活の継続を支援するため、日常生活に必要と認められる歩行補助杖、入浴補助用具、スロープ、歩行器(シルバーカー)、腰掛便座、手すりを給付します。今後も、対象となる高齢者のいる世帯に適切にサービスを提供できるように案内していきます。
11)	自立支援ホームヘルプ サービス 【高齢者支援課】	介護認定で非該当(自立)となった65歳以上の高齢者で、日常生活において支援が必要と認められる方に、自立した在宅生活の継続を支援するためにホームヘルパーを派遣し、家事援助、見守り、相談等のサービスを提供します。

(2) 権利擁護の推進

	施策	内容
1	地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事 業)の普及と活用促進 【生活福祉課】	認知症などで判断能力が十分でない方が適切なサービスを利用できるよう、相談、助言、利用支援を行うとともに、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の契約につなげ、福祉サービスの利用援助や、日常的金銭管理等の支援について普及と活用を促進します。また、状況に応じて、成年後見制度へのスムーズな移行を図るなど、地域で安心して生活できるよう効果的な支援を行います。
2	成年後見制度の普及と 活用推進 【生活福祉課】	権利擁護センター「あんしん西東京」において、権利 擁護・成年後見制度等の相談、広報等を行い、成年後 見制度の利用を支援します。また、社会貢献型後見人 の育成・支援を行うとともに、後見監督の充実を図り、 地域においてより利用しやすい環境整備に努めます。
3	市民への普及啓発 【高齢者支援課】	高齢者虐待防止普及啓発パンフレットの配布とホームページの掲載により、市民への普及啓発を継続して実施します。
4	支援計画の評価と見直 し 【高齢者支援課】	西東京市高齢者虐待防止連絡会では、高齢者への虐待の防止等に関する施策について調査及び検討を行います。また、地域包括支援センターの社会福祉士を中心とするモニタリング会議を定期的に行い、支援を必要とする高齢者の情報を共有するとともに、支援計画の評価と見直しを図ります。

3 人材の育成・確保

今後、ますます増大する福祉・介護二一ズに対応するために、福祉・介護分野で働く人材 の育成、確保が重要となっています。

介護保険サービスにおいては、大学や各種専門学校、高等学校等との連携を図り、情報 提供や体験学習などを通して、介護保険サービスの仕事が今後の少子高齢社会を支える働 きがいのある仕事であること等について理解し、魅力ある仕事として評価・選択されるよう にしていく必要があります。

一方、国や自治体等では、ワークライフバランス推進の観点から、長時間労働の削減、 休暇の取得促進、育児・介護休業制度の充実、多様な勤務形態の導入等さまざまな取組が 始まっています。

また、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上を図るためのキャリア アップのしくみを構築していきます。

介護保険外の福祉サービス分野においては、新たな人材として期待される、他分野で活躍している人材、高齢者等の多様な人材の参入・参画を促進します。

	施策	内容
1	介護人材確保の支援策 の検討 【高齢者支援課】	中長期的な介護人材の確保に向けて、介護職の面接会、 市民の資格取得支援も含めた人材の量的確保を検討す るとともに、介護職の専門性の向上を図ります。
2	介護従事者に対する ワークライフバランス の推進の支援 【高齢者支援課】	介護保険連絡協議会等による講演会や、研修会を通じ、 事業所の管理者や介護従事者双方に、個人の生活と仕 事、両方を充実し、両立できるような「働き方改革」 である「ワークライフバランス推進」の普及、啓発に 取り組むとともに、環境整備を支援します。
3	介護人材の育成・質の 向上 【高齢者支援課】	ケアマネジャーの資質の向上、ホームヘルパーの養成・ 質的向上を図るため、研修会などの実施を通じて福祉 サービスの充実を図ります。
4	サービス提供事業者に 対する人材育成の意識 啓発 【高齢者支援課】	ケアマネジャーや介護サービスに携わる職員が研修を 受ける機会が確保されるよう、事業者に対し、人材育 成について意識啓発と積極的な研修参加を促していき ます。
(5)	講習や研修会の情報提 供 【高齢者支援課】	ケアマネジャーや介護サービスに携わる職員の資質の 向上を図るため、講習や研修会に関する情報提供を行 います。

	施策	内 容
6	認定調査員研修の充実 【高齢者支援課】	要介護認定の公平性・公正性を確保するため、市が直接行っている新規申請者の認定調査について、認定調査員を確保するとともに、調査員研修等を充実させ、公平公正な認定調査を行います。
7	介護認定審査会の充実 【高齢者支援課】	介護認定の審査判定の平準化をさらに推進するため、 保健・福祉・医療の専門家により構成されている介護 認定審査会について、今後も合議体の長の会議、審査 会委員の研修等を実施します。
8	主任ケアマネジャーの 育成支援 【高齢者支援課】	主任ケアマネジャーとしての役割を担うことが期待されるケアマネジャーを主任ケアマネジャー審査会により選定し、東京都主任介護支援専門員研修へ推薦します。研修終了後には西東京市主任ケアマネジャー研究協議会への参加活動を通して主任ケアマネジャーとしての質の向上を図ります。

第**4**章

住み慣れた暮らしを支えるしく みの実現

1 互助のしくみづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な生活を継続できるように、自助・互助・公助・共助の考え方を基本に、地域でお互いに助け合い、支え合うことのできるしくみづくりを進めます。

そのために、地域住民が支え合いの活動に、やりがいを持って楽しみながら参加できる環境づくりを整備し、多くの住民の参加による活発な地域活動の推進を目指します。

(1) 地域住民が参加しやすい互助のしくみづくり

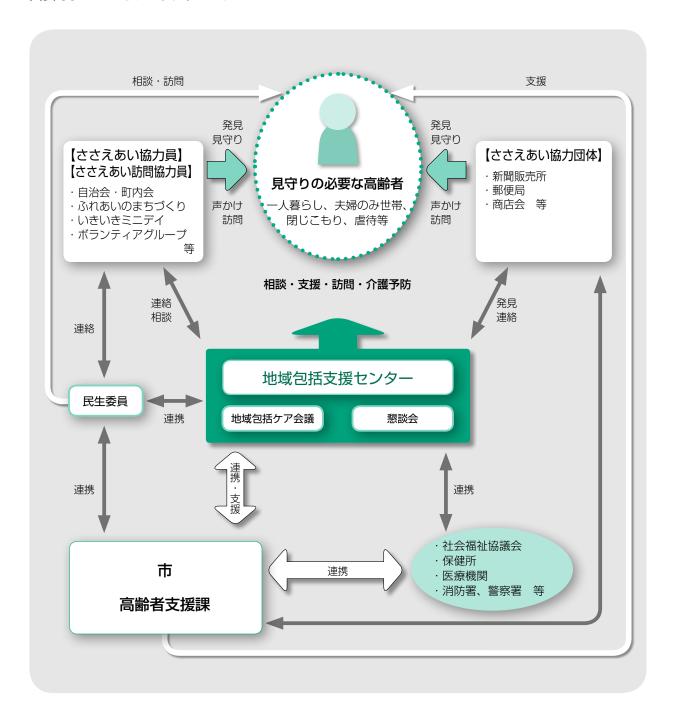
	施策	内容
1	地域での支え合い活動 の推進 【生活福祉課、 高齢者支援課】	「ほっとするまちネットワークシステム」の小域福祉圏 (小学校通学区域) における活動と、同圏域で活動する 社会福祉協議会の事業の「ふれあいのまちづくり事業」 の機能を強化し、さまざまな地域の課題を解決してい く中で地域の力で地域課題を解決する力を高めていきます。また、高齢者の見守りのしくみである「ささえあいネットワーク」等と既存のシステムや行政サービス、関係機関との連携を進めるとともに、地域における共通の課題が発見された場合は、これらの課題を解決するしくみ作りにも取り組みます。
2	多世代の交流促進 【高齢者支援課】	多世代交流を進めるため、さまざまな年代が参加できる老人福祉センターの事業や地域イベントの開催、高齢者クラブの幼稚園・小中学校の訪問、幼稚園・小中学生の高齢者施設の訪問などを実施します。

	施策	内 容
3	NPO(非営利活動組織) の育成・連携 【高齢者支援課、 協働コミュニティ課】	西東京市のNPOの多くは、社会貢献意向に基づいた活動に取り組んでいますが、より質の高いサービス、きめ細かな多様なサービスを提供するため、積極的にNPOの活動を育成・支援するとともに、連携を強化していきます。NPOとの連携策としては、電子メールを活用した見守り活動、パソコン教室や地域包括支援センターを中心としたささえあいネットワークなどがあります。
4	ボランティアの育成 【生活福祉課、 高齢者支援課】	地域でのボランティア活動を充実させるため、ボランティア養成講座の開催や身近なボランティア活動の機会の提供などを社会福祉協議会と連携して拡充していきます。また、ボランティアのコーディネートの機能を一層充実させ、施設や特定の活動に限らず、地域のさまざまな課題解決において活躍してもらえるようなしくみづくりに取り組みます。

(2) 見守りネットワークづくり

	施策	内容
1	「ささえあいネット ワーク」の推進 【高齢者支援課】	一人暮らし、高齢者世帯、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、ささえあい協力員(地域住民)、ささえあい協力団体(地域の事業所など)、民生委員、地域包括支援センター及び市(高齢者支援課)が相互に連携し合うしくみとして「ささえあいネットワーク」があります。このしくみは、緊急を要する場合の早期発見、連絡、対応をスムーズに行ったり、高齢者や介護者、家族の困りごとの相談に応じたり、閉じこもりがちな高齢者が必要な支援を受けられることを目指しています。今後は、自治会・町内会等に働きかけを行い、「ささえあい訪問サービス」を充実・拡大します。
2	孤立化防止のための訪 問事業 【高齢者支援課】	できるだけ住み慣れた地域で暮らすことができるよう、高齢者の孤立化の防止や見守りの体制を形成するため、民生委員を始めとする関係機関や市内の社会資源との連携を強化し、各種訪問事業を実施します。
3	高齢者生活状況調査の 実施 【高齢者支援課】	住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう見守り の体制を形成するため、民生委員等と協力し、高齢者 の生活状況や健康状態等の調査を実施します。調査結 果は、緊急時の対応や介護・福祉サービスの検討にも 活かします。

図表 30 ささえあいネットワーク



2 地域の多様な活動団体との連携

西東京市で地域福祉活動に取り組むさまざまな活動団体が、市や社会福祉協議会、市民協働推進センター等と連携しながら、活動団体同士の連携を推進し、より質の高いサービス、きめ細やかな多様なサービスを地域で提供できる環境づくりを進めます。

	施策	内容
1	地域活動の拠点の整備 (社会福祉協議会との 連携) 【生活福祉課、 高齢者支援課】	支え合う地域社会の形成の土台づくりとして、サロンや、いきいきミニデイなどの、地域住民が集い、交流し、生きがい活動を行う場や拠点を増やし、より多くの住民が集まれるよう支援します。また、地域住民が地域の相談に応じるなど地域課題の解決に取り組み、地域の拠点が地域住民の主体的な活動の場となることができるよう支援します。
2	地域の見守り活動の充 実 【高齢者支援課】	「ささえあいネットワーク」の見守りネットワークのしくみをきめ細かく張り巡らせ、それぞれのつながりをより一層強化していきます。そして、ささえあいネットワークへの参加者の裾野を広げ、見守る人も見守られる人も多くの人が参加するしくみとなるように、充実を図っていきます。

3 家族介護者への支援

家族等の介護者は身体的・精神的な負担が過度にかかっているケースや、地域で孤立し、 介護に関する相談相手がいないケースが少なくなく、さらには虐待につながる事例も増加し ています。

高齢化の進展や家族の相互扶助機能の低下により、家族介護者だけでなく、友人や近隣住民など身近な人の日常生活を支える人達を幅広く捉え、「ケアラー」と位置づけ、社会的に共有し支援をしていこうという動きも出てきています。

長い介護生活を続けるためには、介護する人自身が心も体も健康であることが大切であり、家族介護者等の介護負担の軽減と孤独感を解消し、地域とのつながりの中で介護を継続できるような支援を行います。

(1) 家族介護者支援のしくみづくり

施策	内容	
① 家族会・介護者のつど いの支援 【高齢者支援課】	家族介護者が日常の不安などを解消できるように、高齢者を介護している家族同士が集い、交流できるサロンなど、場・機会の提供に向けて取り組んでいきます。	

(2) 家族介護者の負担の軽減

	施策	内容
1	介護講習会の開催 【高齢者支援課】	家族介護者に対して、介護技術の向上や身体的、精神 的負担の軽減を図るため、介護方法や介護予防、介護 者の健康維持などについての知識や技術を習得できる 介護講習会を開催します。
2	家族介護者の負担軽減 のためのショートステ イ等の充実 【高齢者支援課】	家族介護者が日常的なケアから一時的に解放され、心身の疲れを癒してリフレッシュできるようにショートステイを充実します。 また、認知症高齢者の在宅生活と家族介護者のレスパイトケアを支えるしくみとして、早朝・夜間・宿泊を組み合わせたサービスを提供する認知症デイサービスセンター活用事業の充実に向けて検討します。
3	家族介護者の専門相談 事業の実施 【高齢者支援課】	家族介護者の精神的負担の軽減を図るため、専門医による家族介護者の専門相談事業を実施します。
4	高齢者緊急短期入所 サービス 【高齢者支援課】	介護保険認定で要支援または要介護認定を受けた方等で、介護者不在の状況やケアプラン作成時に想定されなかった緊急事態に対し、介護保険で対応することが困難な方への対応として、施設の緊急ベッドを確保しています。
(5)	家族介護慰労金【高齢者支援課】	過去1年以上住民税非課税世帯に属し、一定の要件を 満たしていて、市内に住所を有する高齢者を介護する 家族に対し、在宅生活の継続及び向上のために慰労金 を支給します。

(3) 高齢者虐待の防止

	施策	内容
1	高齢者虐待防止のため の意識啓発 【高齢者支援課】	高齢者虐待を防ぐために、虐待の実態や対処の仕方を 学ぶための講座等の実施や情報提供を通して、無理な く介護を継続できるための支援、意識啓発を進めます。
2	高齢者虐待防止連絡会 の活用 【高齢者支援課】	高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して生活するために、専門家や関係機関で構成する「高齢者虐待防止連絡会」を活用します。高齢者の虐待防止についての支援体制・支援方法を確立し、早期発見による必要な支援に結びつけます。また、関係機関との連携方法を具体化し、即応性、継続性のある支援を進めます。
3	高齢者緊急短期入所 サービス (再掲) 【高齢者支援課】	おおむね 65 歳以上で虐待・放置等により緊急に施設入所が必要な高齢者を施設・病院で保護します。
4	高齢者等シェルターの 検討 【高齢者支援課】	緊急に保護を要する被虐待高齢者等の生命・身体の安全を確保することを目的として、一時的に保護するシェルターを検討していきます。

第**5**章

安心して暮らせる住まいとまちの実現

1 いざという時に助け合えるまちの実現

高齢者が地域で安全・安心な生活を送るためには、日常生活のさまざまな災害を想定した環境整備や危機管理が必要です。特に、災害時要援護者など、一人で避難が難しい高齢者や高齢者世帯への支援体制の整備は、重要な課題となっています。

そのため、防災体制を整備し、災害時における被害を最小限にとどめるために、地域に おける支援体制を強化します。

また、近年、高齢者が空き巣や電話による振り込め詐欺、悪質な訪問販売・住宅改修などによる詐欺等の被害を受けることが増加しています。

そのため、市、警察署、関係団体、住民との連携・協力による防犯体制を整備します。併せて、 高齢者の消費生活に関する被害防止に向けた情報提供を行い、市民の意識啓発を行います。

(1) 防災体制の整備と高齢者の支援体制

	施策	内容			
1	災害時要援護者の支援 体制の整備 【危機管理室、 高齢者支援課】	災害時の避難に支援が必要な方々の名簿を作成し、警察、消防、地域包括支援センター等で情報共有を図り、 個別の支援体制を整備します。			
2	災害時の助け合い 【危機管理室、 高齢者支援課】	災害時における高齢者の身体の安全を確保するため、 援護を必要とする高齢者(災害時要援護者)を状況別 に把握し、緊急性の高い要援護者から個別避難支援プ ランを作り、実効性のある支援計画を作っていきます。 ささえあいネットワーク訪問事業と連携し、日頃から 顔の見える関係で地域で助け合えるような体制づくり を引き続き進めます。			

(2) 防犯対策の強化

	施策	内容	
1	地域の防犯体制の整備 【危機管理室、 高齢者支援課】	高齢者の生活と財産を守るため、地域包括支援センターが中心となり関係機関との連携、地域住民の協力、「ささえあいネットワーク」の強化により地域の防犯体制を整備します。また、防犯ステッカー「動く防犯の眼」の配布や防犯活動団体に補助金を交付するなど、地域の防犯体制の強化を図ります。	
2	防犯意識の啓発・情報 提供 【危機管理室】	防犯意識向上のため、防犯講演会等を実施するとともに、広報、ホームページ、ポスターなど多様な媒体を通じて防犯啓発に努めます。なお、広報等で「振り込め詐欺等」に関する啓発、注意喚起も行います。	
3	消費者保護のしくみづ くり 【協働コミュニティ課】	消費者センターにおいて、消費生活に関するさまざま な問題や疑問について、専門の消費生活相談員が相談 に応じます。	

2 外出しやすい環境の実現

高齢者が、建物や道路、交通機関等を安全かつ快適に利用できるように、バリア (障壁) のないユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

	施策	内容		
1	外出支援サービスに関 する適切な情報提供 【高齢者支援課】	市で実施している外出支援サービスを含め、他の機関で実施している移送サービスの情報収集を行うとともに、利用者が使いやすい情報提供に努めます。		
2	高齢者等外出支援サービス 【高齢者支援課】	介護認定で要支援・要介護の認定を受けた高齢者等で 一般の公共交通機関などの手段では外出が困難な方を 対象に、介護予防、健康づくり、生きがいづくり等を 目的として、介助員を配置したリフト付きの福祉車両 等による外出支援を行います。		

	施策	内容	
3	歩道やバス停留所等の バリアフリー化の整 備・推進 【都市計画課、関係各課】	高齢者などが外出しやすい環境とするため、歩道やバス停留所のバリアフリー化(段差をなくすなど)を推進します。	
4	施設のバリアフリー化 の推進 【関係各課】	「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、鉄道駅、道路・歩道、公園などの公共施設のバリアフリー化を推進します。また、公共施設の建設・改築時には、ユニバーサルデザインの観点から、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい設備・仕様になるよう配慮します。	

3 多様な住まいのあるまちの実現

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、市内で生活支援サービスや介護サービス付き住宅の整備支援のほか、現在の住まいでより安全に快適に生活ができるような環境整備に取り組みます。

なお、老朽化の著しい市営住宅の再整備に向けて、施設の集約等による事業経営の改善 も念頭に入れて検討します。

(1) 高齢者の住環境の把握と必要に応じた相談支援

	施策	内容
1	養護老人ホームへの入 所 【高齢者支援課】	身体上や家庭環境、経済的な理由等により、自宅等での生活に支障がある高齢者に対して、養護老人ホームにおいて日常生活に必要なサービスを提供します。
2	自立支援住宅改修費給付サービス 【高齢者支援課】	介護認定で非該当(自立)となった65歳以上の高齢者のいる世帯に、介護予防と転倒予防等のため、手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更の変更等の簡易な住宅改修の給付を行います。今後も、対象となる高齢者のいる世帯に適切にサービスを提供できるように案内していきます。

	施策	内容	
3	高齢者住宅改造費給付 サービス 【高齢者支援課】	介護認定で要支援・要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者のいる世帯に、転倒予防と介護負担の軽減等を図るため、介護保険サービスで対象外の浴槽や洗面台、流し台を交換する簡易な住宅改造の給付を行います。	
4	住宅に関する情報提供 【高齢者支援課、 都市計画課】	住宅の情報を必要とする高齢者に向けて、関係機関などの情報を提供していきます。	

(2) 高齢者の住環境の確保

	施策	内 容	
1	高齢者アパートの提供 【都市計画課】	所得の低い一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などが 住み慣れた地域で暮らすことができるように民間賃貸 住宅を引き続き借り上げ、高齢者アパートを提供しま す。	
2	シルバーピアの運営 【高齢者支援課、 都市計画課】	一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などのうち、住宅にお困りの方が自立して安全に日常生活がおくれるよう、高齢者向けの設備が整い安否確認・緊急時対応などを行う生活援助員等を配置したシルバーピアを運営します。	

第3部 介護保険事業の 見込み

第1章 介護保険事業計画(第5期)の考え方

第2章 介護保険事業の見込み

第3章 介護保険財政と第1号被保険者保険料

第一章

介護保険事業計画(第5期)の考え方

1 基本的考え方

介護保険事業計画(第5期)では、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、 予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現 に向けた取組を進めることが目標となっています。

西東京市においても、住み慣れた地域で、在宅での介護・医療サービスや生活支援サービスを利用しながら、安心して暮らし続けられる地域密着型のシステムづくりを進めます。

また、要介護度が重度になっても、在宅で、あるいは必要となる施設において、地域とも関わりをもちながら質の高いサービスが受けられるような環境づくりを目指します。そのための専門職や地域人材の育成を進める施策を推進することとあわせ、一人ひとりが介護に関心をもって、取り組むことができる地域での支え合い、意識の醸成を推進します。

さらに、これから団塊の世代が高齢期にさしかかり、後期高齢者となる 2025 年までに、 多くの高齢者が元気で暮らし続けることができる、健康や介護予防のまちづくりを目指し ます。

2 地域密着型サービスの充実

(1) 西東京市の地域密着型サービス

西東京市では、これまでも地域密着型サービスの展開を進めてきました。第5期計画においても、平成24年度に整備される介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設ともあわせ、地域密着型サービスの充実を図ります。

安心して在宅生活を送ることができるための支援として、第4期計画で導入した夜間対応型訪問介護に加え、第5期計画では新たに定期巡回·随時対応型訪問介護看護(※(2)参照)の導入に向けて検討します。

また、通所系・居住系サービスは日常生活圏域ごとに偏りなく整備し、介護が必要になっても住み慣れた地域とのつながりを持ちながら、暮らせるための支援を行います。

【第5期計画整備方針】

- ・認知症対応型通所介護:高齢化の進展に伴う認知症高齢者への対応及び 家族支援の観点から、各圏域同程度となるよう、西部圏域での施設整備を見込 みます。
- ・小規模多機能型居宅介護:第4期計画では各圏域2施設、計8施設を見込みましたが、東京都全体の整備の進捗等に鑑み、各圏域1施設、計4施設の整備へ と変更します。
- ・認知症高齢者グループホーム:小規模多機能型居宅介護との併設を原則とし、各圏域ごとに1施設(2ユニット)ずつの整備を見込みます。
- ・小規模介護老人福祉施設:第4期計画では2施設の整備を見込みましたが、平成24年度に介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)が1施設整備されることを受けて、第5期計画では整備しないこととします。
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護: 重度者を始めとした要介護高齢者の在宅 生活を支えるため、事業者の協力のもとで、整備に向けて検討します。

図表 31 第5期地域密着型サービス整備計画

圏域	年度	夜間対応型 訪問介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症高齢者 グループホーム	小規模介護老人 福祉施設	定期巡回·随時 対応型訪問介護 看護(新設)
ф	現在		2 施設 (36 人)	_	4 ユニット (36 人)	_	
	24		_	_	_	_	
中部圏域	25		_	1 施設 (25 人)	2ユニット (18人)	_	
以	26		_	_	_	_	
	計		2 施設 (36 人)	1 施設 (25 人)	6 ユニット (54 人)	_	
	現在		2 施設 (48 人)	_	4 ユニット (36 人)	_	
南	24		_	_	_	_	
南部圏域	25		_	1 施設(25 人)	2ユニット (18人)	_	
坝	26		_	_	_	_	
	計	現在 1 市内全域で	2 施設 (48 人)	1 施設 (25 人)	6 ユニット (54 人)	_	現在0
	現在	1事業所	1 施設 (12 人)	_	3 ユニット (26 人)	_	- 10 - 各圏域に - 1箇所程度
而	24		2 施設 (24 人)	_	_	_	
西部圏域	25		_	1 施設 (25 人)	2ユニット (18人)	_	
坝	26		_	_	_	_	
	計		3 施設 (36 人)	1 施設 (25 人)	5 ユニット (44 人)	_	
	現在		3 施設 (33 人)	_	4 ユニット (36 人)	_	
业	24			1 施設 (25 人)	2 ユニット (18 人)	_	
北東部圏域	25		_	_	_	_	
域	26		_	_	_	_	
	計		3 施設 (33 人)	1 施設 (25 人)	6ユニット (54人)	_	
	現在		8 施設 (129 人)	_	15 ユニット (134 人)	_	
	24		2 施設 (24 人)	1 施設 (25 人)	2 ユニット (18 人)	_	
合計	25	市内全域で 1事業所	_	3 施設 (75 人)	6ユニット (54人)	_	各圏域に 1 箇所程度
	26		_	_	_	_	
	計		10施設 (153人)	4 施設 (100 人)	23 ユニット (206 人)	_	

[※]年度欄の"現在"は、平成23年度までの計画達成値

[※]平成 24~26 年度の数値は各年度の新規整備量

[※]北東部圏域の平成24年度小規模多機能型居宅介護「1施設」及び認知症高齢者グループホーム「2ユニット」は、第4期事業計画で事業者選定済

[※]北宋部圏域の平成 24 年長小規模多機能型店七月歳11 加蔵」及び診対址に高齢者グルーノホーム12 ユニット」は、第4 期事業計画で事業者選足済 ※認知症高齢者グループホームは、小規模多機能型居宅介護との併設に限る。 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、法改正により平成 24 年 4 月に新設される制度 ※小規模多機能型居宅介護及び認知症高齢者グループホームについては、事業者の参入促進を図るため、上記の各圏域に捉われることなく、原則として 市内全域を一つの圏域として地域密着型サービスの基盤整備を進めます。

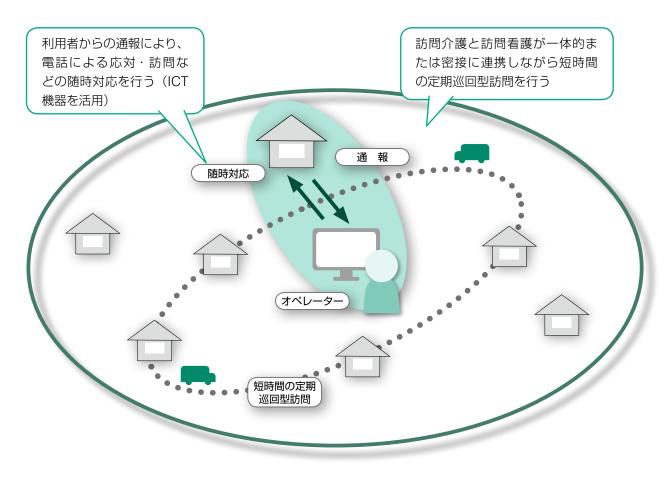
(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度の方を始めとする在宅介護を支援していくためには、日中夜間を通した介護と看護が連携した対応や、相談や医療系支援も含めた緊急対応が必要になります。そこで、夜間のヘルパー対応を基本とする夜間対応型訪問介護に加え、この新たなサービスを導入し、在宅介護を支援していく必要があります。

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、一つの事業所から訪問介護と訪問看護を一体的に提供する、または外部の訪問看護事業所と緊密な連携をとって実施するなど密接な連携を図りつつ実施するもので、地域の医療機関との連携も重要となります。

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の導入にあたっては、事業者の参入意向や人材確保などが課題とされています。西東京市では円滑な運営、利用ができるよう、導入に向けて検討します。

図表 32 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の概要



3 介護予防事業の充実

(1) 西東京市の介護予防事業

西東京市では、高齢者がいつまでも元気で、生きがいをもって暮らしていけるよう、健康な暮らしの実現のための健康づくりと介護予防を推進しています。

これまで、通所型の介護予防事業を中心に事業を進めており、福祉会館、老人福祉センター、民間スポーツクラブ等で介護予防事業や講座を展開してきました。

介護予防については、今後も引き続き、高齢者ができるだけ要介護状態にならないよう、 介護保険制度の地域支援事業での展開を行います。

(2) 地域支援事業の考え方

「地域支援事業」は平成 18 年度の制度改正で創設され、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、西東京市が実施する事業です。

地域支援事業は「介護予防事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つに区分されています。

「介護予防事業」には、元気な高齢者を対象とする事業と、市が実施した基本チェックリストの判定結果、医師より要支援・要介護状態になる可能性があると判断された方(二次予防事業対象者)を対象とする事業があります。いずれも、訪問や介護予防拠点を中心とした通所によるサービスを展開しています。

今後も、地域包括支援センターが中心となり、関係機関とも幅広く連携しながら介護予防の充実を進めます。

また、「包括的支援事業」には、地域包括支援センターの事業、ケアマネジメント環境整備事業等があります。「任意事業」には、在宅介護教室、認知症高齢者俳徊位置探索事業等があります。

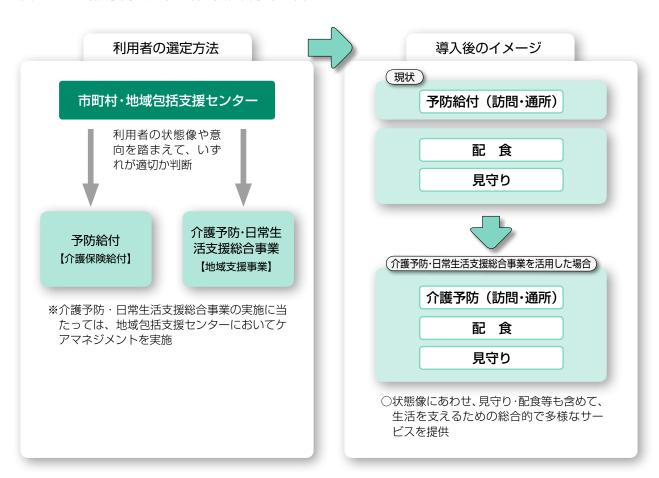
(3) 新たなサービスへの対応

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、保険者の判断により、地域支援事業の中で要支援者・介護予防事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度です。

西東京市では、これまで高齢者施策の中で配食サービスや見守り等のサービスを実施し、 介護予防事業及び保険外のサービスの充実が図られています。また、生活支援のための新 たな社会資源の開拓が必要であることなどの課題があります。

以上のことから、「介護予防・日常生活支援総合事業」については、現在市で行っているサービスとの整合性を図りつつ、西東京市としてふさわしいしくみについて引き続き検討を行います。

図表 33 介護予防・日常生活支援総合事業の概要



第2章 介護保険事業の見込み

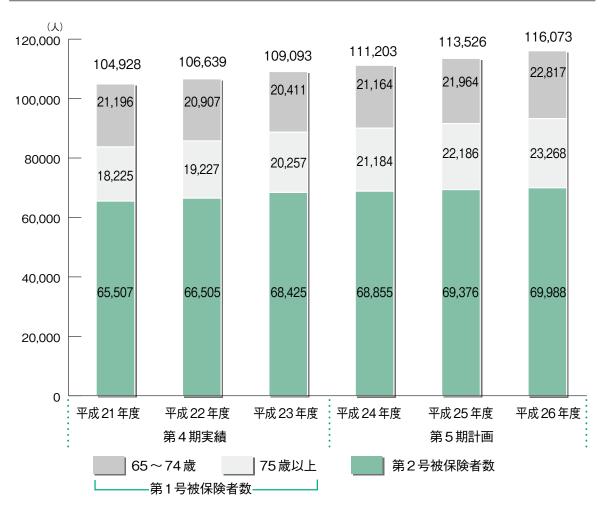
被保険者数

西東京市の第1号被保険者数は、平成23年度(10月1日現在)の40.668人から平成 26年度(第5期計画期間の最終年度)には、46.085人と13%程度の増加を見込みます。

図表 34 被保険者数の推移

(単位:人)

		第4期実績			第5期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総数	Ż	104,928	106,639	109,093	111,203	113,526	116,073
第1号被保険者数		39,421	40,134	40,668	42,348	44,150	46,085
	65~74歳	21,196	20,907	20,411	21,164	21,964	22,817
	75 歳以上	18,225	19,227	20,257	21,184	22,186	23,268
第2号被保険者数		65,507	66,505	68,425	68,855	69,376	69,988



2 認定者数

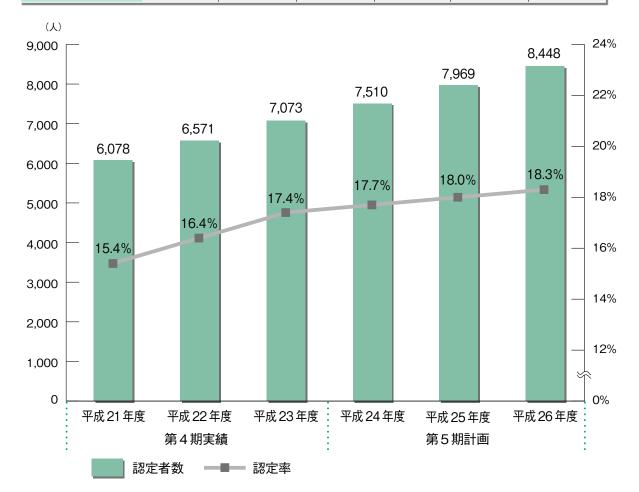
認定者数は、平成23年度(10月1日現在)の7,073人から平成26年度には、8,448人と19%程度増加し、対前年度比で6%程度の増加を見込みます。

認定率 (対第1号被保険者) は平成23年度の17.4%から、平成26年度には18.3%になると見込みます。

図表 35 認定者数の推移

(単位:人)

			第4期実績			第5期計画	
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認定	者数 (計)	6,078	6,571	7,073	7,510	7,969	8,448
	要支援1	684	820	882	934	1,011	1,051
	要支援2	765	857	820	856	923	985
	要介護1	1,179	1,310	1,476	1,499	1,572	1,654
	要介護2	1,080	1,062	1,237	1,331	1,404	1,544
	要介護3	824	873	884	970	1,013	1,055
	要介護4	769	766	802	866	910	973
	要介護5	777	883	972	1,054	1,136	1,186
認定	<u>字</u>	15.4%	16.4 %	17.4%	17.7%	18.0 %	18.3%



3 利用者数

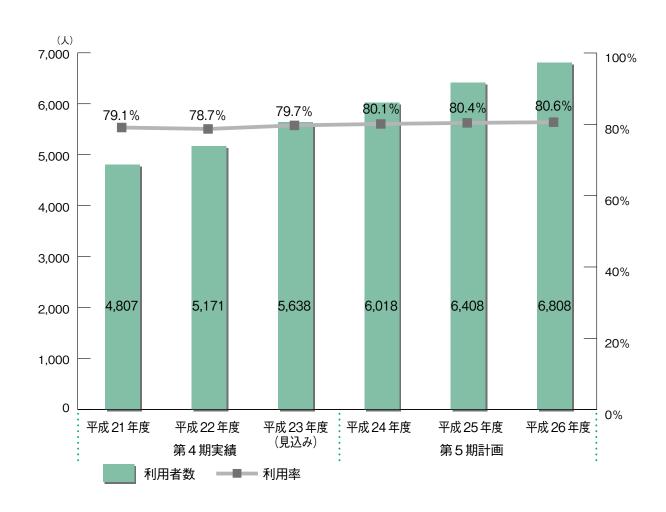
今後見込まれている認定者数の増加に伴い、介護保険サービスの利用者数も増加傾向で推移し、平成 23 年度の 5,638 人から、平成 26 年度には 6,808 人へと 21%程度の増加を見込みます。

認定者に占める利用者の割合(利用率)については、平成23年度から平成26年度にかけて79.7%から80.6%の増加を見込みます。

図表 36 利用者数の推移

(単位:人)

		第4期実績		第5期計画			
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
認定者数	6,078	6,571	7,073	7,510	7,969	8,448	
利用者数	4,807	5,171	5,638	6,018	6,408	6,808	
利用率	79.1%	78.7%	79.7%	80.1%	80.4%	80.6%	



利用者のサービス類型別内訳については、標準的居宅系サービス利用者は平成 23 年度 の 4,063 人から平成 26 年度には 4,794 人に、また、施設・居住系利用者が同期間に 1,575 人から 2,014 人にそれぞれ増加するものと見込みます。

構成比でみると、施設・居住系利用者が 27.9%から 29.6%に上昇し、標準的居宅サービス利用者が 72.1%から 70.4%に減少することとなります。

図表 37 利用者のサービス類型別内訳

〈利用者数〉 (単位:人)

				第4期実績		第5期計画			
			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
利用	者数	計	4,807	5,171	5,638	6,018	6,408	6,808	
	標準	善的居宅系	3,368	3,694	4,063	4,208	4,517	4,794	
	施設	设・居住系	1,439	1,477	1,575	1,810	1,891	2,014	
		施設	1,010	989	1,036	1,234	1,291	1,335	
		居住系	429	488	539	576	600	679	

- ※ 標準的居宅系とは、施設・居住系以外のサービスを指す。
- ※ 施設とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を指す。
- ※ 居住系とは、特定施設入居者生活介護(介護専用型、介護専用型以外)、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、 介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を指す。

〈割合〉 (単位:%)

				第4期実績		第5期計画			
			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
利用	者数	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	標準	的居宅系	70.1	71.4	72.1	69.9	70.5	70.4	
	施設	と・居住系	29.9	28.6	27.9	30.1	29.5	29.6	
		施設	21.0	19.1	18.4	20.5	20.1	19.6	
		居住系	8.9	9.5	9.5	9.6	9.4	10.0	

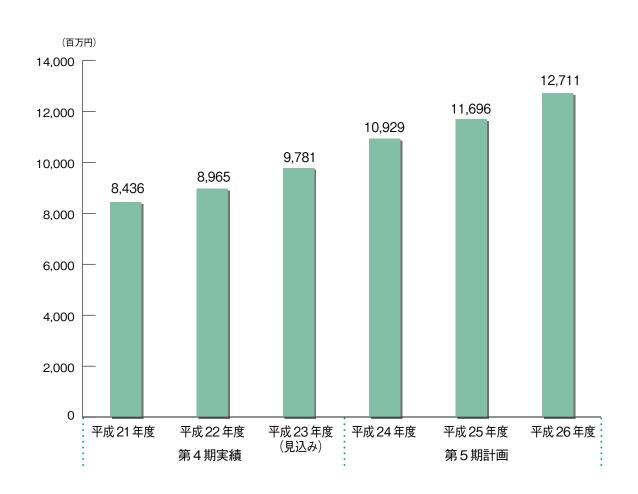
4 給付費

利用者数の増加等に伴い、給付費についても平成 23 年度の約 97 億 8 千万円から、平成 26 年度には約 127 億 1 千万円にまで増加するものと見込みます。

図表 38 給付費の推移

(単位:百万円)

			第4期実績		第5期計画			
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
介	護給付費	8,063	8,538	9,332	10,418	11,139	12,105	
	居宅サービス等	4,229	4,722	5,295	5,605	6,080	6,621	
	地域密着型サービス	484	515	602	722	793	1,086	
	介護保険施設サービス	3,350	3,301	3,435	4,091	4,266	4,398	
予	防給付費	373	427	449	511	557	606	
	居宅サービス等	372	426	449	510	556	605	
	地域密着型サービス	1	1	0	1	1	1	
	給付費計	8,436	8,965	9,781	10,929	11,696	12,711	



各サービスの給付費の見込は次の通りです。

図表 39 介護給付(要介護 $1\sim5$ の方を対象とするサービス)

(単位:千円)

			第4期実績			第5期計画	
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1)居宅介護サービス	3,768,804	4,207,968	4,726,221	4,988,670	5,426,571	5,919,117
	訪問介護	978,033	1,040,135	1,147,902	1,148,917	1,236,342	1,329,886
	訪問入浴介護	93,549	95,460	111,982	119,597	125,577	131,855
	訪問看護	173,883	224,017	271,850	320,240	371,478	430,914
	訪問リハビリテーション	4,772	7,958	10,035	14,580	17,820	21,060
	居宅療養管理指導	76,241	84,317	96,304	108,631	120,580	133,844
	通所介護	973,609	1,104,145	1,285,099	1,299,592	1,459,047	1,636,042
	通所リハビリテーション	153,096	168,626	180,909	229,244	243,698	258,774
	短期入所生活介護	278,381	315,570	354,188	395,531	426,825	460,445
	短期入所療養介護	27,468	27,969	31,484	46,289	50,396	56,025
	特定施設入居者生活介護	732,166	840,871	892,315	935,789	979,226	1,038,051
	福祉用具貸与	260,250	281,380	324,460	348,992	372,612	397,414
	福祉用具購入	17,356	17,520	19,693	21,268	22,970	24,807
(2)地域密着型サービス	483,994	514,534	601,712	722,053	793,146	1,086,006
	定期巡回·随時対応 型訪問介護看護	_	_	_	_	18,000	42,000
	夜間対応型訪問介護	0	70	846	10,994	12,600	12,600
	認知症対応型通所介護	230,176	241,857	246,252	250,846	270,846	290,846
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0	24,000	38,400	130,560
	認知症対応型共同生活介護	253,818	272,607	354,614	436,213	453,300	610,000
	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
	複合型サービス	_	_	_	0	0	0
(3)住宅改修	32,205	37,962	38,734	39,897	41,094	42,326
(4)居宅介護支援	428,170	476,558	529,884	576,514	611,870	660,051
(5)介護保険施設	3,349,813	3,301,158	3,435,152	4,091,149	4,265,866	4,398,040
	介護老人福祉施設	1,806,671	1,752,485	1,769,622	1,951,475	1,981,475	1,981,475
	介護老人保健施設	824,745	857,183	958,222	1,419,634	1,564,351	1,696,525
	介護療養型医療施設	718,397	691,490	707,308	720,040	720,040	720,040

図表 40 予防給付(要支援 1 \sim 2 の方を対象とするサービス)

(単位:千円)

			第4期実績			第5期計画	
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1)介護予防サービス	306,965	353,419	373,698	427,641	467,652	508,856
	介護予防訪問介護	108,950	113,488	115,205	123,039	129,191	135,651
	介護予防訪問入浴介護	8	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	8,494	10,912	12,806	15,214	17,800	20,826
	介護予防訪問リハビ リテーション	0	58	0	360	720	1,080
	介護予防居宅療養管 理指導	3,559	4,928	4,042	4,155	4,197	4,239
	介護予防通所介護	121,997	149,163	172,508	196,314	219,872	246,256
	介護予防通所リハビ リテーション	8,255	9,574	4,776	20,485	25,807	28,910
	介護予防短期入所生 活介護	2,216	1,402	2,061	2,825	2,825	2,825
	介護予防短期入所療 養介護	1,021	808	318	906	1,405	1,566
	介護予防特定施設入 居者生活介護	36,086	45,148	42,203	42,541	42,115	41,694
	介護予防福祉用具貸与	12,130	13,999	15,761	17,463	19,034	20,748
	介護予防福祉用具購入	4,249	3,939	4,018	4,339	4,686	5,061
(2)	地域密着型介護予防サービス	329	516	0	600	600	600
	介護予防認知症対応 型通所介護	329	516	0	600	600	600
	介護予防小規模多機 能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
	介護予防認知症対応 型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
(3)介護予防住宅改修	19,780	19,988	20,294	22,323	24,555	27,011
(4)介護予防支援	45,610	52,406	55,492	60,375	64,601	69,123

5 サービス別の整理

ここでは、前掲の利用者数及び給付費の見通しについて、各サービス別に整理しています。

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

①訪問介護・介護予防訪問介護

[訪問介護]

要介護者に対して、居宅において介護福祉士等によって、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話を行います。介護保険法上では、単なる家事の手伝いや、身の回りのお世話ではなく、専門的技術を通した関わりによって「その人らしい自立した日常生活の実現を目指すこと」とされています。ここでいう「居宅」には、軽費老人ホーム(ケアハウス)や有料老人ホーム、養護老人ホーム等の居室も含まれます。今後も年平均2.6%程度の利用者増を想定しています。

[介護予防訪問介護]

要支援者に対して、居宅において介護福祉士等によって、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話を行います。

今後も年平均4.6%程度の利用者増を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

			第4期実績		第5期計画			
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
₩₩₩₩	利用者数(人)	1,444	1,520	1,683	1,690	1,720	1,817	
訪問介護	給付費(千円)	978,033	1,040,135	1,147,902	1,148,917	1,236,342	1,329,886	
介護予防	利用者数(人)	530	564	584	611	639	668	
訪問介護	給付費(千円)	108,950	113,488	115,205	123,039	129,191	135,651	
∆≡↓	利用者数(人)	1,974	2,084	2,267	2,301	2,359	2,485	
合計	給付費(千円)	1,086,983	1,153,623	1,263,107	1,271,956	1,365,533	1,465,537	

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

[訪問入浴介護]

ねたきりなどのために介助がなければ入浴できない要介護者のために、入浴設備や簡易 浴槽を積んだ移動入浴車で家庭を訪問し、入浴や洗髪の介助をするサービスです。

今後も年平均3.9%程度の利用者増を想定しています。

[介護予防訪問入浴介護]

要支援者の介護予防を目的として行う訪問入浴介護です。 第4期の実績を踏まえ、第5期においては利用者を想定しません。

(年間、利用者数は月あたり)

			第4期実績		第5期計画			
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
訪問入浴	利用者数(人)	150	150	165	171	178	185	
介護	給付費(千円)	93,549	95,460	111,982	119,597	125,577	131,855	
介護予防	利用者数(人)	1	0	0	0	0	0	
訪問入浴 介護	給付費(千円)	8	0	0	0	0	0	
۵≡	利用者数(人)	151	150	165	171	178	185	
合計	給付費(千円)	93,557	95,460	111,982	119,597	125,577	131,855	

③訪問看護 · 介護予防訪問看護

[訪問看護]

訪問看護ステーションなどの看護師・保健師等が要介護者の家庭を訪問し、主治医と連絡を取りながら、病状の確認や床ずれ・カテーテル管理などの療養上の処置、必要な診療の補助を行うサービスです。

今後も年平均14.8%程度の利用者増を想定しています。

[介護予防訪問看護]

要支援者に対して、介護予防を目的として行う訪問看護です。 今後も年平均 16.2%程度の利用者増を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

			第4期実績		第5期計画			
			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
訪問看護	利用者数(人)	389	466	553	635	729	837	
训问有透	給付費 (千円)	173,883	224,017	271,850	320,240	371,478	430,914	
介護予防	利用者数(人)	27	32	37	43	50	58	
訪問看護	給付費 (千円)	8,494	10,912	12,806	15,214	17,800	20,826	
合計	利用者数(人)	416	498	590	678	779	895	
	給付費 (千円)	182,377	234,929	284,656	335,454	389,278	451,740	

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

[訪問リハビリテーション]

病院、診療所または老人保健施設の理学療法士または作業療法士が要介護者の家庭を 訪問して、専門的な機能回復訓練を行うサービスです。

在宅の医療を必要とする人が増える中、元気で暮らし続けるための環境づくりをすすめるため、今後も年平均35.7%程度の利用者増を想定しています。

[介護予防訪問リハビリテーション]

要支援者に対して、介護予防を目的として行う訪問リハビリテーションです。 第4期の実績を踏まえ、第5期においては利用者の増加を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

			第4期実績		第5期計画			
			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
訪問リハビリ	利用者数(人)	16	22	27	45	55	65	
テーション	給付費(千円)	4,772	7,958	10,035	14,580	17,820	21,060	
介護予防 訪 問 リ ハ	利用者数(人)	0	2	0	2	4	6	
ビ リ テ ー ション	給付費(千円)	0	58	0	360	720	1,080	
合計	利用者数(人)	16	24	27	47	59	71	
	給付費(千円)	4,772	8,016	10,035	14,940	18,540	22,140	

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

[居宅療養管理指導]

医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士が通院のできない要介護者の家庭を 訪問して、療養・服薬・栄養等に関する指導や、必要に応じ入院・入所に関する相談・助言 を行うサービスです。

今後も年平均 12.0%程度の利用者増を想定しています。

[介護予防居宅療養管理指導]

要支援者に対して、介護予防を目的として行う居宅療養管理指導です。今後も現状程度の利用者を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

			第4期実績		第5期計画			
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
居宅療養	利用者数(人)	525	580	658	737	825	925	
管理指導	給付費(千円)	76,241	84,317	96,304	108,631	120,580	133,844	
介護予防 居宅療養	利用者数(人)	30	35	32	33	33	34	
后七原食 管理指導	給付費 (千円)	3,559	4,928	4,042	4,155	4,197	4,239	
合計	利用者数(人)	555	615	690	770	858	959	
	給付費 (千円)	79,800	89,245	100,346	112,786	124,777	138,083	

⑥通所介護 · 介護予防通所介護

[通所介護]

居宅の要介護者をデイサービスセンター等へ送迎し、食事・入浴・排せつ等の日常生活 上の介助及び機能訓練を行うサービスです。閉じこもりがちな要介護者の孤独感の解消と 家族の介護負担の軽減を図ることも目的としています。

今後も年平均 7.1%程度の利用者増を想定しています。

[介護予防通所介護]

居宅の要支援者をデイサービスセンター等へ送迎し、日常生活上の一部を支援するとと もに、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を行うサービスです。

今後も年平均 15.9%程度の利用者増を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

			第4期実績		第5期計画			
			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
通所介護	利用者数(人)	1,263	1,392	1,607	1,650	1,775	1,970	
地別川設	給付費 (千円)	973,609	1,104,145	1,285,099	1,299,592	1,459,047	1,636,042	
介護予防	利用者数(人)	285	361	421	488	566	655	
通所介護	給付費 (千円)	121,997	149,163	172,508	196,314	219,872	246,256	
合計	利用者数(人)	1,548	1,753	2,028	2,138	2,341	2,625	
	給付費(千円)	1,095,606	1,253,308	1,457,607	1,495,906	1,678,919	1,882,298	

⑦通所リハビリデーション・介護予防通所リハビリテーション

[通所リハビリテーション]

要介護者に対して介護老人保健施設や病院に通所・通院し、理学療法士や作業療法士等のリハビリテーションの専門家による機能回復訓練等を行うサービスです。

平成 24 年度新たに整備される介護老人保健施設によるサービス提供を踏まえ、今後も 年平均 11.4%程度の利用者増を想定しています。

[介護予防通所リハビリテーション]

要支援者に対して介護老人保健施設や病院に通所・通院し、理学療法士や作業療法士等のリハビリテーションの専門家による機能回復訓練等を受けながら、運動器の機能向上、 栄養改善、口腔機能の向上を行うサービスです。

今後は年40人から50人程度の利用者数を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

			第4期実績		第5期計画			
			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
通所リハビリ	利用者数(人)	222	233	255	315	333	350	
テーション	給付費(千円)	153,096	168,626	180,909	229,244	243,698	258,774	
介護予防 通所リハビ	利用者数(人)	17	18	9	40	45	50	
リテーショ ン	給付費 (千円)	8,255	9,574	4,776	20,485	25,807	28,910	
△≡⊥	利用者数(人)	239	251	264	355	378	400	
合計	給付費(千円)	161,351	178,200	185,685	249,729	269,505	287,684	

®短期入所生活介護·介護予防短期入所生活介護

[短期入所生活介護]

要介護者を家庭の事情(介護者の病気・冠婚葬祭・家族旅行等)で一時的に介護できなくなった場合、介護老人福祉施設(特別看護老人ホーム)に短期間入所して、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の介助及び機能訓練を行うサービスです。家族の介護負担の軽減を図ることも目的としています。

平成 24 年度新たに整備される介護老人福祉施設 (特別看護老人ホーム) によるサービス 提供を踏まえ、今後も年平均 8.2%程度の利用者増を想定しています。

[介護予防短期入所生活介護]

要支援者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に短期間入所して、介護予防を目的として、日常生活上の支援と機能訓練を行うサービスです。

今後も現状程度の利用者を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

			第4期実績		第5期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	利用者数(人)	351	383	425	466	501	539
生活介護	給付費(千円)	278,381	315,570	354,188	395,531	426,825	460,445
介護予防	利用者数(人)	5	4	6	8	8	8
短期入所 生活介護	給付費(千円)	2,216	1,402	2,061	2,825	2,825	2,825
合計	利用者数(人)	356	387	431	474	509	547
	給付費 (千円)	280,597	316,972	356,249	398,356	429,650	463,270

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

[短期入所療養介護]

短期入所生活介護と同様のショートステイですが、入所する場所が介護老人保健施設、介護療養型医療施設で、看護や医学的管理の下に介護や機能訓練その他必要な医療などを受けるサービスです。

平成24年度新たに整備される介護老人保健施設によるサービス提供を踏まえ、今後も年平均20.7%程度の利用者増を想定しています。

[介護予防短期入所療養介護]

要支援者に対して、介護予防を目的として行う短期入所療養介護です。今後も現状程度の利用者を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

			第4期実績		第5期計画			
			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
短期入所	利用者数(人)	29	28	35	50	55	60	
療養介護	給付費 (千円)	27,468	27,969	31,484	46,289	50,396	56,025	
介護予防	利用者数(人)	1	1	1	3	5	6	
短期入所 療養介護	給付費(千円)	1,021	808	318	906	1,405	1,566	
△= ↓	利用者数(人)	30	29	36	53	60	66	
合計	給付費(千円)	28,489	28,777	31,802	47,195	51,801	57,591	

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

[特定施設入居者生活介護]

指定を受けた有料老人ホーム・ケアハウス等に入所している要介護者に対して、その施設が食事、入浴、排せつ等の日常生活上の介助及び療養上の介助を行うサービスです。 今後も年平均4.6%程度の利用者増を想定しています。

[介護予防特定施設入居者生活介護]

指定を受けた有料老人ホーム・ケアハウス等に入所している要支援者に対して、その施設が日常生活上の一部の支援を行うサービスです。

今後も現状程度の利用者を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

			第4期実績		第5期計画			
			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
特定施設	利用者数(人)	312	357	382	394	412	437	
入居者 生活介護	給付費 (千円)	732,166	840,871	892,315	935,789	979,226	1,038,051	
介護予防 特定施設	利用者数(人)	31	39	37	37	36	36	
入居者 生活介護	給付費 (千円)	36,086	45,148	42,203	42,541	42,115	41,694	
合計	利用者数(人)	343	396	419	431	448	473	
	給付費(千円)	768,252	886,019	934,518	978,330	1,021,341	1,079,745	

①福祉用具貸与 · 介護予防福祉用具貸与

「福祉用具貸与〕

居宅の要介護者へ日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具を貸与するサービスです。

今後も年平均7.7%程度の利用者増を想定しています。

[介護予防福祉用具貸与]

居宅の要支援者へ介護予防を目的として必要な福祉用具を貸与するサービスです。 今後も年平均 11.0%程度の利用者増を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

			第4期実績		第5期計画			
			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
福祉用具	利用者数(人)	1,500	1,665	1,912	2,092	2,240	2,388	
貸与	給付費 (千円)	260,250	281,380	324,460	348,992	372,612	397,414	
介護予防	利用者数(人)	176	215	254	282	313	347	
福祉用具 貸与	給付費(千円)	12,130	13,999	15,761	17,463	19,034	20,748	
الم	利用者数(人)	1,676	1,880	2,166	2,374	2,553	2,735	
合計	給付費(千円)	272,380	295,379	340,221	366,455	391,646	418,162	

⑫特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

[特定福祉用具購入]

居宅の要介護者へ日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具を販売するサービスで、 購入費の支給があります。

今後も年平均 7.5%程度の利用者増を想定しています。

[特定介護予防福祉用具購入]

居宅の要支援者へ介護予防を目的として必要な福祉用具を販売するサービスで、購入費の支給があります。

今後も年平均10.7%程度の利用者増を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

			第4期実績			第5期計画	
			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定福祉	利用者数(人)	51	51	62	64	70	77
用具購入	給付費 (千円)	17,356	17,520	19,693	21,268	22,970	24,807
介護予防	利用者数(人)	14	14	14	15	17	19
特定福祉用具購入	給付費(千円)	4,249	3,939	4,018	4,339	4,686	5,061
合計	利用者数(人)	65	65	76	79	87	96
	給付費 (千円)	21,605	21,459	23,711	25,607	27,656	29,868

13住宅改修 · 介護予防住宅改修

[住宅改修]

要介護者の在宅生活での安全確保及び自立を目的として、その身体機能の状態に合わせ

て、住んでいる住宅への手すりの取り付け、段差解消等の改修にかかる費用を支給するサービスです。

今後も年平均6.1%程度の利用者増を想定しています。

[介護予防住宅改修]

要支援者の介護予防を目的として行う住宅改修にかかる費用を支給するサービスです。 今後も年平均 14.5%程度の利用者増を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

			第4期実績		第5期計画			
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
住宅改修	利用者数(人)	31	35	36	38	40	43	
注七以形	給付費(千円)	32,205	37,962	38,734	39,897	41,094	42,326	
介護予防	利用者数(人)	16	17	18	21	24	27	
住宅改修	給付費(千円)	19,780	19,988	20,294	22,323	24,555	27,011	
△≒∔	利用者数(人)	47	52	54	59	64	70	
合計	給付費(千円)	51,985	57,950	59,028	62,220	65,649	69,337	

(2) 居宅介護支援・介護予防支援

[居宅介護支援]

居宅の要介護者が地域密着型サービス、居宅サービス等または保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用できるよう要介護者から依頼を受けて、その心身の状況、環境、要介護者及び家族の希望により、利用する居宅サービスの種類と量を定めた計画(ケアプラン)を作り、その計画に基づくサービスの提供が確保されるよう事業者と連絡調整するサービスです。

今後も年平均7.7%程度の利用者増を想定しています。

[介護予防支援]

居宅の要支援者が介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等または介護予防を目的とした保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用できるよう要支援者から依頼を受けて、その心身の状況、環境、要支援者及び家族の希望により、利用する介護予防サービス等の種類と量を定めた計画(介護予防ケアプラン)を作り、その計画に基づくサービスの提供が確保されるよう事業者と連絡調整するサービスです。地域包括支援センターが介護予防マネジメントの一環として行います。

今後も年平均 7.7%程度の利用者増を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

			第4期実績		第5期計画			
			平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
居宅介護	利用者数(人)	2,710	2,898	3,265	3,516	3,787	4,079	
支援	給付費 (千円)	428,170	476,558	529,884	576,514	611,870	660,051	
介護予防	利用者数(人)	839	960	1,016	1,094	1,179	1,269	
支援	給付費(千円)	45,610	52,406	55,492	60,375	64,601	69,123	
合計	利用者数(人)	3,549	3,858	4,281	4,610	4,966	5,348	
	給付費 (千円)	473,780	528,964	585,376	636,889	676,471	729,174	

(3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

①定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行なうサービスです。

平成25年度中のサービス提供基盤の整備に向けて取り組みます。

(年間、利用者数は月あたり)

		第4期実績			第5期計画			
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
定期訪問 · 随時対応型	利用者数(人)	_	_	_	0	8	18	
訪問介護看護	給付費(千円)	_	_	_	0	18,000	42,000	

②夜間対応型訪問介護

ホームヘルパーが、夜間の定期的な巡回訪問または通報を受け、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の介助を行うサービスです。

平成23年7月からサービス提供を開始し、平成24年度から通年化による本格的なサービスが開始されることから、今後は年平均24.9%程度の利用者増を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

		第4期実績			第5期計画			
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
夜間対応型	利用者数(人)	0	3	19	30	35	35	
訪問介護	給付費(千円)	0	70	846	10,994	12,600	12,600	

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

[認知症対応型通所介護]

居宅の要介護者で認知症である方のみをデイサービスセンター等へ送迎し、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の介助及び機能訓練を行うサービスです。閉じこもりがちな要介護者等の孤独感の解消と家族の介護負担の軽減を図ることも目的としています。

事業所の新設による影響を踏まえ、今後は年平均 5.9%程度の利用者増を想定しています。

[介護予防認知症対応型通所介護]

認知症になることが予見される居宅の要支援者に対して行う認知症対応型通所介護です。 今後も現状程度の利用者を想定しています。

						(11-51 157)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			第4期実績			第5期計画	
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症対応型	利用者数(人)	207	202	183	184	201	217
通所介護	給付費(千円)	230,176	241,857	246,252	250,846	270,846	290,846
介護予防 認知症	利用者数(人)	1	1	0	1	1	1
対応型 通所介護	給付費(千円)	329	516	0	600	600	600
合計	利用者数(人)	208	203	183	185	202	218
	給付費 (千円)	230,505	242,373	246,252	251,446	271,446	291,446

(年間、利用者数は月あたり)

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

[小規模多機能型居宅介護]

居宅の要介護者について、その方の心身の状況や環境等に応じて、その方の選択により、居宅、サービス事業所への通所若しくは短期間宿泊して、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の介助及び機能訓練を行うサービスです。サービス利用には登録が必要で、登録は1事業所25人までとし、通所の利用定員は15人、宿泊は通所している方の利用となり、その定員は9人までとなります。

各圏域1筒所程度のサービス提供基盤の整備に向けて取り組みます。

「介護予防小規模多機能型居宅介護]

居宅の要支援者に対して、介護予防を目的として行う小規模多機能型居宅介護です。 第5期においては利用者数を想定していません。

(年間、利用者数は月あたり)

			第4期実績		第5期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小規模	利用者数(人)	0	0	0	13	20	80
多機能型居宅介護	給付費 (千円)	0	0	0	24,000	38,400	130,560
介護予防 小規模	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
多機能型 居宅介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0
∆≣↓	利用者数(人)	0	0	0	13	20	80
合計	給付費 (千円)	0	0	0	24,000	38,400	130,560

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

[認知症対応型共同生活介護]

認知症のためにひとり暮らしはできないが、サポートがあれば生活できる要介護者に対して、1 ユニット 5 ~ 9 人の共同生活住宅 (グループホーム)を提供し、介護職員の助けを借りながら家庭的雰囲気の中で生活するサービスです。

事業所の新設による影響を踏まえ、今後は年平均 20.4%程度の利用者増を想定しています。

[介護予防認知症対応型共同生活介護]

認知症になることが予見される要支援者に対して行う認知症対応型共同生活介護です。 現状を踏まえ、第5期においては利用者数を想定しません。

(年間、利用者数は月あたり)

		第4期実績			第5期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症対応型共同	利用者数(人)	86	92	120	145	152	206
生活介護	給付費 (千円)	253,818	272,607	354,614	436,213	453,300	610,000
介護予防 認知症対	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
応型共同 生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数(人)	86	92	120	145	152	206
	給付費(千円)	253,818	272,607	354,614	436,213	453,300	610,000

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護者について、その施設が提供する食事・入浴・排せつ等の日常生活上の介助、機能訓練及び療養上の介助を行うサービスです。

現在は市内にサービス事業所はありませんが、地域密着型以外の特定施設等の代替性を踏まえ、第5期においては利用を想定しません。

(年間、利用者数は月あたり)

		第4期実績			第5期計画			
			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	地域密着型 特定施設 入居者生活 介護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
		給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者について、その施設が提供する食事、入浴、排せつ等の日常生活上の介助、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うサービスです。

現在は市内にサービス事業所がなく、また第5期において介護老人福祉施設が新たに整備されることから、サービス提供基盤の整備は想定しません。

(年間、利用者数は月あたり)

		第4期実績			第5期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域密着型 介護老人福	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
祉施設入所 者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

⑧複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。今後、サービス需要と供給体制をみながら、実施に向けて検討します。

(年間、利用者数は月あたり)

		第4期実績			第5期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
複合型	利用者数(人)	_	_	_	0	0	0
サービス	給付費(千円)	_	_	_	0	0	0

(4) 介護保険施設サービス

①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

食事や排せつなどの介護が常時必要で、自宅では介護が困難な要介護者が入所し、食事、 入浴、排せつなどの日常生活の介助、機能訓練、健康管理などが受けられる施設(特別養 護老人ホーム)です。

平成 24 年 1 月末現在、市内の特別養護老人ホームの入居待ちの方は 1,040 人です。第 5 期、新たに 1 箇所 (88 床) 開設されることなどから、今後は 3.5%程度の利用者増を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

		第4期実績			第5期計画			
			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	介護老人福祉施設	利用者数(人)	583	563	567	617	627	627
		給付費(千円)	1,806,671	1,752,485	1,769,622	1,951,475	1,981,475	1,981,475

②介護老人保健施設

治療が終わって病状が安定し、居宅復帰のためのケアが必要な要介護者が入所し、医療 管理下での介護機能訓練、日常生活の介助などが受けられる施設です。

平成 24 年度、新たに2箇所(合計 300 床) 開設されることなどから、今後は 22.3%程度の利用者増を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

		第4期実績			第5期計画			
			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	介護老人保健施設	利用者数(人)	265	269	309	457	504	548
		給付費(千円)	824,745	857,183	958,222	1,419,634	1,564,351	1,696,525

③介護療養型医療施設

病状が安定期にあり、長期の療養を必要とする要介護者のための療養病床等を有する診療所または病院で、医療、療養上の管理、看護などが受けられる施設です。

平成24年度以降、介護療養病床は新設されないことから、現状程度の利用を想定しています。

(年間、利用者数は月あたり)

		第4期実績			第5期計画			
			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	介護療養型	利用者数(人)	162	157	160	160	160	160
	医療施設	給付費(千円)	718,397	691,490	707,308	720,040	720,040	720,040



第3章 介護保険財政と第1号被保険者保険料

介護保険財政

(1) 標準給付費

総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額などを加えた標準給付費は、3年間(平 成 24~26 年度) で約 372 億円と見込みます。

図表 41 標準給付費

(単位:千円)

				第5期計画		合計
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	(3年間)
		介護給付費	10,418,283	11,138,547	12,105,540	33,662,370
		予防給付費	510,939	557,408	605,590	1,673,937
総給付費		10,929,222	11,695,955	12,711,130	35,336,307	
	特定入所者介護サービス費等給付額		323,493	343,493	363,493	1,030,479
	高額介護サービス費等給付額		215,229	233,320	251,598	700,147
	高額医療合算介護サービス等給付費		27,000	28,000	29,000	84,000
保険給付費		11,494,944	12,300,768	13,355,221	37,150,933	
算定対象審査支払手数料		14,960	16,306	17,774	49,040	
		合計	11,509,904	12,317,074	13,372,995	37,199,973

(2) 地域支援事業費

地域支援事業費については、保険給付費の3%に相当する約11億1千万円を見込みます。

図表 42 地域支援事業費

表 42 地域文振事業質				(単位:千円)
		第5期計画		合計
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	(3年間)
地域支援事業費	313,639	369,023	431,866	1,114,528

(3) 財源構成

事業費の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・都・ 西東京市の負担金によって構成されています。

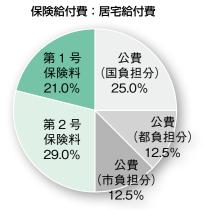
第1号被保険者の負担割合は、第5期計画では第1号被保険者の増加により21%となり、 それに伴い第2号被保険者の負担割合も29%となりました。

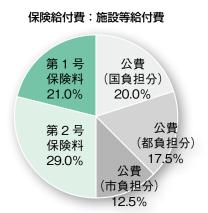
なお、第2号被保険者の介護保険料は加入している医療保険ごとに決まり、医療保険料と一括で徴収されます。

各医療保険者は、第2号被保険者の数に応じた額を社会保険診療報酬支払基金(支払基金)に納付し、支払基金は、全国の医療保険者から集めた納付金を各介護保険者に交付するしくみとなっています。

図表 43 財源構成

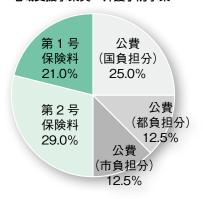
○保険給付費の財源構成

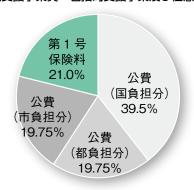




○地域支援事業費の財源構成

地域支援事業費:介護予防事業 地域支援事業費:包括的支援事業及び任意事業





[※]施設等給付費:介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護にかかる給付費 ※居宅給付費:施設等給付費以外の保険給付費

[※]保険給付費における国の負担割合には調整交付金を含みます。

2 第1号被保険者保険料

(1) 前提となる条件

第5期の保険料算定にあたっての制度的前提条件は次のとおりです。

- ◆ 第1号被保険者の保険料負担率は、全国の第1号被保険者数と第2号被保険者数の見通しを踏まえ、21% (第4期は20%)となりました。
- ◆ 国の所得段階基準で示す第5段階の下限が190万円(第4期は200万円)となりました。
- ◆ 東京都介護保険財政安定化基金拠出率金はありません。

(2) 基礎データの考え方

- ◆ 基準人□については、西東京市の将来推計人□を示した「西東京市人□推計」を用いました。
- ◆ 所得階層については、平成 23 年度現在の所得階層を参考に「西東京市人□推計」に 基づき推計しました。

(3) 第1号被保険者保険料設定にあたっての考え方

① 保険料段階の設定について

- ◆ 保険料段階については、基準額に対する保険料の負担割合の決定及び第5段階以上の 多段階設定が、各自治体の裁量で可能となります。
- ◆ 第5期事業計画においても特例第4段階を踏襲し、さらに第3段階について細分化し、 特例第3段階を設定します。これにより、低所得層の段階においてさらなる弾力化を 図ります。その他、低所得層の保険料率について負担の過大を抑制するため、据え置き、 または、引き下げを行います。
- ◆ 課税層においては、所得段階のさらなる多段階化を行い、負担能力に応じた段階設定 を行います。

② 介護給付費準備基金の取り崩しについて

- ◆ 第1号被保険者の保険料は、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、西東京市では、中長期的に安定した財源確保を可能とする観点から、「西東京市介護給付費準備基金条例」を制定し、各年度の余剰金の範囲内で積み立てを実施しています。
- ◆ 第4期計画の保険料設定にあたっては、介護給付費準備基金を活用し、保険料の上昇

の抑制を図りました。第5期計画においてもこの基金を活用し、第1号被保険者の保 険料の上昇の抑制を図ります。

③ 財政安定化基金の取り崩しによる交付金の活用について

◆ 介護保険法の改正により、都道府県に設定されている財政安定化基金を取り崩すことが可能となり、取り崩した額の3分の1に相当する額が市町村に交付されることとなりました。財政安定化基金の交付を受けて、第1号被保険者の保険料の上昇の抑制を図ります。

④ 保険料収納率について

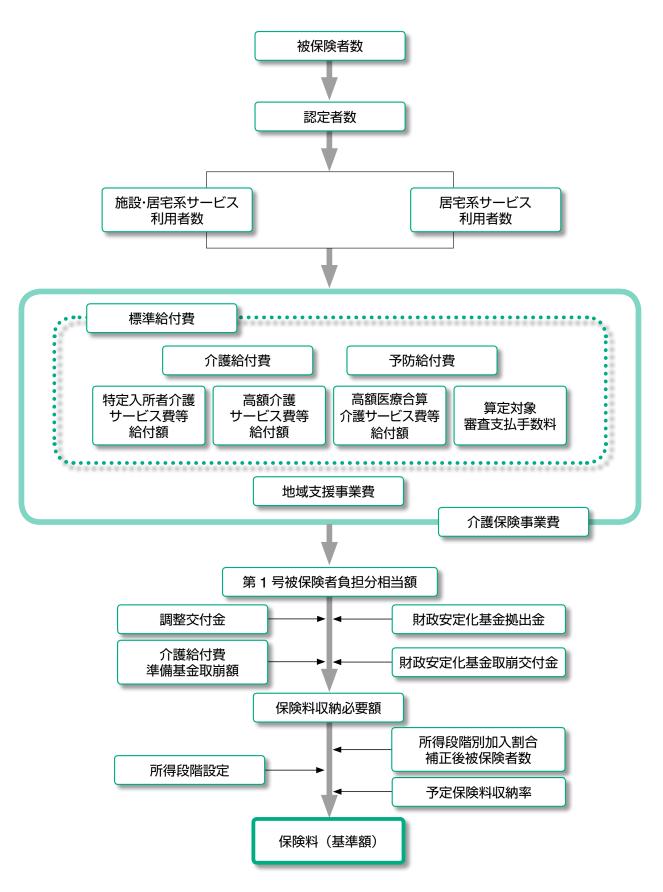
◆ 第5期事業計画の予定保険料収納率については、今までの収納実績を考慮し、第4期に引き続き98.3%とします。

⑤ 調整交付金について

- ◆ 調整交付金とは、所得が全国平均よりも低く、また、後期高齢者が多いことにより介護保険の財源が不足することがないよう、国が各地方自治体の財源 5%程度を交付金として拠出し、自治体間の格差を調整するものです。
- ◆ 第5期事業計画での調整交付金の割合は3.91%と見込みます。

(4) 保険料算定のながれ

推計にあたっては、国の推計の手順などの考え方に従って行います。



(5) 所得段階の設定

保険料の所得段階別設定については、第4期における12段階(特例第4段階を含む)から、さらに多段階化をすすめ、15段階(特例第3段階、特例第4段階を含む)として、被保険者それぞれの負担能力に配慮した保険料を設定します。

【低所得者に配慮した所得段階及び保険料率の設定】

第4期で設定した特例第4段階を継続するとともに、低所得者に対する保険料上昇の影響が過大となることがないよう、新たに特例第3段階を設定します。

また、第3段階及び特例第3段階の保険料率の引き下げを行います。

【負担能力に応じた保険料負担を行うための所得段階設定】

被保険者の負担能力に応じたよりきめ細やかな保険料設定を行うための段階設定を行います。

○第4期における第7段階(住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円 未満の方)及び第11段階(住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方) について、それぞれ2段階に細分化します。

以上の考え方に基づき設定した所得段階別の対象者は以下の通りです。

第4月	明		第5期	
所得段階	保険料率	所得段階	対象者	保険料率
第1段階	0.43	第1段階	生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者 であって、世帯全員が住民税非課税の方	0.43
第2段階	0.43	第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.43
第3段階	0.68	特例第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高く120万円以下の方	0.64
おり採用	0.00	第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円より高い方	0.67
特例第4段階	0.88	特例第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民 税非課税であって、本人の課税対象となる前 年の年金収入額と合計所得金額の合計が80 万円以下の方	0.88
第4段階	1.00	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民 税非課税であって、本人の課税対象となる前 年の年金収入額と合計所得金額の合計が80 万円より高い方	1.00
第5段階	1.15	第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 125万円未満の方	1.15
第6段階	1.25	第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 125万円以上190万円未満の方	1.25
第7段階	1.50	第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	1.50
	1.50	第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.60
第8段階	1.70	第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 400万円以上600万円未満の方	1.75
第9段階	1.80	第 10 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	1.85
第10段階	1.90	第 11 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 800万円以上 1,000万円未満の方	1.95
等 1 1 FDR比	2.00	第 12 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	2.10
第11 段階	2.00	第 13 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 2,000万円以上の方	2.20

所得段階別の第1号被保険者数は次のように見込んでいます。

			第1	号被保険者数((人)	
所得段階	保険料率	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計	構成比
第1段階	0.43	1,293	1,348	1,407	4,048	3.1%
第2段階	0.43	7,064	7,365	7,688	22,117	16.7%
特例第3段階	0.64	2,154	2,246	2,344	6,744	5.1%
第3段階	0.67	2,317	2,416	2,522	7,255	5.5%
特例第4段階	0.88	7,517	7,835	8,179	23,531	17.7%
第4段階	1.00 (基準額)	3,812	3,975	4,149	11,936	9.0%
第5段階	1.15	3,900	4,066	4,245	12,211	9.2%
第6段階	1.25	4,715	4,916	5,131	14,762	11.1%
第7段階	1.50	5,172	5,391	5,628	16,191	12.2%
第8段階	1.60	1,745	1,819	1,899	5,463	4.1%
第9段階	1.75	1,266	1,320	1,377	3,963	3.0%
第10段階	1.85	462	482	503	1,447	1.1%
第11段階	1.95	196	204	213	613	0.5%
第 12 段階	2.10	463	483	504	1,450	1.1%
第13段階	2.20	272	284	296	852	0.6%
被保険者数 計		42,348	44,150	46,085	132,583	100.0%
所得段階別加入 補正後被保険者		42,903	44,729	46,688	134,320	

[※] 所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、所得段階により保険料が異なるため、所得段階別加入人数を、各所得段階別の保険料率で補正した値である。

前掲の所得段階設定に基づき、第1号被保険者保険料基準額(月額)を算定すると次のとおりです。

	項目	算出方法	第5期
а	標準給付費見込額		37,199,973 千円
b	地域支援事業費		1,114,528 千円
С	第1号被保険者負担分	= (a+b) × 21%	8,046,045 千円
d	調整交付金相当額	= a × 5%	1,859,999 千円
е	調整交付金見込額	= a × 3.91%	1,454,519 千円
f	財政安定化基金拠出金見込額		0円
g	財政安定化基金償還金		0円
h	介護給付費準備基金取崩額		250,000 千円
i	財政安定化基金取崩交付金交付額		96,872 千円
j	保険料収納必要額	= c+(d-e+f+g-h-i)	8,104,653 千円
k	予定保険料収納率		98.3%
I	所得段階別加入割合補正後被保険者数		134,320 人
m	第1号被保険者保険料基準額(月額)	= j ÷ k ÷ l ÷ 12 か月	5,115円

第1期から第5期計画の介護保険料基準月額の推移は次のとおりです。

	第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画	第5期計画
介護保険料 基準月額	2,921 円	3,281 円	3,958円	3,958円	5,115円
増減額	_	+ 360円	+ 677円	±0円	+ 1,157円
増減割合	_	+ 12.3%	+ 20.6%	± 0%	+ 29.2%

(6) 第5期介護保険料所得段階別保険料

西東京市の第1号被保険者の第5期計画の介護保険料は、特例第3段階、特例第4段階を含め15段階制、基準月額は5,115円となります。

所得段階	対象者	保険料率	第5期 保険料額	(参考) 第4期 保険料額
第1段階	生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者であって、世帯全員が住民税非課税の方	0.43	26,400 円 (2,200 円)	20,400円 (1,702円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.43	26,400 円 (2,200 円)	20,400円 (1,702円)
特例第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高く120万円以下の方	0.64	39,200 円 (3,274 円)	32,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円より高い方	0.67	41,100円 (3,428円)	(2,692円)
特例第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.88	54,000 円 (4,502 円)	41,700 円 (3,484 円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高い方	基準額 1.00	61,300 円 (5,115 円)	47,400 円 (3,958 円)
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 125 万円 未満の方	1.15	70,500円 (5,883円)	54,600円 (4,552円)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 125 万円 以上 190 万円未満の方	1.25	76,700円 (6,394円)	59,300円 (4,948円)
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 190 万円 以上 300 万円未満の方	1.50	92,000円 (7,673円)	71,200円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 300 万円 以上 400 万円未満の方	1.60	98,200円 (8,184円)	(5,937円)
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 400 万円 以上 600 万円未満の方	1.75	107,400円 (8,952円)	80,700円 (6,729円)
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 600 万円 以上 800 万円未満の方	1.85	113,500円 (9,463円)	85,400円 (7,125円)
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 800 万円 以上 1,000 万円未満の方	1.95	119,700円 (9,975円)	90,200 円 (7,521 円)
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 1,000 万円以上 2,000 万円未満の方	2.10	128,900円 (10,742円)	94,900円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 2,000 万 円以上の方	2.20	135,000 円 (11,253 円)	(7,916円)

[※] 保険料額の上段は年額、下段は月額。

[※] 保険料額は年額で決定するため、月額はあくまで目安であり実際の徴収額とは異なります。

第4部 計画の推進体制

第1章 高齢者保健福祉推進のしくみ

第2章 介護保険運営のしくみ

第3章 地域包括ケアのしくみ

第一章

高齢者保健福祉推進のしくみ

1 庁内推進体制の充実

高齢者保健福祉計画の推進に向けて、福祉部高齢者支援課を中心に関係部署と協力しながら施策の推進に努めます。特に若年性認知症を含む第2号被保険者への支援では、高齢者支援課と障害福祉課の連携を強め、切れ目のない支援に取り組みます。

西東京市の保健福祉全体の検討を行う「西東京市保健福祉審議会」、庁内関係各課で構成する「地域福祉庁内推進委員会」や、「西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会」 と連携しながら、計画の普及・推進と進行管理を行います。

2 地域包括支援センター運営協議会の充実

地域包括ケアシステムの実現に向けて、中核機関として期待される地域包括支援センターの適正な運営を継続するために、「西東京市地域包括支援センター運営協議会」の構成員に、新たに、福祉に関する専門的見地から学識経験者を加え、会議の充実を図ります。

地域包括支援センター運営協議会では、地域包括支援センターの運営のあり方や、地域における医療機関、福祉施設その他関係機関とのネットワーク形成に対しての評価・指導・助言を行い、地域包括支援センターのより円滑な運営を図ります。

3 関係機関・組織・団体との連携強化

権利擁養センター「あんしん西東京」、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会や地域包括支援センターなど福祉・介護に関連する機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療関係の組織との連携のもとに計画を推進します。

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域住民(ささえあい協力員・訪問協力員)等による地域での支え合いのしくみである「ささえあいネットワーク」、小学校通学区域の単位で個人や団体が連携し地域の課題の解決をめざす「ほっとするまちネットワーク」、社会福祉協議会による地域住民が主体の「ふれあいのまちづくり」等、地域におけるさまざまなネットワークの役割を明確化し、連携・協働を強化します。

地域で暮らす高齢者を見守り、支援するための互助のネットワークをきめ細かく張り巡らせ、必要に応じて公的支援につなぐしくみの拡充を図ります。

また、保健・福祉・医療などに関する活動を展開する NPO 法人やボランティア団体を支援・ 育成していきます。

4 市民参加の推進

西東京市にふさわしい高齢者保健福祉を運営していくためには、行政、市民、関係機関、 関係団体等連携していくことが必要です。

次期の計画策定にあたっては、これまでと同様、市民の意識や要望を把握するための調査を実施する予定です。また、学識経験者、保健・福祉・医療・介護関係者、市民委員で構成される高齢者保健福祉計画検討委員会を組織し、高齢者保健福祉に関わる全般的なあり方を検討し、計画づくり、計画の評価・見直しを行います。さらに、市民から幅広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施し、市民ニーズに沿った計画の策定を目指します。本計画の施策を実施するにあたっては、ボランティア活動、ささえあいネットワーク、認知症サポーターなど、世代を超えた多くの市民、団体の自発的な参加を推進していきます。

第2章 介護保険運営のしくみ

保険者機能・庁内推進体制の充実 1

介護保険制度を円滑に運営するために、苦情等相談機能の充実、公平公正な介護認定、 給付の適正化、介護予防の効果の検証、地域密着型サービスの指定、地域包括支援センター の運営支援等、保険者機能の充実を図ります。

福祉部高齢者支援課を中心に福祉部各課と連携しながら、介護保険事業計画を推進し ます。

介護保険運営協議会

学識経験者、社会福祉協議会、被保険者代表、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護 保険関連施設職員等を構成員とする「西東京市介護保険運営協議会」の充実を図ります。

介護保険事業計画の実施から進行管理、評価、見直しの過程において、行政、関連機関 や組織・団体、市民と協働しながら、介護保険のより円滑な運営に努めます。

3 介護認定審査会合議体の長の会議の充実

保健・福祉・医療分野の専門家による介護認定審査会の合議体の代表 14 人からなる 「合 議体の長の会議」において、介護認定審査の質の向上や平準化の研究・検討を行っています。 今後もさらにその取組の充実を図ります。

介護保険連絡協議会との連携 4

関係機関及び介護サービス等提供事業者に対する情報提供と助言、事業者相互の交流の 促進を目的として「西東京市介護保険連絡協議会」を設置し、介護保険サービス等の円滑 な提供を図ります。

5 地域密着型サービス等運営委員会

「西東京市地域密着型サービス等運営委員会」を通じ、地域密着型サービスの指定権限 を確立するとともに、地域の実情に基づくサービスの量的・質的確保を図ります。

6 介護保険の関連組織の連携

西東京市の介護保険事業をより一層充実していくために、介護保険運営協議会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス等運営委員会をはじめ、さまざまな関連組織が連携しながら、事業全体の計画を検討し、実施のモニタリングとフィードバックを行うことができるように努めます。

第**3**章

地域包括ケアのしくみ

1 地域包括支援センター運営協議会

学識経験者、関係機関、市民代表等から構成される「西東京市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、市内8ヶ所の地域包括支援センターの事業を中立・公正な立場から評価・検討します。

2 地域包括ケア会議

日常生活圏域ごとに、地域包括支援センターを核として地域包括ケア会議を実施し、保健・医療・福祉などの関係機関と連携を図りながら、地域における高齢者の支援体制の強化に努めていきます。

資料編

- 1 検討体制
- 2 検討経緯
- 3 アンケート調査の概要
- 4 用語集

1 検討体制

(1) 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会及び 西東京市介護保険運営協議会名簿

選出区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	市川一宏	ルーテル学院大学	0
	須加 美明	目白大学	0
保健医療関係者	橋岡 孝之介	西東京市医師会	
	吉岡 重保	西東京市歯科医師会	
	石井 正彦	西東京市薬剤師会	
	五十里 一秋	東京都多摩小平保健所	
	関口 令安	ハートフル田無(介護老人保健施設)	
	高岡 里佳	田無病院(介護療養型医療施設)	
福祉関係者	野崎博人	居宅サービス事業者 NPO 法人サポートハウス年輪	
	髙橋を睦	施設サービス事業者 めぐみ園(特別養護老人ホーム)	
	小山 秀実	健光園 居宅介護支援事業者	
	中村 眞弓	西原町地域包括支援センター	
	海老澤 栄	西東京市民生委員児童委員協議会	
	齊藤 睦	西東京市社会福祉協議会	
市民	新井 節雄	介護保険被保険者(第1号)	
	山西 光子	介護保険被保険者(第1号)	
	饗場 博章	介護保険被保険者(第2号)	
	新野 晴男	介護保険被保険者(第2号)	

◎は座長(委員長) ○は副座長(副委員長)

2 検討経緯

(1) 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会での検討経緯

回数	開催日	議題
第1回	平成 23 年 5 月 12 日	1 西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会の運営について 2 座長・副座長の選出について 3 今後の会議日程について 4 会議録の取り扱いについて
第2回	平成 23 年 6月 30日	1 第1回会議録の確認 2 高齢者福祉を取り巻く西東京市の現状、現計画の進捗状況 3 次期計画の枠組みと視点、今後のスケジュール
第3回	平成 23 年 7 月 14 日	1 第2回会議録の確認 2 高齢者福祉サービスについて 3 次期計画策定に向けた課題と方向性について
第4回	平成 23 年 8 月 11 日	1 第3回会議録の確認 2 前回の会議の質問に関する回答について 3 次期計画策定に向けた課題と方向性について 4 次期計画ビジョン・構成の検討について
第5回	平成 23 年 10月 13日	1 第4回会議録の確認 2 西東京市高齢者保健福祉計画·介護保険事業計画(第5期) の骨子案について 3 その他
第6回	平成 23 年 11 月 10 日	1 第5回会議録の確認 2 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期) の素案について 3 その他
第7回	平成 24 年 1 月 12 日	1 第6回会議録の確認 2 パブリックコメント、市民説明会の結果について 3 高齢者保健福祉計画(案)について
第8回	平成 24 年 2 月 9 日	1 第7回会議録の確認 2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期)案の最終まとめについて

(2) 西東京市介護保険運営協議会での検討経緯

回数	開催日	議題
第1回	平成 22 年 7 月 29 日	1 正副委員長選出 2 会議の運営等について 3 介護保険運営協議会日程について 4 その他
第2回	平成 23 年 1 月 27 日	1 第1回会議録の確認 2 東京都の在宅療養の推進に関わる取組について 3 介護保険事業計画の見直しに伴うアンケート調査票につい て(意見交換) 4 その他
第3回	平成 23 年 5月 12日	1 第2回会議録の確認 2 市民アンケート調査結果等報告について 3 介護保険事業計画(第4期)の中間報告について 4 その他
第 4 回	平成 23 年 6月 30 日	1 第3回会議録の確認 2 前回会議の質問に対する回答 3 第4期事業計画の取組状況 4 西東京市における日常生活圏域の考え方 5 フォローアップ調査、グループインタビュー調査結果の報告 6 調査結果からみえたポイント
第5回	平成 23 年 7月 14日	 1 第4回会議録の確認 2 前回会議の質問に対する回答 3 グループインタビュー調査結果 4 西東京市の圏域設定のイメージ 5 介護保険法等の改正のポイント 6 第5期地域密着型サービスについて 7 介護ボランティアについて
第6回	平成 23 年 8月11日	1 第5回会議録の確認 2 前回会議の質問に対する回答 3 日常生活圏域の考え方 4 介護ボランティア 5 地域密着型サービス 6 介護予防事業
第7回	平成 23 年 10 月 13 日	 1 第6回会議録の確認 2 前回会議の質問に対する回答 3 多様なボランティアのしくみづくり 4 第5期介護保険料 5 第5期介護保険事業の見通し 6 その他

回数	開催日	議題
第8回	平成 23 年 11 月 10 日	 第7回会議録の確認 前回会議の質問に対する回答 介護予防・日常生活支援総合事業 第5期介護保険事業の見通し その他
第9回	平成 24 年 1 月 12 日	1 第8回会議録の確認 2 前回会議の質問に対する回答 3 介護保険事業計画(第5期)(素案) 4 第5期介護保険料 5 低所得者に対する介護サービス利用料負担軽減 6 その他
第 10 回	平成 24 年 2月9日	1 第9回会議録の確認 2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期)案

(3) 市民説明会の実施

市民説明会は以下の日程で計4回開催し、8人の市民に参加していただきました。

開作	崖日時	会場
平成 23 年	14:00~15:30	西原総合教育施設第一会議室
12月16日(金)	19:00~20:30	下保谷福祉会館大広間
12月17日(土)	14:00~15:30	防災センター6階・講座室2
12月17日(上)	18:00~19:30	西東京市役所田無庁舎会議室

(4) パブリックコメントの実施

実施時期	意見数·人数
平成 23 年 12 月 1 日~ 12 月 31 日	11 件 · 2 人

3 アンケート調査の概要

(1) 西東京市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第5期) 策定のための調査

①調査目的

高齢者の生活実態や保健福祉サービスの利用状況と今後の利用意向、要支援・要介護認定者の介護保険サービスの利用状況と利用意向、未利用の理由等についての意識や要望を把握し、平成23年度に策定する「西東京市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第5期)」の策定の基礎資料とすることを目的として9種類の調査を実施しました。

②調査の種類と対象者

調査種別	対象者	対象者数	有効回収数 (有効回収率)
高齢者一般調査	市内の介護保険第1号被保険者(二次予防事業対象者、要支援・要介護認定者を除く)	3,000人	2,334 (77.8%)
若年者一般調査	市内在住の 55 歳~64 歳の人(要支援・要介護認定者を除く)	1,500人	910 (60.7%)
二次予防事業対象者調査	市内在住の第 1 号被保険者で二次予防事業 対象者の人	200人	158 (79.0%)
介護保険居宅サービス 利用者調査	市の要支援・要介護認定を受けている人のう ち、居宅サービスを利用している人	1,500人	890 (59.3%)
介護保険施設サービス 利用者調査	市の要支援・要介護認定を受けている人のうち、施設サービスを利用している人	500人	278 (55.6%)
介護保険サービス 未利用者調査	市の要支援・要介護認定を受けている人のうち、介護保険サービスを利用していない人	500人	307 (61.4%)
介護保険サービス 事業者調査	西東京市介護保険連絡協議会参加事業者及び 市内地域包括支援センター	150 事業所	98 (65.3%)
介護支援専門員調査	西東京市介護保険連絡協議会参加事業者の介 護支援専門員	120人	70 (58.3%)
日常生活圏域ニーズ調査	市内在住の 65 歳以上の人	1,200人	940 (78.3%)
	8,670	5,985 (69.0%)	

③調査方法

アンケート調査・郵送法(督促礼状1回送付) ※日常生活圏域ニーズ調査のみ未回収者には訪問回収

4調査時期

平成23年2月10日~2月24日

※日常生活圏域ニーズ調査のみ2月24日~3月6日まで訪問回収

5調査項目

調査種別	調査項目
高齢者一般調査	基本属性、住まい方、生きがい、認知症、健康管理、医療と介護予防、介護 の経験と高齢者虐待、介護保険制度と保険料、市への要望
若年者一般調査	基本属性、地域との関わり、住まい方、生きがい、健康管理と医療、介護の 経験と認知症、介護予防や保健福祉サービス、介護保険制度と保険料、市へ の要望
二次予防事業対象者調査	基本属性、日ごろの悩みや困ったこと、生きがい、健康づくりと医療の状況、 介護予防事業の利用状況・評価・意向、介護保険・保健福祉サービス、介護 保険制度と保険料、市への要望
介護保険居宅サービス 利用者調査	基本属性、介護保険の利用、介護保険サービスの利用、サービスの要望や苦情、介護保険制度と保険料、介護予防・生活支援、成年後見制度、今後の過ごし方、介護者の状況・意向
介護保険施設サービス 利用者調査	基本属性、家族の状況、施設での生活・サービス、介護保険制度と保険料、 今後の生活と在宅で暮らすための条件、介護保険施策、市への要望
介護保険サービス 未利用者調査	基本属性、介護保険サービスの申請・未利用の理由、日常生活の状況と悩み や不安、医療の状況、介護保険制度と保険料、介護保険・保健福祉サービス、 介護保険施策、市への要望、介護者の状況・意向
介護保険サービス 事業者調査	基本属性、収支状況、報酬改定の影響、職員の処遇改善策の効果と今後の課題、 サービスの質の向上、事業運営の方向、地域包括支援センター、保険者に対 する意見と期待
介護支援専門員調査	基本属性、ケアマネジメントと介護保険サービス、地域包括支援センター、 介護保険外サービス、スキルアップ、保険者に対する意見と期待
日常生活圏域ニーズ調査	家族や生活状況、住まいの状況、身体状況や外出状況、転倒予防、口腔·栄養、物忘れ、日常生活、社会参加、健康、市への要望

(2) 西東京市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第5期) 策定のためのフォローアップ調査

①調査目的

平成 22 年度に実施した「西東京市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第5期)策定のための調査」の結果を掘り下げるとともに、震災後の意識変化を探るために、「高齢者一般調査」と「日常生活圏域ニーズ調査」についてフォローアップ調査を実施し、高齢者の生活実態や保健福祉サービスの利用状況、今後の利用意向や要望等を把握する。この調査結果は、平成 23 年度に策定する「西東京市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第5期)」の基礎資料とすることを目的としている。

②調査の種類と対象者

調査種別	対象者	対象者数	有効回収数 (有効回収率)
高齢者一般調査	市内の介護保険第1号被保険者(二次予防事業対象者、要支援・要介護認定者を除く)	1,500人	1,134 (75.6%)
日常生活圏域ニーズ調査	市内在住の 65 歳以上の人	600人	454 (75.7%)
		2,100人	1,588 (75.6%)

③調査方法

アンケート調査・郵送法(督促礼状1回送付)

4調査時期

平成 23 年 5 月 27 日~ 6 月 10 日

⑤調查項目

調査種別	調査項目
高齢者一般調査	基本属性、住まい方、生きがい、認知症、健康管理、医療と介護予防、介護 の経験と高齢者虐待、介護保険制度と保険料、市への要望
日常生活圏域ニーズ調査	家族や生活状況、住まいの状況、身体状況や外出状況、転倒予防、口腔・栄養、物忘れ、日常生活、社会参加、健康、市への要望

4 用語集

あ行

■アセスメント

ケアプラン作成にあたり、要介護者、要支援者の心身の様子や、生活上の課題を把握し、客観的に分析をした上で、今後のケアに必要な見通しをたてることです。要介護者、要支援者、家族の要望を踏まえ、ケアマネジャーの専門的な見立てと合わせて、生活上の困りごとを一緒に解決していきます。

■いきいきミニデイ

ミニデイ協力者の活動により、一人ぐらし高齢者等に趣味・レクリエーション・学習等の生きがいの場を提供し、孤独感の解消や心身機能の維持向上を図るとともに、社会とのつながりを深め、高齢者福祉の増進を図る事業です。

■うつ・うつ予防

うつの症状としては、無気力・無感動・不安感・興奮等があり、それに伴い不眠・食欲低下等があります。本計画では、このような抑うつ症状を示している状態全体に対して「うつ」 という用語を使用しています。うつ予防としては、人に会う、日中活動して夜間によい睡眠をとる、生活のリズムを整えるなどの生活習慣の改善があります。

■ NPO (エヌ・ピー・オー)

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体(Non Profit Organization)の総称。特定非営利活動促進法(通称: NPO法)に基づき、「特定非営利活動法人」という法人格を得て活動している。

か行

■介護給付費準備基金

3年間の事業計画期間中の財政運営に伴う財源調整のために基金を設置することになっています。第1号被保険者の介護保険料収入の余剰が生じた場合には、その余剰金を積み立て、保険料収入に不足が生じた場合には、基金から取り崩しを行うことにより、介護保険財政を安定的に運用していく役割があります。また、介護保険事業計画最終年度の残額については、次期の事業計画期間内における保険料収入の一部として取り崩しを行うことにより、保険料の負担軽減を図ることができます。

■介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護保険のサービスを利用したいときに、相談し、各種のサービスを紹介、斡旋する福祉や医療の専門職のことです。介護福祉士や看護師などの資格をもち、一定の実務経験を

もつ者が試験を受け、介護支援専門員研修を修了して、登録できます。要介護者・要支援者との契約に基づきケアプランを作成します。また、サービス事業者との連絡調整や、 医療機関との連携を図りながら継続的な支援を行っていきます。

■介護認定審査会

保健・福祉・医療の学識経験者から構成され、コンピュータ判定の結果と訪問調査の特記事項、主治医の意見をもとに、介護の必要性や程度について審査を行う組織のことです。

■介護保険施設

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設 のことをいいます。

■介護保険連絡協議会

西東京市の介護保険制度の実施に関し、各関係機関の連絡体制を整備し、介護サービス等の円滑な提供を図るために設置された協議会です。介護サービス等の提供基盤の整備に関すること、介護サービス等の円滑な提供に関すること、介護保険制度を担う人材の育成確保に関すること、介護サービス等提供事業者に係る情報の提供及び交換に関すること、その他介護保険制度に係る連絡調整に関し必要な事項を協議しています。

■かかりつけ医

家族ぐるみで健康や病気のことを気軽に相談したり、身体に不調があるときにいつでも診察してくれる身近な開業医であり、初期患者の問題を的確に把握し、適切な指示、緊急に必要な処置の実施、他の医師への紹介を行い、個人や家庭での継続的な治療について主治医としての役割を果たす医師です。

■かかりつけ歯科医

患者の心身の特性やニーズを踏まえて歯・あご・ロの疾患の治療を行うとともに、全身状態や精神面をも考慮し、計画的に予防を含めた歯科医学的な管理や療養上の支援を行う地域に密着した身近な歯科医です。

■かかりつけ薬局

複数の医療機関から処方される薬やアレルギーなどについて薬歴管理をし、必要に応じて処方した医師と相談の上、有効で、安全な調剤を行ったり、薬全般についての相談に応じたりしてくれる身近な薬局です。

■カンファレンス

事例の援助過程において、的確な援助を行うために援助に携わる者が集まり、討議する 会議のことです。

■ケアプラン(介護計画)

要支援、要介護状態にあっても、その人らしい自立した日常生活の実現を目指すための「介護計画」のことです。ケアマネジャーは、アセスメントから導きだされた生活課題の解決に向け、その人に合った目標をたてて、適切なサービスや社会資源を組み合わせた「介護サービス計画書」を作成します。

■ケアマネジメント

生活上の困りごとと、サービス等社会資源を適切に結びつけ、要介護者等の自立した日常生活の実現につなげるための専門的手法のことです。必要な情報収集、生活上の課題分析、サービス調整、ケアプラン作成、サービス担当者会議、サービスの実行、再評価等、一連のプロセスを踏まえてケアプランを作成し、チームケアで継続的支援を行います。

■権利擁護センター「あんしん西東京 |

市内に住む、精神障害者、知的障害者、身体障害者、高齢者等を対象に、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の手続き支援を行い、年齢を重ねても、障害があっても、住み慣れた地域で自立した生活が送れるように支援する機関です。

■高額介護サービス費

介護サービスを利用した要支援・要介護の方が1ヶ月間に支払った利用者負担額が一定の上限を(負担限度額)を超えたときは、申請によりその超えた分が払い戻される制度のことです。

さ行

■サービス担当者会議

介護保険においては、ケアプランに基づき、要介護者、要支援者及び家族と、ケアチームとして位置づけられているサービス事業者、医療機関、その他関係者が一堂に会し、今後のケアの方針等を協議し決定する会議のことをいいます。入院先の医療機関で開催される場合などは、「カンファレンス」と称することもあります。

■財政安定化基金

介護保険の保険者である市町村が、予定していた保険料収納率を下回ったり、保険給付費が見込み以上に増大するなどして保険財政に不足を生じた場合に、都道府県に置かれるこの基金から当該市町村に対して資金を交付または貸与して、その安定化を図るための基金です。なお、法改正により財政安定化基金を取り崩すことが可能となり、その取り崩した額の3分の1に相当する額が市町村に交付され、介護保険料の増加の抑制に充てられることになりました。

■サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のことです。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へ広がる可能性ももった活動です。

■自助·互助·公助·共助

「地域包括ケア研究会報告書~今後の検討のための論点整理~地域包括ケア研究会(平成20年度老人保健健康増進等事業)」によると以下のように定義されます。

自助:自ら働いて、または自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること。

互助: 非公式、形式ばらない相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等。

共助: 社会保険のような制度化された相互扶助。

公助:自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等。

■社会貢献型後見人

後見業務を担っている親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、後見業務を担っていただく人です。社会貢献型後見人になるには、東京都が実施する基礎講習を受講した後、区市町村の推進機関等に登録し、さまざまな活動を通じて経験を積む必要があります。主な職務内容は、ご本人の財産の把握と管理、福祉サービス利用のための契約、悪質な訪問販売等からの保護等です。

■社会福祉協議会

社会福祉法に基づき設置された福祉団体で、各区市町村に常設されている公共性の高い民間福祉団体です。市民や行政、社会福祉事業関係者などの参加と協動により地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らしていける「まち」の実現を目指して活動しています。

■主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)

ケアマネジャーとして5年以上の実務経験があり、区市町村の推薦を受けて都道府県の 養成研修を修了した者を「主任ケアマネジャー」といいます。地域包括支援センターや特 定事業所加算を算定する居宅介護支援事業所、施設等に配属されています。

■消費者センター

消費生活活動の拠点施設です。併設されている消費生活相談室では、悪質商法に巻き込まれたり、商品やサービスなどの契約に関するトラブル、商品の品質や安全性など、消費生活に関するさまざまな問題や疑問について、専門の消費生活相談員が相談に応じます。

■シルバー人材センター

法律に基づく公益法人で、概ね 60 歳以上の高齢者を会員とし、健康でかつ働くことにより生きがいを見出しながら、地域社会の一員として貢献するための新しい生活環境を会員とともにつくり上げていきます。

■シルバーハウジンング

高齢者の生活特性に配慮した設備を備え、ライフサポートアドバイザー(生活援助員)を 配置して、福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住宅のことです。

■シルバーピア

高齢者が地域で安心して生活できるよう、手すり・段差解消・緊急通報システム等の設置、 安否確認や緊急時の対応を行う生活援助員等の配置、地域包括支援センターとの連携を 特徴とする高齢者向けの集合住宅です。ピアとは英語で仲間や友人などを意味し、そこに 居住する高齢者が自立しながらも、お互いに助け合って生活することを目指して名付けら れました。

■生活機能評価(介護予防健診)

生活機能とは日常生活で必要となる機能のことであり、生活機能の確認は基本チェックリストで行います。基本チェックリストは、ふだんの生活状況、運動器関係、食生活に関する栄養関係、歯などに関する口腔機能関係などの 25 項目の質問があり、その結果から要介護状態等になるおそれの高い状態にあると認められる人を二次予防事業対象者とします。

■成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度です。「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人などがこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人に代わって財産管理や身上監護などを行います。その他、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上監護等を自分の信頼する人に希望どおりに行ってもらえるよう、あらかじめ契約しておくことができる「任意後見制度」もあります。

た行

■地域支援事業

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が実施する事業です。平成 17 年度までの老人保健事業や介護予防・地域支え合い事業、在宅介護支援センター事業等の再編により創設された介護保険制度上の事業です。生活機能評価でスクリーニングされた要介護状態になるおそれがある高齢者(二次予防事業対象者)等を対象として、介護予防事業(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上等)、包括的支援事業(地域包括支援センターの事業、ケアプラン評価支援事業等)、任意事業(在宅介護教室、認知症高齢者俳徊位置探索サービス等)があります。

■地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

福祉サービスが契約による利用制度に移行することに伴い、自己決定能力が低下した人のサービス利用を支援するために、成年後見制度の補完として設けられた制度です。社会福祉協議会等に属する専門員が利用者の「自立支援計画」を策定し、生活支援員が利用者との契約に基づいて福祉サービスの利用に際しての情報提供や助言や、申込手続き・利用料支払いの代行、苦情処理の援助などを行います。この他、利用者の状況に応じて日常の金銭管理等も行います。

■地域包括ケア会議

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるよう、保健、医療及び福祉サービス、地域資源の活用の検討や総合調整等を行うために日常生活圏域ごとに設置した検討組織のことです。圏域の地域包括支援センター及び行政を中心に、地域の医師・歯科医師・薬剤師、ケアマネジャー、サービス事業者等、各分野の専門職で

構成されています。

■地域包括支援センター

予防重視型システムの構築に向けて、公正・中立な立場から「総合相談支援事業」、「介護予防ケアマネジメント事業」、「包括的・継続的マネジメント事業」、「高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業」の4つの基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関として、地域包括支援センターが設置されています。地域包括支援センターには、保健師・経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置し、専門職の協働による業務を展開します。設置・運営に関しては、中立性の確保、人材確保支援等の観点から「地域包括支援センター運営協議会」が関わることになっています。

■地域密着型サービス

要支援・要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、市町村をさらに細かく分けた日常生活圏域の単位で整備されるサービスをいいます。地域密着型サービスには、小規模介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)、小規模介護専用型特定施設(地域密着型特定施設入居者生活介護)、認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)、認知症高齢者専用デイサービス(認知症対応型通所介護)、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスの8種類があり、サービス基盤の整備状況に応じて市町村が事業所の指定及び指導・監督を行います。

■特定入所者介護サービス費

低所得の要介護者が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した場合や低所得の要支援者が短期入所サービスを利用した場合、食費・居住費について支給されます。

な行

■二次予防事業対象者

生活機能評価により、要介護状態等になるおそれの高い状態にあると認められた方です。 二次予防事業対象者の方に対して、通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業を実施し ます。

■認知症

介護保険法によれば、認知症は「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」と定義されています。

■認知症サポーター

認知症を正しく理解し、地域で生活している認知症の方やその家族を温かく見守り、自分のできる範囲で支援する人です。国の「認知症を知り、地域をつくるキャンペーン」の一環として、キャラバンメイト(認知症サポーター養成講座の講師役)が地域・企業・学校などで認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを養成します。

は行

■バリアフリー

バリアフリーとは、バリア(障壁)をフリー(解消)にすることで、高齢者・障害者などの 人々が生活しやすい環境に整備しようという考えです。バリアには、段差などの具体的な 障壁だけでなく、制度や差別意識など幅広い概念を含みます。日本の家屋では、玄関や 廊下の段差、幅が狭い廊下や階段、和式のトイレや浴槽が高齢者や障害者の生活上のバ リアになります。このようなバリアを解消することで、生活の質が向上します。

■ BPSD

認知症の症状には、物忘れや判断力の低下等、脳機能の低下を直接示す症状(中核症状)と、中核症状に伴って現れる行動と心理の症状(周辺症状)があります。専門用語では BPSD (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia) と呼ばれ、行動心理兆候と言われています。具体的な症状には妄想、幻覚、攻撃的言動、徘徊等がありますが、これらの症状は、不安や不満など不安定な心理状況の時に、それらの行動として現れる場合が多くあります。頭ごなしに否定をしないなど、接し方(ケア)での対応が大切です。

■福祉サービス第三者評価

社会福祉法第78条では、事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することとしています。個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者の適切なサービスの選択に資するための情報として公表します。

ま行

■民生委員

民生委員(民生委員・児童委員)は「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアです。地域の相談相手として、暮らしの支援、高齢者・障害者の支援を行います。行政機関と協働し、問題が起こったときは速やかに連絡を取り合うなど、地域のパイプ役として活動しています。

■モニタリング

ケアプランを定期的に見直し、評価検証を行うことです。ケアプランが作成され、サービス等を利用した結果、心身の状態が改善しているか、日常生活に新たな困りごとが生じていないか等、ケアマネジャーやサービス事業者の専門的視点から見直しを行います。自立した日常生活の実現により近づけるよう、適切なケアプランにしていくための大切な作業です。

や行

■夜間対応型訪問介護

夜間の安心を確保する必要がある要介護の利用者を対象に、夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせて行います。介護保険における地域密着型サービスの一つとして位置づけられています。

■ユニバーサルデザイン

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもちます。ユニバーサルデザインは、すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれています。

■養護老人ホーム

養護老人ホームは、身体上、精神上、環境上の問題があり、かつ経済的な理由で自宅に おいて生活することが困難な高齢者が入所できる施設です。

■要支援・要介護(要支援状態・要介護状態)

介護保険制度では、認定審査会が行う要介護認定の結果、「要支援1~2」または「要介護1~5」と認定された場合に介護保険のサービスを受けることができます。

要支援状態とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について、6月間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、または身体上若しくは精神上の障害があるために6月間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態をいいます。

要介護状態とは、身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6月間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態をいいます。

■予防給付

要支援1・要支援2と認定された方に対するサービスです。対象者の特徴は、廃用症候群 (骨関節疾患等を原因とし、徐々に生活機能が低下する状態)の方が多く、早い時期に予 防とリハビリテーションを行うことで生活機能を改善できる可能性があります。本人の意 欲を高めながら予防のサービスを提供することが必要とされます。

ら行

■リハビリテーション

本来、リハビリテーションとは機能訓練事業だけでなく障害のある人々や高齢者及びその家族が住み慣れたところで、地域の人とともに、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々、機関、組織が協力し合って行うすべての活動をいいますが、本計画では、リハビリテーションを高齢者の生活機能の維持・改善、

介護予防などの直接的支援の部分に限定して定義しています。

■レスパイトケア

レスパイトは休息、息抜きの意味です。介護を要する高齢者や障害者等を持つ家族を日常的な介護から一時的に解放することによって、家族が心身の疲れを回復し、ほっと一息つけるようにするための援助をいいます。介護を要する高齢者や障害者等を短期入所ショートステイ)や通所介護(デイサービス)に一時的に預け、家族が地域交流や余暇活動に参加する機会を提供します。

わ行

■ワークライフバランス

「ワークライフバランス」とは、内閣府男女共同参画会議(2007年7月)において、以下のように定義されています。

「ワークライフバランス」とは、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態です。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要です。

2007年12月に決定された「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章では、ワークライフバランスが実現した社会の姿として次の三点があげられています。

- ① 就労による経済的な自立が可能な社会
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③ 多様な働き方、生き方が選択できる社会

西東京市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 (第5期)

平成 24 年 3 月

発行: 西東京市 福祉部 高齢者支援課

〒202-8555 西東京市中町一丁目5番1号(保谷庁舎)

電話番号: 042 (464) 1311 (代表)



